#### $\bigcirc$ 総 務 省 令 第 五. + 号

法 電 昭 気 和 通 信 五. 事 + 業 九 年 法 法  $\mathcal{O}$ 律 <del>\_\_\_</del> 第 部 を 八 + 改 六 正 号 す る  $\mathcal{O}$ 法 規 律 定 に 令 基 和 づ 兀 年 き、 法 電 律 気 第 七 通 + 信 号 事 業 法  $\mathcal{O}$ 施 施 行 行 規 12 伴 則 等 1  $\mathcal{O}$ 及 部 び 電 を 改 気 正 通 す 信 る 事 省 業

次 令 和 五 年 六 定 月 H

令

を

 $\mathcal{O}$ 

ょ

う

12

8

る。

総 務 大 臣 松 本 剛

明

電 気 通 信 事 業 法 施 行 規 則 等  $\mathcal{O}$ 部 を 改 正 す る 省 令

電 気 通 信 事 業 法 施 行 規 則  $\mathcal{O}$ 部 改 正

第

含 定 定 部 又 で で 条 改 む は 分 次 改 改 正 0 破  $\mathcal{O}$ 正 正 前 ょ 線 表 電 以 前 下 う 後 欄 で 12 気 欄 欄 井 に  $\sum_{i}$ に ょ 通 り、 12 掲 改 信 に  $\mathcal{O}$ ん  $\sum$ げ だ 事 条  $\Diamond$ れ 部 業 れ る に 改 に 分 正 法 12 対 お 改 対 施 対 象 を 正 前 1 応 ک 応 行 規 7 前 欄 す す 定 欄 れ 規 同 に る 掲 る を じ 則 に 及 改 げ ŧ ŧ び 順 昭  $\mathcal{O}$ 改  $\mathcal{O}$ 正 次 る を 和 を 対 後 を 正 規 六 撂 掲 欄 応 定 付 後 げ + げ 欄 す に  $\mathcal{O}$ て 年 掲 る 傍 て た に 郵 1 1 げ 対 改 線 規 な 政 な る 定 応 正 下 省 1 1 対 L 後 令 ŧ ŧ 象 以 て 欄 線  $\mathcal{O}$ 規 掲 を 第二十 下 に 0 は 含 は 定  $\sum_{}$ げ 掲 と げ む  $\mathcal{O}$ る 五. ک 条 L そ る 号) れ れ 規 以 て 12  $\mathcal{O}$ を を 移 定 下 お 標 加  $\mathcal{O}$ 削 動 1 記  $\mathcal{O}$ え  $\mathcal{O}$ り 7 部 傍 L る。 部 線 条 分 を に 改 に 改 対 を 次 正 象 付 正 な  $\mathcal{O}$ 後 前 規 重 L 1 ょ 欄 欄 定 傍 又 7 う 線 同 12 12 は に じ 掲 と 破 掲 改 げ 線 げ 1 う。 正 る 重 で る す 対 対 を 井 下 る 象 付 象 線 W だ 規 規 は を L

「「一人送路設備以外の電気通信設備(事業用電気通信設備に限る。)の設置の区域の増加及には、大に掲げるものは、大に掲げるものは、大に掲げるものは、大に掲げるものは、大に掲げるものと除く。」を伴うものを除く。)を伴うものを除く。)を伴うものを除く。)を伴うものを除く。)の電気通信事業者との電気通信設備の接続に係る業務区域の増加に、大に掲げるものと除く。)を伴うものを除く。)のでは、大に掲げるものと除り、一人に送路設備の設置の区域及び区間の対加(業務区域の増加(前号に該当するものを除く。)を伴うものを除く。)を伴うものを除く。)を伴うものを除く。)の設置の区域及び区間の減少に、大に掲げるものは、大に掲げるものは、大に掲げるものは、大に掲げるものは、大に掲げるものは、大に掲げるものは、大に掲げるものは、大に掲げるものは、大に掲げるものは、大に掲げるものと域の増加及に、大に掲げるものは、大に掲げるものは、大に掲げるものは、大に掲げるものと域の増加及に、大に掲げるものは、大に掲げるものは、大に掲げるものは、大に掲げるものは、大に掲げるものは、大に掲げるものは、大に掲げるものは、大に掲げるものは、大に掲げるものは、大に掲げるものは、大に掲げるものは、大に掲げるものは、大に掲げるものは、大に掲げるものは、大に掲げる。)の設置の区域の増加及には、大に掲げるものでは、大に掲げるものでは、大に掲げるものでは、大に掲げるものは、まままままままままままままままままままままままままままままままままままま	「端末系伝送路設備の設置の区域の増加(次号イに該当するものを除く。)を伴うもいう。)をした場合における取扱対地の国又はこれに準ずる地域の変更いう。)をした場合における取扱対地の国又はこれに準ずる地域の変更において特務者しくは指定電気通信役務を提供する場合であつて、これらの電気通信役務について特別の業務区域を定めるときにおける業務区域の変更にあつては、次に掲げるもの段の業務区域の増加にあつては、次に掲げるもの段の業務区域の増加にあつては、次に掲げるものは、当該届出。次号イにおいて単に「届出」と「項の届出(同条第四項の届出をした場合は、当該届出。次号イにおいて単に「届出」と「項の届出(同条第四項の届出をした場合は、当該届出。次号イにおいて単に「届出」と	□ 既に国際電気通信役務に係る取扱対地の国又はこれに準ずる地域について法第十六条第(電気通信事業の届出) 第九条 [略] 「2~6 略] 「業務区域の変更にあつては、次に掲げるもの」 「業務区域の変更にあつては、次に掲げるもの」 「無実の届出) 「第三章~第五章 略]	
加及した。	で特 信役 に 1 1 2 1 2 1 3 3 4 3 4 3 3 4 3 4 3 3 4 3 4 3 3 4 3 4 3 4 3 4 3 4 3		

をいう。以下同じ。)を除く。以下この条において同じ。)を設置して提供する音声でやいう。以下同じ。)を除く。以下この条、第二十七条の二第二号において同じ。1並びに第二十七条の五第一項第三号及び第十一号並びに別表第一号において同じ。1立で電話用設備(事業用電気通信設備規則(昭和六十年郵政省令第三十号)第三条第12条第一号の総務省令で定める電話に係る電気通信役務は、次に掲げるもの(卸金礎的電気通信役務の範囲)	であるい。 12 全部認定事業者が第六項(第四号に係る部分に限る。)及び第十項(第四号に係る部分に限 13 全部認定事業者が第六項(第四号に係る部分に限る。)及び第十項(第四号に係る部分に限 に返納しなければならない。	おおりに属け出なければならない。 出をしようとする者は、様式第七の五の届出書がびに第四十条の十四第一項に変更がある場合に限る。)を添えて提出しなければならない。 事業者が全部認定事業者である場合であつて、当該届出に係る変更につ事業者が一部認定事業者である場合であつて、当該届出に係る変更につ事業者が一部認定事業者である場合であつて、当該届出に係る変更につ事業者が一部認定事業者である場合であつて、当該届出に係る変更につ事業者が一部認定事業者である場合であつて、当該届出に係る変更につ事業者が一部認定事業者である場合であつて、当該届出に係る変更につ事業者が一部認定事業者である場合であつて、当該届出に係る変更につの写しの全部を廃止しるが場合 様式第七の五の届出書並びに「部認定証の写し四第一項第二号へ及び二に掲げる書類並びに「部認定証の写し四第一項第二号へ及び二に掲げる書類がびに「部認定証の写し」 一項第二号へ及び二に掲げる書類並びに「部認定証の写しの全部を廃止しない場合 様式第七の五の届出書がびに「部認定証の写し」 一方に、後式第七の五の届出書がびに第四十条の十四第一項について法第百二十二条第二項の規定による変更の届出をせず、自らの全部を廃止しない場合 様式第七の五の届出書並びに第四十条の十四第一項について法第百二十二条第二項の規定による変更の届出をせず、自らの全部を廃止しない場合 様式第七の五の届出書がびに第四十条の十四第一項がある場合である。	8 法第十六条第一項の規定による届出をした者は、前項に規定する軽微な変更をしたときは、三 特定地域において臨時的に変更するものび減少
10	に返納しなければならない。	7 認定電気通言事業者が前項第三号でよる事類を提出するときな、併せて全部認定证文は一部で記載を重要者が前項第三号でよる事類を提出するときな、併せて全部認定证文は一部であるときな、併せて全部認定证文は一部	[新設]

公衆電話機を用いて提供するものを除く。) 伝送役務であつて、次のイからハまでに掲げるもの (手動により通信の交換を行うもの及び

- 「(アナログ電話用設備である固定端末系伝送路設備に対応する部分に係るものに限る。)イ アナログ電話用設備である固定端末系伝送路設備のみを用いて提供される電気通信役務

(1) (2) 略

- 報に係るもの(イに掲げるものを除く。)に限る。) 報に係るもの(イに掲げるものを除く。)に限る。) アナログ電話用設備に係る緊急通報(警察機関、海上保安機関又は消防機関への緊急通
- 「第一種公衆電話機(社会生活上の安全及び戸外での最低限の通信手段を確保する観点から、公道上、公道に面した場所その他の常時利用することができる場所又は公衆が容易に出ら、公道上、公道に面した場所その他の常時利用することができる場所又は公衆が容易に出ら、公道上、公道に面した場所その他の常時利用することができる場所又は公衆が容易に出ら、公道上、公道に面した場所をの他の常時利用することができる場所又は公衆が容易に出ら、公道上、公道に面した場所をの他の常時利用することができる場所又は公衆が容易に出ら、公道上、公道に面した場所をの他の常時利用することができる場所又は公衆が容易に出ら、公道上、公道に面した場所をの他の常様により設置される公衆で言うとができる場所とは公衆が容易に出ら、公道上、公道に面した場所をの他の常時利用することができる場所又は公衆が容易に出ら、公道上、公道に面した場所を確保する観点から、公道上、公道に面した場所を行うものを除く。)
- 着信する通信に係るものに限る。)端末設備又は無線呼出しの役務に係る相互接続点に端末系伝送路設備の一端に接続される端末設備又は無線呼出しの役務に係る相互接続点に第一種公衆電話機が設置される単位料金区域と同一の単位料金区域の内に設置される固定第一種公衆電話機に係る市内通信(第一種公衆電話機から発信する通信であつて、当該
- 適用することにより、料金の特例が適用される通信に係るものに限る。)務に関する料金の計算に用いられる距離区分について、本来の距離区分より有利なものを第一種公衆電話機に係る離島特例通信(次のいずれかに掲げる通信のうち、電気通信役
- (1) • (2) 略

に係るものに限る。) 第一種公衆電話機に係る緊急通報(警察機関、海上保安機関又は消防機関への緊急通報

の二略

- て、次のイ及びロに掲げるものに供するものに供するものに限る。以下この号において同じ。)を設置して提供する音声伝送役務であつに供するものに限る。以下この号において同じ。)を設置して提供する音声伝送役務の提供の用元年総務省令第四号)別表第一号に掲げる固定電話番号を使用して音声伝送役務の提供の用条第二項第六号に規定するインターネットプロトコル電話用設備(電気通信番号規則(令和条第二項第六号に規定するインターネットプロトコル電話用設備(電気通信番号規則第三
- 線の全ての区間が光信号伝送用であるもの(共同住宅等(一戸建て以外の建物をいう。以1.インターネットプロトコル電話用設備である固定端末系伝送路設備(当該設備に係る回

- アナログ電話用設備である固定端末系伝送路設備に対応する部分に係るものイーアナログ電話用設備である固定端末系伝送路設備のみを用いて提供される電気通信役務
- を適用することにより、料金の特例が適用される通信に係るもの(イに掲げるものを除くを適用する料金の計算に用いられる距離区分について、本来の距離区分より有利なもの役務に関する料金の計算に係る離島特例通信 次のいずれかに掲げる通信のうち、電気通信アナログ電話用設備に係る離島特例通信 次のいずれかに掲げる通信のうち、電気通信

(1) (2) 同 上

報に係るもの(イに掲げるものを除く。)
アナログ電話用設備に係る緊急通報 警察機関、海上保安機関又は消防機関への緊急通

一同上

- 着信する通信に係るもの端末設備又は無線呼出しの役務に係る相互接続点に端末系伝送路設備の一端に接続される端末設備又は無線呼出しの役務に係る相互接続点に第一種公衆電話機が設置される単位料金区域と同一の単位料金区域の内に設置される固定第一種公衆電話機と係る市内通信(第一種公衆電話機から発信する通信であつて、当該)
- 適用することにより、料金の特例が適用される通信に係るもの務に関する料金の計算に用いられる距離区分について、本来の距離区分より有利なものをロー第一種公衆電話機に係る離島特例通信。次のいずれかに掲げる通信のうち、電気通信役

、 写 (1) ・ (2) 同上]

Ξ

同上

三の二 同上]

線の全ての区間が光信号伝送用であるもの(共同住宅等内にVDSL設備その他の電気通・ インターネットプロトコル電話用設備である固定端末系伝送路設備(当該設備に係る回

1

以下「光電話役務」という。)であつて、次のいずれかに掲げるものに限る。)であって、次のいずれかに掲げるものに限る。)であって、次のいずれかに掲げるものに限る。)のみを用いて提供される電気通信役務として提供されているときは、当該一の種類の電気通信である固定端末系伝送路設備で提供されているときは、当該一の種類の電気通信であって、当該一の種類の電気通信役務に係る固定端末系伝送路設備で提供されているときは、当該一の種類の電気通信であって、当該一の種類の電気通信役務に係るもの(当該電気通信役務がその他の電気通信役務に係るものを含む。)に限る。以下下同じ。)内にVDSL設備その他の電気通信設備を用いるものを含む。)に限る。以下下同じ。)

- 宅用基本料金」という。)の最高額を超えない額で用基本料金」という。)の最高額を超えない額で同じ。)の支払を要しない契約に係るものを除く。)の基本料金(以下「月額住を承諾する際に利用者から交付を受ける金銭をいう。以下このイ及び次号イにおい用として提供されるもの(施設設置負担金(電気通信事業者が電気通信役務の身ち、住宅()第一種適格電気通信事業者が提供する第一号イに掲げる電気通信役務のうち、住宅
- のを除く。)

  のを除く。)

  のを除く。)

  のを除く。)

  のを除く。)

  のを除く。)

  の基本料金の額(押しボタンダイヤル信号に係る額とし、住宅用とそれ以外とに区分されていいる。)

  の基本料金の額(押しボタンダイヤル信号とそれ以外とに区分されている。)

  の基本料金の額(押しボタンダイヤル信号とそれ以外とに区分されている。

  のを除く。)

  のを除く。)

(2)(3)(3)

- の緊急通報に係るもの(イに掲げるものを除く。)に限る。)通信役務に係るものに限る。)に係る緊急通報(警察機関、海上保安機関又は消防機関へローインターネットプロトコル電話用設備である固定端末系伝送路設備(イに該当する電気
- 用いて提供する音声伝送役務であつて、次のイからハまでに掲げるもの 第一号に掲げる電気通信役務を提供する電気通信事業者が、ワイヤレス固定電話用設備を

る場合は押しボタンダイヤル信号に係る額とし、住宅用とそれ以外とに区分されている場るものを除く。)の基本料金の額(押しボタンダイヤル信号とそれ以外とに区分されているものを除く。)の基本料金の額(押しボタンダイヤル信号とそれ以外とに区分されている、基本料金の額が当該電気通信役務の提供に係る区域における第一種適格電気通信事業で、基本料金の額が当該電気通信役務の提供に係る区域における第一種適格電気通信事業で、基本料金の額が当該電気通信役務の提供に係る区域に対応する部分に係るものであつ務(ワイヤレス固定電話用設備である端末系伝送路設備のみを用いて提供される電気通信役イ ワイヤレス固定電話用設備である端末系伝送路設備のみを用いて提供される電気通信役

司上

」という。)の最高額を超えない額の支払を要しない契約に係るものを除く。)の基本料金(以下「月額住宅用基本料金の支払を要しない契約に係るものを除く。)の基本料金(以下「月額住宅用基本料金の支払を要しない契約に係るものを除く。)の基本料金(以下「月額住宅用として提供されるもの(施設設置負担金(電気通信事業者が電気通信役務のうち住宅用としている。)の最高額を超えない額の基本に掲げる電気通信役務のうち住宅用としている。

除く。)

「はおった」の提供に応じた区分に係る額とする。)を超えない額(()に掲げるものをは押しボタンダイヤル信号に係る額とし、住宅用とそれ以外とに区分されている場は押しボタンダイヤル信号に係る額とし、住宅用とそれ以外とに区分されている場合。)の基本料金の額(押しボタンダイヤル信号とそれ以外とに区分されている場合。)の基本料金の額(押しボタンダイヤル信号とそれ以外とに区分されている場合。)の基本料金の額(押しボタンダイヤル信号とそれ以外とに区分されている場合、)の基本料金の提供に係る区域における適格電気通信事業者が提供する第一号の、当該光電話役務の提供に係る区域における適格電気通信事業者が提供する第一号の、)

(2) (3) 同上

の緊急通報に係るもの(イに掲げるものを除く。)通信役務に係るものに限る。)に係る緊急通報、警察機関、海上保安機関又は消防機関へローインターネットプロトコル電話用設備である固定端末系伝送路設備(イに該当する電気

四同上

は押しボタンダイヤル信号に係る額とし、住宅用とそれ以外とに区分されている場合は利を除く。)の基本料金の額(押しボタンダイヤル信号とそれ以外とに区分されている場合で、基本料金の額が当該電気通信役務(施設設置負担金の支払を要しない契約に係るもの供する第一号イに掲げる電気通信役務の提供に係る区域における適格電気通信事業者が提供する第一時では、基本料金の額が当該電気通信役務の提供に係る区域における適格電気通信事業者が提供する。以下では、「大学のである場所である端末系伝送路設備のみを用いて提供される電気通信役が、「フィヤレス固定電話用設備である端末系伝送路設備のみを用いて提供される電気通信役が、「フィヤレス固定電話用設備である端末系伝送路設備のみを用いて提供される電気通信役が、「フィヤレス固定電話用設備である端末系伝送路設備のみを用いて提供される電気通信役が、「フィヤレス固定電話用設備である端末系伝送路設備のみを用いて提供される電気通信役が、「フィヤレス国定電話用設備である端末系伝送路設備のみを用いて提供される電気通信役が、「フィヤレス国定電話用設備である端末系伝送路設備の表表に対しない。「フィオート・ファイン・フィオート・フィオー・フィオート・フィオー・フィオート・フィイオート・フィイオート・フィイオート・フィオート・フィイオート・フィイオート・フィイオート・フィオート・フィイオート・フィイオート・フィオート・フィイオート・フィイヤート・フィオート・フィイオート・フィオート・フィオート・フィオ

合は利用の態様に応じた区分に係る額とする。)を超えない額で提供されるものに限る。

気通信役務に関する料金の計算に用いられる距離区分について、 を除く。)に限る。) なものを適用することにより ワイヤレス固定電話用設備に係る離島特例通信 料金の特例が適用される通信に係るもの(イに掲げるもの (次のいずれかに掲げる通信のうち 本来の距離区分より有利

緊急通報に係るもの(イに掲げるものを除く。 ワイヤレス固定電話用設備に係る緊急通報 (警察機関 に限る。 海上保安機関又は消防機関への

(第一号基礎的電気通信役務の提供方法等の報告)

第十四条の二 市町村の一部を単位とする場合にあつては、当該市町村又は当該市町村の一部の区域)等につ び第二十二条の二の二第二項並びに様式第十二の六及び様式第十五の二において同じ。)又は 外の者が提供する他の役務に係る契約が必要となる場合は、様式第十二の六により、当該第一 業者は、利用者が当該第一号基礎的電気通信役務の提供を受けるために当該電気通信事業者以 いて、その実施の日の三十日前までに総務大臣に報告するものとする。当該第一号基礎的電気 号基礎的電気通信役務の提供の方法、提供を行う区域(市町村(特別区を含む。以下この条及 通信役務の提供の方法、提供を行う区域等を変更しようとするときも、同様とする。 前条第三号及び第四号に掲げる第一号基礎的電気通信役務を提供する電気通信事

(第二号基礎的電気通信役務の範囲)

第十四条の三 路設備から利用者の電気通信設備への通信を行う場合における理論上の最大データ伝送速度を るもの(卸電気通信役務に該当するものを含む。)であつて、 )が毎秒三○メガビット以上のものとする。 法第七条第二号の総務省令で定める高速度データ伝送電気通信役務は、次に掲げ その下り名目速度(端末系伝送 [新設]

第一条第二項第七号に規定するものをいう。)のうち、データ伝送役務として提供されるも FTTHアクセスサービス(電気通信事業報告規則 (昭和六十三年郵政省令第四十六号)

- CATVアクセスサービス(電気通信事業報告規則第一条第二項第十号に規定するものを ) のうち データ伝送役務として提供されるものであつて、 次のいずれにも該当する
- ブルが用いられるものに限る。)により構成される端末系伝送路設備を用いて提供される 信設備であつて、 総務大臣が別に告示する国際的な標準に適合している端末系伝送路設備を用いて提供さ 光信号伝送用の伝送路設備(利用者の電気通信設備(電気通信事業者が設置する電気通 共同住宅等内に設置されるものを含む。)と接続される一端に同軸ケー
- れるもの
- 、ンドアクセスサービス用設備(光信号伝送用の伝送路設備及び無線設備(その一端が専ら 専用型ワイヤレス固定ブロードバンドアクセスサービス(専用型ワイヤレス固定ブロード

 $\equiv$ 

用の態様に応じた区分に係る額とする。)を超えない額で提供されるもの

を除く。 なものを適用することにより 気通信役務に関する料金の計算に用いられる距離区分について、 ワイヤレス固定電話用設備に係る離島特例通信 料金の特例が適用される通信に係るもの(イに掲げるもの 次のいずれかに掲げる通信のうち 本来の距離区分より有利

(1) (2) 同上

緊急通報に係るもの(イに掲げるものを除く。 ワイヤレス固定電話用設備に係る緊急通報 海上保安機関又は消防機関への

(基礎的電気通信役務の提供方法等の報告)

|第十四条の二||前条第三号及び第四号に規定する基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業者 日の三十日前までに総務大臣に報告するものとする。当該基礎的電気通信役務の提供の方法、 位とする場合にあつては、当該市町村又は当該市町村の一部の区域)等について、その実施の 提供を行う区域等を変更しようとするときも、 供する他の役務に係る契約が必要となる場合は、様式第十二の六により、当該基礎的電気通信 は、利用者が当該基礎的電気通信役務の提供を受けるために当該電気通信事業者以外の者が提 の二第二項並びに様式第十二の六及び様式第十五の二において同じ。)又は市町村の一部を単 役務の提供の方法、提供を行う区域(市町村(特別区を含む。以下この条及び第二十二条の二 同様とする。

として提供されるものとして提供されるものとして提供されるものという。)と接続される屋内用ルータ(電気通信事業報告規則第一条第二項第二十六号に規定するものをいう。)のうち、データ伝送役務務を含む。)であつて、ベストエフォート型であるものをいう。)のうち、データ伝送役務務を含む。)であつて、ベストエフォート型であるものをいう。)のうち、データ伝送役務を含む。)であつて、ベストエフォート型であるものをいう。)のうち、データ伝送役務務を含む。)であつて、ベストエフォート型であるものをいう。)のうち、データ伝送役務務を含む。)であつて、ベストエフォート型であるものをいう。)のうち、データ伝送役務務を含む。)であつて、ベストエフォート型であるものをいう。)のうち、データ伝送役務務を含む。)であつて、ベストエフォート型であるものをいう。)のうち、データ伝送役務務を含む。)であって、ベストエフォート型であるものをいう。)のうち、データ伝送役務務を含む。)であつて、ベストエフォート型であるものをいう。)のうち、データ伝送役務を含む。)であって、ベストエフォート型であるものをいう。)のうち、データ伝送役務のを含む。)のうち、データ伝送役務のを含む。)であつて、ベストエフォート型であるものをいう。)のうち、データ伝送役務のを含む。)のうち、データ伝送役務を含む。)のうち、データ伝送役務のを含む。)のうち、データ伝送役務のでは、対している。)のうち、データ伝送役務のでは、対している。)のうち、データ伝送役務のでは、対している。

3 第二号基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業者のうち、四半期末における第二号基礎的電気通信役務の契約数が三十万を超える者(当該四半期末後に最初に法第十九条第一項本文の規定により総務大臣に届け出るべき契約款については、同項中「基礎的電気通信役務に」とあるのは「第二号基礎的電気通信役務に」と、「その実施前に、総務大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする」とあるのは「その第二号基礎的電気通信役務の契約数が三十万を超えた四半期末における当該契約数が三十万を超えなかつた者に限り、第二種適格電気通信事業者である者を除く。)が当該判別の直前の四半期末における当該契約数が三十万を超えなかつた場合に限る。)の末日からでは、同項中「基礎的電気通信役務に」と、「その実施前に、総務大臣に届け出なければならない」とする。

本の指定を受けた日から起算して三月以内に、総務大臣に届け出なければならない」とするに、 一項の指定を受けた日から起算して三月以内に、総務大臣に届け出なければならない。これを変更しようとす。 「会契約約款については、同項中「基礎的電気通信役務に」とあるのは「第二号基礎的電気通信役務に」と、「その実施前に、総務大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする」とあるのは「第二号基礎的電気通信役務に」とあるのは「第二号基礎的電気通信というとする。 三十万を超える者を除く。)が最初に法第十九条第一項本文の規定により総務大臣に届け出る。 第二種適格電気通信事業者(直近の四半期末における第二号基礎的電気通信役務の契約数が

格電気通信事業者の指定を受けた日から起算して三月以内」とする。 格電気通信事業者の指定を受けた日から起算して三月以内」とあるのは「前項(電気通信事業法施内規則(昭和六十年郵政省令第二十五号)第十四条の三第二項がら第四項当該契約数が三十万を超えなかつた場合に限る。)の末日から起算して三月以内、同条第四項当該契約数が三十万を超えなかつた場合に限る。)の末日から起算して三月以内、同条第四項当該契約数が三十万を超えた四半期(当該四半期の直前の四半期末における基礎的電気通信役務の契約数が三十万を超えた四半期(当該四半期の直前の四半期末における基礎的電気通信役務の契約数が三十万を超えた四半期(当該四半期の直前の四半期末における場合により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。)」と、第十五条中「その実施の日の七日前まで」とあるのは「前項(電気通信事業法施格の規定により読み替えて通り表表を表表を表表といる。 |第二十二条||法第二十三条第一項の規定による届出契約約款及び保障契約約款並びに||料金の公表||第二十二条||法第二十三条第一項の規定による契約約款及び||料金の公表は、その実施の日から、 第十九条の三 法第二十一条第一項の総務省令で定める電気通信役務は、第十八条で定める指定 第十九条の三 [同上] 第十四条の五 第十四条の四 気通信役務を提供するために設置される電気通信設備は、専らインターネットの接続点間の通 信設備) 号基礎的電気通信役務を提供する者の当該第二号基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業 対する法第四十一条第二項、法第四十二条第四項、法第四十四条第一項、法第四十四条の三第 第二号基礎的電気通信役務を提供する者に限り、電気通信回線設備を設置する者を除く。)に 電気通信役務であつて、次に掲げるもの以外のものとする。 る場合には」とあるのは「を総務省がホームページに掲載する方法により示す電磁的記録で作 告するものとする。 定する地域の単位に分けた区域をいう。以下同じ。)ごとに、次に掲げる事項を総務大臣に報 該電気通信事業者の第二号基礎的電気通信役務に係る業務区域を第四十条の八の二第一項に規 者は、毎事業年度経過後三月以内に、当該第二号基礎的電気通信役務に係る単位業務区域(当 信の用に供する電気通信設備とする。 の用に供する電気通信設備を除く」とする。 とあるのは「、専ら」と、 (特定電気通信役務の範囲) (第二号基礎的電気通信役務に係る単位業務区域ごとの電気通信回線設備の規模等の報告) (専らインターネットへの接続を可能とする電気通信役務を提供するために設置される電気诵 二・三略 同項中「この省令」とあるのは「第十四条の五第一項」と、 項及び法第四十五条第一項の規定の適用については、 (届出契約約款等の公表) 前項の規定による報告を行おうとする場合における第七十条第一項の規定の適用については タル通信サービスを除く音声伝送役務 期間が一年を超えないときは、その旨 の二、第四十条の六の二及び第四十条の八の五並びに様式第三十八の二の四において同じ。 供を行うことが可能な世帯数の割合とする。以下この条、第四十条の四の五、第四十条の五 当該単位業務区域に自ら設置した端末系伝送路設備を用いて第二号基礎的電気通信役務の提 端末系伝送路設備を所有する者が地方公共団体であるかどうかの別その他必要な事項 加入電話、公衆電話(第十四条第二号の二に掲げる電気通信役務を除く。)及び総合デジ 前号に規定する場合に該当し、かつ、第二号基礎的電気通信役務を継続して提供している が第四十条の六の二第二項に規定する規模を超える場合には、その旨 当該事業年度末における電気通信回線設備の規模(一の単位業務区域の全世帯数に占める 「ができる」とあるのは「とする」とする。 端末系伝送路設備を設置して第二号基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業 法第七条第二号の総務省令で定める専らインターネットへの接続を可能とする電 「を除く」とあるのは「並びに専ら卸電気通信役務を利用して第二 法第四十一条第二項中「並びに専ら」 「が電磁的記録で作成されてい | 電話及び総合デジタル通信サービスを除く音声伝送役務 [新設] [新設] 三・三 同上 (契約約款等の公表) (特定電気通信役務の範囲)

用することにより、これを行わなければならない。 第二十二条の二の十三を除き、以下同じ。)において掲示するとともに、インターネットを利 は、その実施の日から、営業所その他の事業所(商業登記簿に登記した本店又は支店に限る。

四号に規定する電気通信役務のいずれかを提供すれば足りることとする。 第一号基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業者にあつては、同条第一号、第三号又は第 的電気通信役務の提供が法第百二十一条第一項の認定電気通信事業に係る電気通信役務の提供 として行われる場合を含む。次項において同じ。)は、第十四条第三号又は第四号に規定する 法第二十五条第一項の第一号基礎的電気通信役務の提供(当該第一号基礎

り行おうとする場合には、様式第十五の二により、その提供を行う区域(市町村又は市町村の 条第一号に規定する電気通信役務に代えて同条第三号又は第四号に規定する電気通信役務によ の実施の日より相当の期間前までに総務大臣に報告するものとする。当該電気通信役務の提供 を行う区域等を変更しようとするときも、同様とする。 部を単位とする場合にあつては、当該市町村又は当該市町村の一部の区域)等について、そ 前項の電気通信事業者は、法第二十五条第一項の第一号基礎的電気通信役務の提供を第十四 2

第二十二条の二の三 略

3 あるときを除く。))は、これらの方法によることができる。 ないことを条件とした利益の供与であるとき又は電気通信事業者による誘導に起因するもので えて、次のいずれかの方法により説明することを求めたとき(その理由が、書面の交付を求め 出番号を含む。以下この条において同じ。)を分かりやすく記載した書面(カタログ、パンフ 信事業者が自ら提供条件概要説明を行う場合にあつては、当該電気通信事業者の法第十一条第 了解したとき(利用者が電話によりその意思を表示する場合にあつては、説明書面の交付に代 い。ただし、利用者が、説明書面の交付に代えて、次のいずれかの方法により説明することに レット等を含む。以下この項において「説明書面」という。)を交付して行わなければならな 項第二号に規定する登録番号又は第九条第十五項若しくは第六十条の二第二項に規定する届 提供条件概要説明は、説明事項等(基本説明事項又は前項各号に定める事項をいい、電気通 3

[一~六 略]

[4 6 略]

(利用者の利益に及ぼす影響が大きい電気通信役務)

第二十二条の二の二十 告規則第二条第三項の表の報告対象役務の欄に掲げる電気通信役務ごとに次の各号に掲げる電 気通信役務の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。 法第二十七条の五の総務省令で定める電気通信役務は、電気通信事業報

(第一種指定電気通信設備との接続に関する接続約款の認可の基準)

営業所その他の事業所(商業登記簿に登記した本店又は支店に限る。第二十二条の二の十三を 除き、以下同じ。)において掲示するとともに、インターネットを利用することにより、これ を行わなければならない。

(基礎的電気通信役務の提供

| 第二十二条の二の二|| 法第二十五条第一項の基礎的電気通信役務の提供(当該基礎的電気通信役 る場合を含む。次項において同じ。)は、第十四条第三号又は第四号に規定する基礎的電気通 務の提供が法第百二十一条第一項の認定電気通信事業に係る電気通信役務の提供として行われ 通信役務のいずれかを提供すれば足りることとする。 信役務を提供する電気通信事業者にあつては、同条第一号、第三号又は第四号に規定する電気

単位とする場合にあつては、当該市町村又は当該市町村の一部の区域)等について、その実施 うとする場合には、様式第十五の二により、その提供を行う区域(市町村又は市町村の一部を 号に規定する電気通信役務に代えて同条第三号又は第四号に規定する電気通信役務により行お の日より相当の期間前までに総務大臣に報告するものとする。当該電気通信役務の提供を行う 区域等を変更しようとするときも、同様とする。 前項の電気通信事業者は、法第二十五条第一項の基礎的電気通信役務の提供を第十四条第一

(提供条件の説明

第二十二条の二の三 同上

えて、次のいずれかの方法により説明することを求めたとき(その理由が、書面の交付を求め ないことを条件とした利益の供与であるとき又は電気通信事業者による誘導に起因するもので 出番号を含む。以下この条において同じ。)を分かりやすく記載した書面(カタログ、パンフ 信事業者が自ら提供条件概要説明を行う場合にあつては、当該電気通信事業者の法第十一条第 了解したとき(利用者が電話によりその意思を表示する場合にあつては、説明書面の交付に代 レット等を含む。以下この項において「説明書面」という。)を交付して行わなければならな あるときを除く。))は、これらの方法によることができる い。ただし、利用者が、説明書面の交付に代えて、次のいずれかの方法により説明することに 一項第二号に規定する登録番号又は第九条第十一項若しくは第六十条の二第二項に規定する届 提供条件概要説明は、説明事項等(基本説明事項又は前項各号に定める事項をいい、電気通

□~六 同上]

[4~6 同上]

(利用者の利益に及ぼす影響が大きい電気通信役務)

| 第二十二条の二の二十 | 法第二十七条の五の総務省令で定める電気通信役務は、電気通信事業報 気通信役務ごとに次の各号に掲げる電気通信役務の区分に応じ、 告規則(昭和六十三年郵政省令第四十六号)第二条第三項の表の報告対象役務の欄に掲げる電 当該各号に定めるものとする

[一・二 同上]

(第一種指定電気通信設備との接続に関する接続約款の認可の基準)

第二十三条の四 第二十七条の五 法第四十二条第三項(同条第四項から第六項までにおいて準用する場合を含む 第二十七条の二 法第四十一条第一項の総務省令で定める電気通信設備は、次のとおりとする。 2 3 一 電気通信事業者が自ら設置する伝送路設備及びこれと接続される交換設備並びにこれらの 三 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が現に設置する屋内配線設備(共同住 業用電気通信設備についてそれぞれ当該各号に定める書類を添えて提出しなければならない。 [四〜十二 略] )の規定による届出をしようとする者は、様式第二十の二の届出書に、次の各号に掲げる事 (事業用電気通信設備の自己確認の届出) (損壊又は故障による利用者への影響が軽微な電気通信設備) 法第三十三条第四項第一号ホの総務省令で定める事項は、次のとおりとする。 [一~五 略] 四十一条第一項に規定する電気通信設備に限る。 通信役務を提供する電気通信事業の用に供しないもの の一から三十四までに掲げる電気通信役務ごとに次条第二項各号のいずれかに該当する電気 附属設備以外の電気通信設備(次に掲げる電気通信設備を除く。)であつて、様式第四の表 宅等に設置される設備(主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものを除 く。)に限る。)を他事業者が利用する場合における次の事項 規定する技術基準に適合するために電気通信設備の全部又は一部の機能をソフトウェアが 準への適合状況に関する説明書 状況に関する説明書 理論上の最大データ伝送速度をいう。第八号の二へにおいて同じ。)に関する国際的な標 第二号基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業の用に供する電気通信設備 名目速度(端末系伝送路設備と利用者の電気通信設備との間の通信を行う場合における 第一号に掲げる書類(同号ロ、ト、リ、ル、 その他イからハまでに掲げる書類を補足するために必要な資料(法第四十一条第一項に 電気通信設備を設置している通信機械室における自動火災報知設備及び消火設備の設置 第二号基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業の用に供する電気通信設備(法第 中、 次に掲げる書類 ノ及びクに掲げるものを除く。 | 第二十七条の五|| 法第四十二条第三項(同条第四項から第六項までにおいて準用する場合を含む 第二十七条の二 第二十三条の四 。)の規定による届出をしようとする者は、様式第二十の二の届出書に、次の各号に掲げる事 3 同上 三 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が現に設置する屋内配線設備(共同住 業用電気通信設備についてそれぞれ当該各号に規定する書類を添えて提出しなければならない [四〜十二 同上] [一同上] [一・二 同上] [新設] 二 ~ 五 三同上 (損壊又は故障による利用者への影響が軽微な電気通信設備) (事業用電気通信設備の自己確認の届出) 宅等(一戸建て以外の建物をいう。 同上 れる形態により設置するものを除く。)に限る。)を他事業者が利用する場合における次の [イ~へ 同上] 同上 同上 同上 同上 )に設置される設備(主として一戸建ての建物に設置さ

第四十条 法第七十三条の三において準用する法第二十六条第一項の規定による同項の電気通信 第四十条 2略 この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の 役務の提供条件概要説明には、第二十二条の二の三第一項から第五項までの規定を準用する。 下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。 (電気通信事業者の業務に関する規定の準用) [十~十四 略] [八略] ロ 第八号口からホまでに掲げる書類 デジタル通信用設備 次に掲げる書類 供する電気通信事業の用に供する電気通信設備 次に掲げる書類 る電気通信事業の用に供する電気通信設備 次に掲げる書類 「イ 略」 法第四十一条第五項に規定する電気通信設備のうち、二線式アナログ電話用設備又は総合 法第四十一条第二項に規定する電気通信設備のうち、第一号基礎的電気通信役務を提供す 状況に関する説明書 制御することにより仮想化した当該機能の特性を利用した対策又は措置を講ずる場合にあ 規定する技術基準に適合するために電気通信設備の全部又は一部の機能をソフトウェアが する説明書 の機能をソフトウェアが制御することにより仮想化した当該機能を論理的に構成する場合 ものを除く。) 制御することにより仮想化した当該機能の特性を利用した対策又は措置を講ずる場合にあ これらの接続構成図 にあつては、当該機能に係る論理的な構成を具体的に示した設備構成図を含む。) 並びに つては、 つては、当該書類に対応する当該対策又は措置に関する説明書を含む。 名目速度に関する国際的な標準への適合状況に関する説明書 交換設備、伝送設備及びこれらの附属設備の設備構成図(これらの設備の全部又は一部 第一号に掲げる書類(同号イからハまで、 交換設備、伝送設備及びこれらの附属設備における耐震措置の状況に関する説明書 交換設備、伝送設備及びこれらの附属設備における故障等の検出方式及び通知方式に関 電気通信設備を設置している通信機械室における自動火災報知設備及び消火設備の設置 その他イからへまでに掲げる書類を補足するために必要な資料(法第四十一条第二項に 法第四十一条第二項に規定する電気通信設備のうち、第二号基礎的電気通信役務を提 当該書類に対応する当該対策又は措置に関する説明書を含む。 へ、ト、リ、ル、ソ、ヰ、ノ及びクに掲げる 同上 [2] 同上 九 八 法第四十一条第二項に規定する電気通信設備 次に掲げる書類 [六・七 同上] [新設] [十~十四 同上] (電気通信事業者の業務に関する規定の準用) ロ 前号口からホまでに掲げる書類 [八 同上] [イ 同上] 「イ〜リ 同上 同上 同上

'							第
							二十二条の二の三第三項
	する届出番号を含む。	六十条の二第二項に規定	九条第十五項若しくは第	規定する登録番号又は第	第十一条第一項第二号に	当該電気通信事業者の法	電気通信事業者が
			t°.	規定する届出番号を含	者の第三十九条第二項に	当該届出媒介等業務受託	届出媒介等業務受託者が
·							
							第二十二条の二の三第三項
	する届出	六十条の	九条第十	規定する	第十一条	当該電気	電気通信

2~5 略

(第一種適格電気通信事業者の指定の申請様式等)

第四十条の三 法第百八条第一項の規定による指定を受けようとする電気通信事業者は、 三十八の申請書に、次に掲げる書類を添えて、総務大臣に提出しなければならない。 様式第

及び第十一号に掲げる書類を除く。 規則(昭和六十年郵政省令第二十六号)第五条第一項各号に掲げる附属明細書(同項第十号 貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びに電気通信事業会計 (以下「財務諸表」という。

(以下この章において「第一号基礎的電気通信役務収支表」という。) 第一号基礎的電気通信役務の提供の業務に関する収支の状況を示す様式第三十八の二の表

査人が証明したことを示す書類 財務諸表及び第一号基礎的電気通信役務収支表の適正な作成を職業的に資格のある会計監

兀 第一号基礎的電気通信役務収支表を作成する際に用いた収益及び費用の配賦の基準を記載

六 五 申請に係る第一号基礎的電気通信役務の業務区域の範囲を記載した書類

(第一号基礎的電気通信役務収支表の公表等) 設置する第一種公衆電話機の設置の状況及び都道府県ごとの設置台数を記載した書類 第十四条第二号に規定する第一号基礎的電気通信役務にあつては、当該電気通信事業者が

第四十条の四

[削る]

2 請をしようとする電気通信事業者にあつては当該申請の前に、営業所その他の事業所に備え置は、第一種適格電気通信事業者にあつては毎事業年度経過後五月以内に、同項の規定による申 ことにより、これを行わなければならない。 き、公衆の縦覧に供するとともに、その備置きの日から七日以内にインターネットを利用する 法第百八条第一項第一号の規定による第一号基礎的電気通信役務に関する収支の状況の公表 3

3

(緊急通報の通信回数)

	する届出番号を含む。	
	六十条の二第二項に規定	
せ。	九条第十一項若しくは第	
規定する届出番号を含	規定する登録番号又は第	
者の第三十九条第二項に	第十一条第一項第二号に	
当該届出媒介等業務受託	当該電気通信事業者の法	
届出媒介等業務受託者が	電気通信事業者が	第二十二条の二の三第三項

[2~5 同上]

(適格電気通信事業者の指定の申請様式等)

| 第四十条の三 法第百八条第一項の指定を受けようとする電気通信事業者は、 請書に、次に掲げる書類を添えて、総務大臣に提出しなければならない。 [新設] 様式第三十八の申

この章において「基礎的電気通信役務収支表」という。) 様式第三十八の二の基礎的電気通信役務の提供の業務に関する収支の状況を示す表

(以下

二 基礎的電気通信役務収支表の適正な作成を職業的に資格のある会計監査人が証明したこと を示す書類

三 基礎的電気通信役務収支表を作成する際に用いた収益及び費用の配賦の基準を記載した書

申請に係る基礎的電気通信役務の業務区域の範囲を記載した書類

五四 る第一種公衆電話機の設置の状況及び都道府県ごとの設置台数を記載した書類 第十四条第二号に規定する基礎的電気通信役務にあつては、当該電気通信事業者が設置す

(基礎的電気通信役務収支表の公表等)

法第百八条第一項第一号の公表は、第一号基礎的電気通信役務収支表によるもの| 第四十条の四 法第百八条第一項第一号の公表は、様式第三十八の二の基礎的電気通信役務収支 表によるものとする。

2 規定に基づいて適正に作成されていることについて、職業的に資格のある会計監査人の証明を 受けなければならない。 基礎的電気通信役務収支表は、電気通信事業会計規則(昭和六十年郵政省令第二十六号)の

とともに、その備置きの日から七日以内にインターネットを利用することにより、これを行わ 信事業者にあつては当該申請の前に、営業所その他の事業所に備え置き、公衆の縦覧に供する なければならない。 格電気通信事業者にあつては毎事業年度経過後五月以内に、同項の申請をしようとする電気通 法第百八条第一項第一号の規定による基礎的電気通信役務に関する収支の状況の公表は、適

同上

(緊急通報の通信回数)

|第四十条の四の二||総務大臣は、各第一種適格電気通信事業者に係る第十四条第一号ハ、第二号|第四十条の四の二||総務大臣は、各適格電気通信事業者に係る第十四条第一号ハ、第二号ハ、 第

関係機関に対し、必要な資料又は情報を求めることができる。 ハ、第三号ロ及び第四号ハに規定する第一号基礎的電気通信役務に関する通信回数について、

2 月以内を期限として、当該資料又は情報を当該第一種適格電気通信事業者に通知するものとす 総務大臣は、前項の関係機関から必要な資料又は情報の提供を受けたときは、年度経過後三

(第一種適格電気通信事業者の指定の申請に係る接続約款の公表等)

第四十条の四の三

(第一種適格電気通信事業者の接続約款の変更の届出等)

第四十条の四の四 旧対照を添えて提出しなければならない。 気通信事業者は、その実施の日の七日前までに、様式第三十八の三の届出書に、接続約款の新 法第百八条第三項の規定により、接続約款を変更しようとする第一種適格電

(第二種適格電気通信事業者の指定の申請様式等)

第四十条の四の五 法第百十条の三第一項の規定による指定を受けようとする電気通信事業者は 様式第三十八の二の二の申請書に、次に掲げる書類を添えて、総務大臣に提出しなければな

財務諸表

の表(以下この章において「第二号基礎的電気通信役務収支表」という。 第二号基礎的電気通信役務の提供の業務に関する収支の状況を示す様式第三十八の二の三

査人が証明したことを示す書類 財務諸表及び第二号基礎的電気通信役務収支表の適正な作成を職業的に資格のある会計監

第二号基礎的電気通信役務収支表を作成する際に用いた収益及び費用の配賦の基準を記載

業者の電気通信回線設備の規模が第四十条の六の二第一項第二号に掲げる規模を超えるもの に限る。)が含まれる場合には、次に掲げる書類 申請に係る第二号基礎的電気通信役務の業務区域の範囲に特別支援区域(当該電気通信事

Ŧī.

回線設備の規模が第四十条の六の二第一項第二号に掲げる規模を超える旨を示す書類 当該申請を行おうとする事業年度の前年度末における当該特別支援区域ごとに電気通信

十八の二の四の計画書(以下この章において「特別支援区域整備・役務提供計画書」とい 備の整備及び当該第二号基礎的電気通信役務の提供の確保に係る計画を記載した様式第三 当該特別支援区域における当該第二号基礎的電気通信役務の提供に係る電気通信回線設

2 条第一項の規定の適用については、同項中「この省令」とあるのは「第四十条の四の五第一項 は「を総務省がホームページに掲載する方法により示す電磁的記録で作成し」と、 (第五号イに係る部分に限る。)」と、 とあるのは「とする」とする。 前項(第五号イに係る部分に限る。)の規定による提出を行おうとする場合における第七十 「が電磁的記録で作成されている場合には」とあるの 一ができる

> 三号ロ及び第四号ハに規定する基礎的電気通信役務に関する通信回数について、 し、必要な資料又は情報を求めることができる。 関係機関に対

月以内を期限として、当該資料又は情報を当該適格電気通信事業者に通知するものとする。 総務大臣は、前項の関係機関から必要な資料又は情報の提供を受けたときは、 年度経過後日

2

(適格電気通信事業者の指定の申請に係る接続約款の公表等)

第四十条の四の三

第四十条の四の四 法第百八条第三項の規定により、接続約款を変更しようとする適格電気通信 事業者は、その実施の日の七日前までに、様式第三十八の三の届出書に、接続約款の新旧対照 を添えて提出しなければならない。 (適格電気通信事業者の接続約款の変更の届出等)

[2 同上]

[新設]

。この場合において、これらの書類は、この項において準用する電気通信事業会計規則の規定 第四十条の五の三 次に掲げる書類の作成については、電気通信事業会計規則の規定を準用する (第一種適格電気通信事業者等が用いるべき会計の基準)	「お爸爸省ドドームページに掲載する方法により示す電磁り记录で作成してい、第五号イに係る部分に限る。)」と、「が電磁的記録で作成されている場合には」第一項の規定の適用については、同項中「この省令」とあるのは「第四十条の五の前項(第五号イに係る部分に限る。)の規定による提出を行おうとする場合におけ	□ 特別支援区域整備・役務提供計画書	し 査	三  財務諸表及び第二号基礎的電気通信役務収支表の適正な作成を職業的に資格のある会計監   二   第二号基礎的電気通信役務収支表   一   財務諸表   に係る次に掲ける書類を総務大臣に提出しなければならない。	第四十条の五の二 第二種適格電気通信事業者は、毎事業年度経過後五月以内に、当該事業年度(第二種適格電気通信事業者による書類等の提出) る書類を総務大臣に提出しなければならない。	る財務諸表及び第一号基礎的電気通信役務収支表並びに第四十条の三第三号及び第四号に掲げ第四十条の五 第一種適格電気通信事業者は、毎事業年度経過後五月以内に、当該事業年度に係(第一種適格電気通信事業者による書類等の提出)  ばならない。	3 前項の公表は、同項の備置きの日から起算して五年を経過するまでの間、これを行わなけれきの日から七日以内にインターネットを利用することにより、これを行わなければならない。当該申請の前に、営業所その他の事業所に備え置き、公衆の縦覧に供するとともに、その備置月以内に、法第百十条の三第一項の規定による申請をしようとする電気通信事業者にあつては、別項各号に掲げる書類の公表は、第二種適格電気通信事業者にあつては毎事業年度経過後五二 前条第一項第五号に規定する場合には、特別支援区域整備・役務提供計画書	<ul><li>一 第二号基礎的電気通信役務収支表 よるものとする。</li><li>― 「第二号基礎的電気通信役務収支表の互第一項第一号の総務省令で定める事項は、次に掲げる書類に「第二号基礎的電気通信役務収支表の公表等)」</li></ul>
[新設]			1 779		· 新 設	: 表並びに第四十条の三第二号及び第三号に掲げる書類を総務大臣に提出しなければならない。「第四十条の五」適格電気通信事業者は、毎事業年度経過後五月以内に、基礎的電気通信役務収支(適格電気通信事業者による書類等の提出)		[新設]

放送設備使用料	通信設備使用料	固定資産除却費	滅価償却費	研究費償却	<b>克</b> 爱	管 理 費	共 通 費		施設保全費	運 用 費						当 業 費	一営業費用に係る配賦基準	ならない。	分に応じ、当該各見	ては、二以上の種類	2 前項の規定による	電気通信事業者が	四法第百十条の二	$\mathcal{O}$	三法第百十条の一	通信事業者が同項	二法第百八条第一	定により提出すべ一般第百川条第一	たけれにならない	に基づいて適正に作成されていることについて、
												その毎	販 売	料 金	総口				方に定める基準の	規又は細目の電気	るもののほか、同	か同項第一号の規	二第一項の規定に	たにより提出すべ	二第一項の規定に	切第一号の規定に	一項の規定による	(き財務諸表及び)		作成されているこ
回線数比	回線数比又は取扱量比	関連する固定資産価額比	関連する固定資産価額(帳簿価額をいう。以下この表において同じ。)比	司上	四米大浦食石人(水圏県) の人口食名石 つく(4回石具用画質)	関連する固定資産価額比又は営業、運用、施設保全及び	関連する固定資産価額比又は営業、運用及び施設保全部	費、試験研究費及び研究費償却について同じ。)比	関連する固定資産価額(取得原価をいう。共通費、管理	加入数比又は取扱量比	の項において同じ。)又は回線数比	加入数比、取扱量比(度数比又は通数比をいう。以下こ	販売件数比	料金請求件数比	契約申込等件数比		次の表に掲げる基準		当該各号に定める基準のほか、適正な基準によりそれぞれの役務に配賦しなければ	二以上の種類又は細目の電気通信役務に関連する費用及び資産は、次の各号に掲げる区	前項の規定によるもののほか、同項各号に掲げる書類(財務諸表を除く。)の作成に当たつ	電気通信事業者が同項第一号の規定により公表する第二号基礎的電気通信役務収支表	法第百十条の三第一項の規定による指定を受けようとする電気通信事業者又は第二種適格	の五第一項の規定により提出すべき財務諸表及び第二号基礎的電気通信役務収支表	法第百十条の三第一項の規定による指定を受けようとする電気通信事業者が第四十条の四	通信事業者が同項第一号の規定により公表する第一号基礎的電気通信役務収支表	項の規定による指定を受けようとする電気通信事業者又は第一種適格電気	定により提出すべき財務諸表及び第一号基礎的電気通言役務収支表により提出すべき財務諸表及び第一号基礎的電気通言役務収支表		ことについて、職業的に資格のある会計監査人の証明を受け

	$\equiv$			
	固			租
	定			稅
_	産に			K
1	徐			誤
ŀ	る配賦	#	叶	
1	基	翭	定資	
1 201	準	严	産	
	次の	税	:税等	
	表に掲げる基準	管理部門等の人件費比	関連する固定資産価額比	

市内線路及び機械設備	市内回線数比又は取扱量比
市外線路及び機械設備	市外回線数比若しくは市外回線長比(
	ただし、帯域品目は3.4キロヘルツ、
	符号品目は64キロビットを1回線とし
	て換算する。)又は取扱量比

たる関連を有する役務に整理することができる。 前項の場合において、当該基準によつて配賦することが著しく困難なときは、その全部を主

(第一号基礎的電気通信役務に係る業務区域の範囲の基準)

、当該各号に定めるとおりとする。務に係る業務区域の範囲の基準は、次の各号に掲げる第一号基礎的電気通信役務の内容に応じ第四十条の六 法第百八条第一項第三号の総務省令で定める申請に係る第一号基礎的電気通信役

- 理由がある場合は、この限りでない。 第十四条第一号、第三号及び第四号に掲げる第一号基礎的電気通信役務 第十四条第一号、第三号及び第四号に掲げる第一号基礎的電気通信を表の利用状況を勘案して特に必要があると認められるときは、総務大臣が別に指定する区域。以下この条及び様式第三十八要があると認められるときは、総務大臣が別に指定する区域。以下この条及び様式第三十八要があると認められるときは、総務大臣が別に指定する区域。以下この条及び様式第三十八要があると認められるときは、総務大臣が別に指定する区域。以下この条及び様式第三十八要があると認められるとされ、当該都道府県の区域(電気通信役務の利用状況を勘案して特に必要がある場合は、この限りでない。

(第二号基礎的電気通信役務の提供に係る電気通信回線設備の設置に係る規模要件)

| 気通信回線設備の規模として当該各号に定める割合とする。 | 号に掲げる区分に応じ、当該担当支援区域における第二号基礎的電気通信役務の提供に係る電第四十条の六の二 | 法第百七条第二号の総務省令で定める規模は、担当支援区域が属する次の各

一 一般支援区域 百分の五十

二 特別支援区域 百分の十

## (業務区域の範囲の基準)

[新設]

当該報告に係る単位区域が法第百十条の一四十条の八の三 総務大臣は、第十四条の(一般支援区域等の指定等)	2 前項に規定する町又は字は、総務省のホームページに掲載する方法で示すものとする。第四十条の八の二 法第百十条の二第一項の総務省令で定める地域の単位は、町又は字とする。(法第百十条の二第一項の総務省令で定める地域の単位)		なければならない。 備え置き、公衆の閲覧に供するとともに、インターネットを利用することにより、これを行わ	付金にあつては法第百十条の四第一項の認可を受けた後、速やかに支援機関の主たる事務所による第二種交付金の額の公表は、第一種交付金にあつては法第百九条第一項の認可、第二種交	坦	(第一種交付金及び第二種交付金の額の公表) 信設備をいう。)向けに提供する電気通信役務	チ 通信モジュール (特定の業務の用に供する通信に用途が限定されている利用者の電気通	の	のをいう	かという。	いう。)	信司用言事类报与見則有	宮下ならのという。) ハ 自営等BWAアクセスサービス(電気通信事業報告規則第一条第二項第十四号の四に規		一  前号に掲げるもののほか、次のイからチまでに掲げる電気通信役務	気	るものとする。	法第百十条の五第一項の総務省令で定	掲げる第一号基礎的電気通信役務をあわせたものとする。	第四十条の七   去第写へ条第二頁の総簽省令で定める第一号基楚内電気通言交務の重別は、第十     25    1    1    2    4    1    1    1    1	第	は、一手とする。
[新設]	[新設]	[2 同上]		<ul><li>ツトを利用することにより、これを行わなければならない。</li><li>後、速やかに支援機関の主たる事務所に備え置き、公衆の閲覧に供するとともに、インターネー</li></ul>	第四十条の八 法第百九条第四項の規定による交付会	(交付金の額の公表)		51		5		-1	224					[新設]	号に掲げる基礎的電気通信役務をあわせたものとする。	第四十条の	(基礎的電気通言设務の種別)	[新設]

第四十条の八の十五 第四十条の八の六~第四十条の八の十 第四十条の八の五 法第百十条の二第二項第一号ロの総務省令で定める事項は、次のとおりとす 第四十条の八の四 法第百十条の二第一項第一号の総務省令で定める方法は、第一号に掲げる額 第四十条の八の十四 第四十条の八の十二 第四十条の八の十 第四十条の八の十二 2 ることによつて行う。 場合であつて、前条に規定する方法により算定した額が、零を上回り り、その旨を公示するものとする。 第二項第一号イの総務省令で定める額を下回るときとする。 から第二号に掲げる額を減じる方法とする。 定の解除を行うものとする。 該当しないと認められるときは、 るときは、毎事業年度経過後五月以内に、 であると見込まれる場合) (公示) 総務大臣は、第一項の廃止の届出があつたときは、第四十条の八の十五で定めるところによ 一項の規定による特別支援区域の指定を行い、また、同条第一項各号又は第二項各号の要件に (廃止の届出) 法第百十条の二第二項第一号ロの総務省令で定める場合は、 (地理的条件その他の事項及び第二号基礎的電気通信役務の提供を確保することが著しく困難 (法第百十条の二第一項第一号の総務省令で定める方法) 備を所有する者が地方公共団体である場合 を超えない場合 備を所有する者の属性 回線一回線当たりの平均的な収入見込額として総務大臣が別に告示する額 通信回線一回線当たりの費用として総務大臣が定める方法により算定される額 略 当該単位区域において設置される第二号基礎的電気通信役務の提供に係る電気通信回線設 単位区域ごとに第二号基礎的電気通信役務の提供により通常生ずると見込まれる電気通信 当該単位区域における電気通信回線設備の規模が第四十条の六の二第二項に規定する規模 当該単位区域において設置される第二号基礎的電気通信役務の提供に係る電気通信回線設 単位区域ごとに第二号基礎的電気通信役務を提供するために通常要すると見込まれる電気 当該単位区域における電気通信回線設備の規模 法第百十六条の八及び第四十条の八の十一第三項の公示は、官報で告示す 略 略 略 略 同条第三項の規定による一般支援区域又は特別支援区域の指 略 同条第一項の規定による一般支援区域の指定又は第 次の各号のいずれかに該当する 法第百十条の一 第四十条の八の十一 3 第四十条の八の二~第四十条の八の六 第四十条の八の十 第四十条の八の七 [新設] [新設] 第四十条の八の九 第四十条の八の八 [2 同上] り、その旨を公示するものとする。 ことによって行う。 (公示) 総務大臣は、第一項の廃止の届出があつたときは、第四十条の八の十一で定めるところによ (廃止の届出) 同上 同上 同上 同上 法第百十六条の八及び第四十条の八の七第三項の公示は、官報で告示する 同上

様式第7の4(第8条第2項第3号、第9条第10項第3号関係) 様式第7の3 様式第7の2 様式第7 (第8条第1項、第9条第9項関係) 様式第3(第4条第4項第1号、第4条の2第3項第1号、第5条第1項及び第2項、 項)の規定により、届け出ます。 通信事業法<u>第13条第5項(電気通信事業法施行規則第9条第8項)</u>及び第122条第2項の規定に]通信事業法<u>第13条第5項</u>及び第122条第2項の規定により、届け出ます。 <u>項)</u>及び第122条第2項の規定により、届け出ます。 より、届け出ます。 <u>項)</u>の規定により、届け出ます。 一一 园 [器] 园 晃 屋 [超] [注1~6 略] 次のとおり変更したので、電気通信事業法第13条第5項(電気通信事業法施行規則第9条第8 次のとおり変更したので、電気通信事業の一部の認定に関する別添の関係書類を添えて、電気 次のとおり変更したので、電気通信事業法第13条第5項(電気通信事業法施行規則第9条第8 次のとおり変更したので、電気通信事業法第13条第5項(電気通信事業法施行規則第9条第8 2項、第11条第5項第2号、第12条第4項及び第5項、第60条の2第1号関係) 1項及び第2項、第9条第1項第1号、<u>第9条第5項、第6項、第9項及び第10項</u>、 [機器] [注1・2 表略」 [注1・2 [注1・2 (第8条第2項第2号、第9条第10項第2号関係) (第8条第2項第1号、第9条第10項第1号関係) 登録年月日又は届出年月日及び登録番号又は届出番号 登録年月日又は届出年月日及び登録番号又は届出番号 <u>登録年月日又は届出年月日及び<del>登</del>録番号又は届出番号</u> 第8条第|様式第3(第4条第4項第1号、第4条の2第3項第1号、第5条第1項及び第2項、第8条第 第10条第 様式第7の4 け出ます。 様式第7の2 様式第7 様式第7の3 [同左] [同左] [同左] [同左] [同左] [同左] [同左] 1項及び第2項、第9条第1項第1号、<u>第9条第5項及び第6項</u>、第10条第2項、第11条第5 [同左] [注1~6 同左] 次のとおり変更したので、電気通信事業の一部の認定に関する別添の関係書類を添えて、電気 次のとおり変更したので、電気通信事業法第13条第5項及び第122条第2項の規定により、 項第2号、第12条第4項及び第5項、第60条の2第1号関係) 次のとおり変更したので、電気通信事業法第13条第5項の規定により、届け出ます。 次のとおり変更したので、電気通信事業法第13条第5項の規定により、届け出ます。 [表同左] [注1・2 [表同左] [注1・2 [表同左] [注1・2 [表同左] (第8条第1項関係) (第8条第2項第3号関係) (第8条第2項第2号関係 (第8条第2項第1号関係 同左] 回允」 同左] 登録年月日及び登録番号 登録年月日及び登録番号 登録年月日及び登録番号 <u> 登録年月日及び</u>登録番号 Ħ

様式第7の5 器 [注1・2 (第8条第2項第4号、第9条第10項第4号関係) 登録年月日又は届出年月日及び登録番号又は届出番号

事業法<u>第13条第5項(電気通信事業法施行規則第9条第8項)</u>の規定により、届け出ます。

次のとおり変更したので、電気通信事業の一部の認定に関する別添の書類を添えて、電気通信

[注1・2

様式第9の8 (第9条第14項関係)

一層

[表點]

[注1~3

様式第12の6(第14条の2関係)

# 第一号基礎的電気通信役務提供方法等報告書

器 提供を行う区域等について、電気通信事業法第166条第1項及び電気通信事業法施行規則第14を行う区域等について、電気通信事業法第166条第1項及び電気通信事業法施行規則第14条の2 電気通信事業法施行規則第14条第3号又は第4号に規定する第一号基礎的電気通信役務の方法

条の2の規定により、報告します。

[略]	[略]	[略]	務の提供の方法	第4号に規定する第一号基礎的電気通信役	電気通信事業法施行規則第14条第3号又は	[略]

- 注1 電気通信事業法施行規則第14条第3号又は第4号に規定する第一号基礎的電気通信役務
- 載すること。 法については、同号イのうち、(1)、(2)又は(3)のいずれかによるものかを記載するとともに 他の役務に係る契約が必要となる場合の当該電気通信事業者以外の者の氏名又は名称を記 当該<u>第一号基礎的電気通信役務</u>を提供しようとする電気通信事業者以外の者が提供する 電気通信事業法施行規則第14条第3号に規定する第一号基礎的電気通信役務の提供の方
- る第一号基礎的電気通信役務について記載すること。 予定している基本料金の額については、電気通信事業法施行規則第14条第3号に規定す

[表同左] [注1・2 同左]

様式第7の5 (第8条第2項第4号関係)

次のとおり変更したので、電気通信事業の一部の認定に関する別添の書類を添えて、電気通信 登録年月日及び登録番号

事業法<u>第13条第5項</u>の規定により、届け出ます 表同左\_

[注1・2 同左]

様式第9の8 (第9条第10項関係)

[同左]

[表同左]

[ $) <math>\sim 3$ 

様式第12の6

### (第14条の2関係)

[同左] 電気通信事業法施行規則第14条第3号又は第4号に規定する基礎的電気通信役務の方法、提供

基礎的電気通信役務提供方法等報告書

の規定により、報告します。

[同左]	[同左]	[同左]	[同左] 電気通信事業法施行規則第14条第3号又は 第4号に規定する基礎的電気通信役務の提 供の方法

- 注1 電気通信事業法施行規則第14条第3号又は第4号に規定する基礎的電気通信役務の提供 の方法ごとに別葉とすること。
- る契約が必要となる場合の当該電気通信事業者以外の者の氏名又は名称を記載すること。 <u>基礎的電気通信役務</u>を提供しようとする電気通信事業者以外の者が提供する他の役務に係 いては、同号イのうち、(1)、(2)又は(3)のいずれかによるものかを記載するとともに、当該 電気通信事業法施行規則第14条第3号に規定する基礎的電気通信役務の提供の方法につ
- る基礎的電気通信役務について記載すること。 予定している基本料金の額については、電気通信事業法施行規則第14条第3号に規定す

ω

様式第13(第15条関係)  $[4\sim6$ 基礎的電気通信役務契約約款設定(届出契約約款変更)届出書

器

<u>契約約款を設定</u> <u>届出契約約款を変更</u>するので届け出ます。 電気通信事業法第19条第1項の規定により、別紙のとおり<u>第二号基礎的電気通信役務</u>に<u>関する</u>

注1 料金の設定又は変更後の料金指数及びその算出の根拠に関する説明は、特定電気通信役務に関する料金の設定者しくは変更を含む契約約款の設定又は<u>届出契約約款の変更</u>の届出 の場合に限り記載すること。

様式第15の2(第22条の2第2項関係)

一器

第一号基礎的電気通信役務提供区域等報告書

の2第2項の規定により、報告します。 り提供する区域等について、電気通信事業法第166条第1項及び電気通信事業法施行規則第22条┃する区域等について、電気通信事業法第166条第1項及び電気通信事業法施行規則第22条の2第 14条第1号に規定する電気通信役務に代えて同条第3号又は第4号に規定する電気通信役務によ|1号に規定する電気通信役務に代えて同条第3号又は第4号に規定する電気通信役務により提供 電気通信事業法第25条第1項の第一号基礎的電気通信役務の提供を電気通信事業法施行規則第

第4号に規定する第一号基礎的電気通信役 電気通信事業法施行規則第14条第3号又は

により提供する区域ごとに別葉とすること。 電気通信事業法施行規則第14条第3号又は第4号に規定する第一号基礎的電気通信役務

 $[2\sim 4]$ 

园

様式第38(第40条の3、第40条の6第1号関係)

园

一種適格電気通信事業者指定申請書

電気通信事業法第108条第1項の規定により、第一種適格電気通信事業者の指定を受けたいの

で、次のとおり申請します。 Ä 提供する第一号基礎的電気通信役務の種別 法第108条第2項に規定する<u>第一号基礎的電気通信役務</u>の種別として第40条の7に規定す

るものを記載すること。

様式第13(第15条関係)

基礎的電気通信役務契約約款設定(変更)届出書

電気通信事業法第19条第1項の規定により、別紙のとおり<u>契約約款を設定</u>するので届け出ます

[表同左]

注1 料金の設定又は変更後の料金指数及びその算出の根拠に関する説明は、特定電気通信役 務に関する料金の設定又は変更を含む契約約款の設定又は変更の届出の場合に限り記載す

[2 同左]

基礎的電気通信役務提供区域等報告書

様式第15の2(第22条の2第2項関係)

[同左]

電気通信事業法第25条第1項の基礎的電気通信役務の提供を電気通信事業法施行規則第14条第

2項の規定により、報告します。 [同左]

り提供する区域 第4号に規定する基礎的電気通信役務によ 電気通信事業法施行規則第14条第3号又は

[同左]

提供する区域ごとに別葉とすること。 電気通信事業法施行規則第14条第3号又は第4号に規定する基礎的電気通信役務により

[2~4 同左]

様式第38(第40条の3、第40条の6第1号関係)

適格電気通信事業者指定申請書

[同左]

のとおり申請します。 電気通信事業法第108条第1項の規定により、 適格電気通信事業者の指定を受けたいので、次

提供する基礎的電気通信役務の種別

注 法第108条第2項に規定する基礎的電気通信役務の種別として第40条の7に規定するもの を記載すること。

0 気通信設備との接続に関し定めた接続約款による接続に関する協定に係る締結事業者名及び締

ω

第14条第1号、第3号及び第4号に掲げる<u>第一号基礎的電気通信役務</u>に係る業務区域の範囲

	都道府県名
%	当該都道府県の区域における全ての世帯数に占める当該申請者の 業務区域における第14条第1号、第3号又は第4号に掲げる <u>第一</u> 号基礎的電気通信役務を提供することが可能な世帯数の割合

様式第38の2 (第40条の3第2号、 第40条の4第1項関係)

一号基礎的電気通信役務収支表

第1表 第14条第1号から第4号までに掲げるもの

注 1 する場合には、次に掲げる営業収益、営業費用及び営業利益を含めないものとする。 法 第 108条第 1 項の<u>規定による指定</u>を受けようとする電気通信事業者がこの表を作成

- 設備を用いる卸電気通信役務の提供を受ける契約に関して他の電気通信事業者が負担 もののうち、当該電気通信事業者が設置する電気通信設備との接続及び当該電気通信 した額、通信量及び単価に係るもの 第 14条第 1 号ロ並びに第 2 号イ及びロに規定する<u>第一号基礎的電気通信役務</u>に係る
- る あ り 第 14条第1号へ、第2号ハ及び第3号ロに規定する第一号基礎的電気通信役務に係

[2・3 黙]

- 数削減費用」の欄は、第一種適格電気通信事業者に限り記載するものとする。 「うち設備管理部門費用」、「うち設備利用部門費用」及び「うち第一種公衆電話機台
- によりそれぞれの役務に配賦しなければならない。当該基準によって配賦することが著し る費用については、第40条の5の3第2項各号の表に掲げる基準によるほか、適正な基準 く困難なときは、その全部を主たる関連を有する<u>役務</u>に整理することができる。 第一号基礎的電気通信役務と第一号基礎的電気通信役務以外の電気通信役務とに関連す
- 役務に整理することができる. <u>表に掲げる</u>基準によるほか、適正な基準によりそれぞれの役務に配賦しなければならない 当該基準によって配賦することが著しく困難なときは、その全部を主たる関連を有する 2以上の細目の電気通信役務に関連する費用については、第40条の5の3第2項各号の

第2表 交付金等

注1 「交付金」とは法第107条第1号の交付金を、 「当該適格電気通信事業者の算定自己負

申請に係る<u>第一号基礎的電気通信役務</u>を提供するために設置している電気通信設備と他の電 2 申請に係る<u>基礎的電気通信役務</u>を提供するために設置している電気通信設備と他の電気通信 設備との接続に関し定めた接続約款による接続に関する協定に係る締結事業者名及び締結年月

[注 同左]

ω

第14条第1号、第3号及び第4号に掲げる基礎的電気通信役務に係る業務区域の範囲

%	
的電気通信役務を提供することが可能な世帯数の割合	
業務区域における第14条第1号、第3号又は第4号に掲げる基礎	都道府県名
当該都道府県の区域における全ての世帯数に占める当該申請者の	

様式第38の 2 (第40条の3第1号、 第40条の4第1項関係)

基礎的電気通信役務収支表

[同左]

第1表 [同左]

注 1 [表同左] は、次に掲げる営業収益、営業費用及び営業利益を含めないものとする。 法 第 108条第 1 項の<u>指定</u>を受けようとする電気通信事業者がこの表を作成する場合に

- 、通信量及び単価に係るもの 用いる卸電気通信役務の提供を受ける契約に関して他の電気通信事業者が負担した額 うち、当該電気通信事業者が設置する電気通信設備との接続及び当該電気通信設備を 第 14条第 1 号口並びに第 2 号イ及び口に規定する基礎的電気通信役務に係るものの
- 第 14条第 1 号へ、第 2 号へ及び第 3 号ロに規定する基礎的電気通信役務に係るもの

[2・3 同左]

0

- 数削減費用」の欄は、適格電気通信事業者に限り記載するものとする。 「うち設備管理部門費用」、「うち設備利用部門費用」及び「うち第一種公衆電話機台
- 困難なときは、その全部を主たる関連を有する事業又は役務に整理することができる。 よりそれぞれの役務に配賦しなければならない。当該基準によって配賦することが著しく ては、電気通信事業会計規則別表第2様式第13に規定する基準によるほか、適正な基準に 基礎的電気通信役務と基礎的電気通信役務以外の電気通信役務とに関連する費用につい
- 関連を有する事業又は役務に整理することができる。 ればならない。当該基準によつて配賦することが著しく困難なときは、その全部を主たる 2以上の細目の電気通信役務とに関連する費用については、電気通信事業会計規則別表 ;2様式第14に規定する基準によるほか、適正な基準によりそれぞれの役務に配賦しなけ

第2表 [同左]

[表同左]

注1 「交付金」とは法第107条第1号の交付金を、 「当該適格電気通信事業者の算定自己負

第二号基礎的電気通信役務収支表       事業者名     年月日から年月日まで       年月日まで       (単位円)	電気通信事業法第110条の3第1項の規定により、第二種適格電気通信事業者の指定を受けたいので、次のとおり申請します。  1 提供する第二号基礎的電気通信役務の種別  注 法第7条第2号に規定する第二号基礎的電気通信役務として第14条の3第1項第1号、第2号又は第3号に掲げるものを記載すること。  2 業務区域  様式第38の2の3 (第40条の4の5第1項第2号、第40条の5の2第1項第2号関係)	郵便番号 (ふりがな) (ふりがな) (ふりがな) (ふりがな) (ふりがな) (ふりがな) (ふりがな) (	<u>第二種適格電気通信事業者指定申請書</u> <u>年 月 日</u> <u>総務大臣</u> 殿	担額」とは第一号基礎的電気通信役務の提供に係る第一種交付金及び第一種負担金算定等 規則(平成14年総務省令第64号)第5条第1項の当該 <u>第一種適格電気通信事業者</u> の算定自 己負担額を、「負担金」とは法第110条第1項の <u>第一種負担金</u> を示す。 [2 略] <u>様式第38の2の2(第40条の4の5関係)</u>
	[新設]			担額」とは基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則(平成14年総務省令第64号)第5条第1項の当該 <u>適格電気通信事業者</u> の算定自己負担額を、「負担金」とは法第110条第1項の <u>負担金</u> を示す。 [2 同左] [新設]

		用の観等	まれる質る第二	受りてにおける方式	運信 仮務の全ての担	Ľ
. 号基礎的電気	における第一	ての担当文援区域に	H)	事業者	大 第一	第2
- + + + - +	<u> </u>	; t T	>	とができる。	役務に基	}
その全部を主たる関連を有する	との全部を主た	困難なときは、そ	とが著しく困難	1	。当該基準によって配賦する	
ければならない	よりそれぞれの役務に配賦しなければなら	) それぞれの後	適正な基準により	よるほか、	表に掲げる基準に	
第40条の5の3第2項各号の	第40条の5の	記ついては、	関連する費用	2以上の細目の電気通信役務に関連する費用については、	4 2以上の細目の	
S)	里することができ	- る役務に整理	る関連を有す	その全部を主たる関連を有する役務に整理する	く困難なときは、	
			なければならない。	役務に配賦し	によりそれぞれの	
か、適正な基準	5基準によるほか、	第2項各号の表に掲げる基準に	3第2項各長	は、第40条の5の3	N	
役務とに関連す	人外の電気通信	<b>أ</b> 気通信役務じ	二号基礎的電	<u>ェーフ。</u> 第二号基礎的電気通信役務と第二号基礎的電気通信役務以外の電気通信役務とに関連す	3 第二号基礎的 <b></b>	
					分をいる	
定される会計単	重するために設	る収益を整理	活動に関連す	(ガーウ 番厩円尾 水畑市区が シルドドル・シモ 水畑市成開 次〇 てッ 日本 建日 を吹 N。) 必要な資産及び費用並びに当該活動に関連する収益を整理するために設定される会計単	が、第一う発展して に必要な資産及で	
単地で で 一	の同の毛へ周田	(胡沙城)山 (空	お毛が用いる おおがら	lit i	Æ	
再来に国った年	七里 1. 森軍与史与事の ゆのえ 宇温の終む 与史与専与教工 古一 現	6ヶ年 単一の 終れ	的 雪气 油信犯		9	
の名の対理世界		) 火焦冷 無礼 )	大に判定りる		27後続及い国家画外通信以偏の提供に展開する表演を選組するために政権を行う。	
	『田里の行画家	では、東海の大学は、	し。ノーである	の旅式でおい、「回し。	をはずれがある。 このでの	
れるに付属する	)活動並いにご		/  -  -	計画、設直、連用	光、	
号基礎的電気通信役務の提供に用いる電気通信設備及びその管	小る電気通信	と務の提供に用	的電気通信役	第二	1 設備管理部門	洋
					라 카	
					げるもの	
					1項第3号に掲	
					3 第14条の3第	
					げるもの	
					1項第2号に掲	
					2 第14条の3第	
					げるもの	
					1項第1号に掲	
					1 第14条の3第	
		費用	費用			
撤埋	営業利益	がある。	ので設備の発用の発用を開発に	営業収益	役務の細目	
		įγ	۴			
		用	営業費用			
	9	第2号及び第3号に掲げるもの	2号及び第3	第14条の3第1項第1号、第	1 表 第14条の3第	第 1
_						

する場合に、当	備又は譲受等	新たに電気通信回線設備を整備又は譲受等する場合に	たに電気通信	Ĭ	<u>と。</u> 役務提供開始時期の欄には、	<u>して。</u> 6 役務
号基礎的電気通信役務の提供を とが見込まれる時期を記載する	基礎的電気通が見込まれる		新たに電気通信回線設備を設置し、ける当該電気通信回線設備を設置で	たに電気通信る当該電気通	イバ等を撤去し、新たに電気通信回線設備を設置し、第二 開始する場合における当該電気通信回線設備を設置するこ > 1.	イバ等 開始す
. 方基礎的電気通信佼務の産供を開始する場合の当該電気通信 . 込まれる時期又は地方公共団体等が既に設置している光ファ . ここには、まで、	開始する場合等が既に設置	○第二方基礎的電気連信役務の提供を開始する場合のとが見込まれる時期又は地方公共団体等が既に設置します。	優的電気連信机る時期又は	<u>いて第一号基</u> ことが見込ま	4 14	回線設 :
を受け、当該電	線設備の譲渡	地方公共団体等が所有する電気通信回線設備の譲渡を受け	体等が所有す	地方公	譲受等時期の欄には、	
ファイバ等)の	が設置する光	(地方公共団体及び他の電気通信事業者が設置する光ファイバ等)	体及び他の電	(地方公共団		
第二号基礎的電気通信役務の提供を開始する場合における当ることが目にまれる時間を記事することがは、	<b>供を開始する</b>	通信役務の提付を開き	号基礎的電気とが目ぶまれ	j.	電気通信回線設備を設置し、  ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	電気通
電気通信回線設備が設置されていない地域に新たに	置されていな	回線設備が設備	は、電気通信		<u>光ファイバ等の整備時期の欄には、電気通信回線語</u>	4 光 7 光 7
第14条の3第1項第1号から第3号までの電気通信役務のいずれかが提回線設備の担構の日博を記載すること	電気通信役務	第3号までの1	項第1号からの日搏を記事:	14条の3第1	合計の欄には、第可能や重信通信回	3   
					۲,	典
目標とする電気通信回線設備の規模を記	電気通信回線	-	規模の欄には	信回線設備の	<u>こと。</u> 達成すべき電気通信回線設備の規模の欄には、	<u>こと。</u> 2 達成
字名を記載する	定める町又は	て第40条の8の2の規定により定める町又は字名を記載す	:40条の8の2	原則として第	地域名の欄には、	注 1 地域
					<u> </u>	
					掲げるも	
					第3号に	
					第 1	
					第14条の	
					7	
					第2年元	
					14 ※	
					掲げるも	
					第1号に	
					3 第 1 項	
					第14条の	
		の譲受等	備時期	信回線設 備の規模		

L記である。	備考 表中の[]の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。
[注 同左]	[注 略]
[表同左]	[表略]
則 <u>第40条の8の7第1項</u> の規定により、届け出ます。	<u>則第40条の8の11第1項</u> の規定により、届け出ます。
電気通信事業法第116条の2第1項の認定に係る業務を廃止したいので、電気通信事業法施行規	電気通信事業法第116条の2第1項の認定に係る業務を廃止したいので、電気通信事業法施行規
[同左]	[幣名]
様式第38の3の5(第40条の8の7第1項関係)	様式第38の3の5 (第40条の8の11第1項関係)
[2 同左]	[2 略]
注1 第40条の8の3第2項第1号の書類を変更したときは、変更後の書類を添付すること。	注1 第40条の8の7第2項第1号の書類を変更したときは、変更後の書類を添付すること。
[表同左]	[表略]
[同左]	
様式第38の3の4 (第40条の8の6 関係)	様式第38の3の4 (第40条の8の10関係)
[3 同左]	[3 略]
2 第40条の8の3第2項第1号の書類を変更したときは、変更後の書類を添付すること。	2 第40条の8の7第2項第1号の書類を変更したときは、変更後の書類を添付すること。
[注1 同左]	[注 1 略]
[表同左]	[表略]
[同左]	[帝]
様式第38の3の3 (第40条の8の4第1項関係)	様式第38の3の3(第40条の8の8第1項関係)
[注1~3 同左]	[注1~3 略]
[表同左]	[表略]
[同左]	[略]
様式第38の3の2(第40条の8の3第1項関係)	様式第38の3の2(第40条の8の7第1項関係)
	注 既に公表している計画があれば、添付すること。
	2 計画の詳細
	8 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
	を記載すること。
	体から譲渡を受ける電気通信回線設備の規模又は新たに設置する電気通信回線設備の規模
	<b>は「設備の譲受等」と記載するとともに</b>
	設置している光ファイバ等を撤去し、新たに電気通信回線設備を設置し、第二号基礎的電
	回線設備を用いて第二号基礎的電気通信役務の提供を行う場合又は地方公共団体等が既に
	線設備の規模、地方公共団体等が所有する電気通信回線設備の譲渡を受け、当該電気通信
	新たに設置する電気通信回線設備の規模を記載し、及び新たに設置する電気通
	一調も欄では、电X型同型燃尿網で取画でなるで、いない過激で割ってもX週间型燃尿網を取 置し、第二号基礎的電気通信役務の提供を開始する場合には「新規整備」と記載するとと
	男を記載するい無米撮いさ

(電気通信事業会計規則の一部改正)

第二 条 電 気 通 信 事 業 会 計 規 則 昭 和 六 + 年 郵 政 省令第二十六号) 0) 部 を 次 のように 改 Ē す る。

る 規 次 定  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 表 傍 に 線 ょ り、 を 付 L 改 た 正 部 前 分 欄 0) 12 ょ 掲 う げ に る 改 規 め、 定  $\mathcal{O}$ 傍 改 正 線 前 を 付 欄 L 及 び た 部 改 正 分をこ 後 欄 れ に 対 に 応 順 次 L て 対 掲 応 す げ る る 改 そ 正  $\mathcal{O}$ 標 後 記 欄 部 に 撂 分 に げ

象 規定」 という。 は、 当 該 対象 規定を改 正 後 欄 に 撂 げ る Ł 0 0) ように改める。

重

傍

線

 $\widehat{\underline{\phantom{a}}}$ 

重

下

線

を

含

む。

以

下この

条

12

お

1

て

同

U°.

を

付

L

た

規

定

以

下こ

 $\mathcal{O}$ 

条

に

お

1

て

対

通信事業者(以下「禁止行為等規定適用事業者」という。)の会計の基準を確立するとともに た電気通信事業者及び法第三十三条第二項に規定する第一種指定電気通信設備を設置する電気 電気通信役務を提供する電気通信事業者(以下「特定ドメイン名電気通信役務提供事業者」と 供事業者」という。)の会計の基準を確立するとともに、その財政状態及び経営成績を明らか いう。) 並びに電気通信事業法(以下「法」という。) 第三十条第一項の規定により指定され にし、もつて指定電気通信役務に関する料金の適正な算定に資すること並びに特定ドメイン名 一条 この省令は、 指定電気通信役務を提供する電気通信事業者(以下「指定電気通信役務提 改 正 |第一条 この省令は、基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業者(以下「基礎的電気通信役 三十条第一項の規定により指定された電気通信事業者及び法第三十三条第二項に規定する第一 種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者(以下「禁止行為等規定適用事業者」という。 イン名電気通信役務提供事業者」という。)並びに電気通信事業法(以下「法」という。)第 に資すること並びに特定ドメイン名電気通信役務を提供する電気通信事業者(以下「特定ドメ 績を明らかにし、もつて基礎的電気通信役務及び指定電気通信役務に関する料金の適正な算定 通信役務提供事業者」という。)の会計の基準を確立するとともに、その財政状態及び経営成 務提供事業者」という。)及び指定電気通信役務を提供する電気通信事業者(以下「指定電気 (目的) 改 正 前

その財政状態及び経営成績を明らかにすることを目的とする。

第二条 指定電気通信役務提供事業者、特定ドメイン名電気通信役務提供事業者及び禁止行為等 第二条 基礎的電気通信役務提供事業者、指定電気通信役務提供事業者、特定ドメイン名電気通 の省令の規定によらないことができる。 整理しなければならない。ただし、特別の理由がある場合には、総務大臣の許可を受けて、こ 規定適用事業者(以下「事業者」という。)は、この省令の定めるところにより、その会計を

(事業年度)

の規定の適用については、同項中「とし、その始期は、一年のものにあつては四月一日とし、 定電気通信役務提供事業者又は禁止行為等規定適用事業者である場合を除く。)に対する前項 六月のものにあつては、四月一日及び十月一日とする」とあるのは、「とする」とする。 特定ドメイン名電気通信役務提供事業者(当該特定ドメイン名電気通信役務提供事業者が指

(勘定科目及び財務諸表)

第五条 事業者(次項に規定するものを除く。)は、別表第一によりその勘定科目を分類し、か ものとする。 ない。この場合において、財務諸表のうち、 は法第三十条第一項の規定により指定された電気通信事業者に限る。)を作成しなければなら 明細表については指定電気通信役務提供事業者に限り、移動電気通信役務損益明細表について つ、別表第二の様式により貸借対照表、損益計算書その他の財務諸表(指定電気通信役務損益 附属明細書として記載すべきものは、次に掲げる

九 二 ~ 八

2 [十~十二 略] 略」

(遵守義務)

の会計の基準を確立するとともに、その財政状態及び経営成績を明らかにすることを目的と

定めるところにより、その会計を整理しなければならない。ただし、特別の理由がある場合に 信役務提供事業者及び禁止行為等規定適用事業者(以下「事業者」という。)は、この省令の は、総務大臣の許可を受けて、この省令の規定によらないことができる。 (事業年度)

第三条 [同上]

2 特定ドメイン名電気通信役務提供事業者(当該特定ドメイン名電気通信役務提供事業者が基 のものにあつては四月一日とし、 礎的電気通信役務提供事業者、指定電気通信役務提供事業者又は禁止行為等規定適用事業者で ある場合を除く。) に対する前項の規定の適用については、同項中「とし、その始期は、一年 るのは、「とする」とする。 六月のものにあつては、四月一日及び十月一日とする」とあ

(勘定科目及び財務諸表)

|第五条 事業者(次項に規定するものを除く。) は、別表第一によりその勘定科目を分類し、か 場合において、財務諸表のうち、 条第一項の規定により指定された電気通信事業者に限る。)を作成しなければならない。この いては指定電気通信役務提供事業者に限り、移動電気通信役務損益明細表については法第三十 益明細表については基礎的電気通信役務提供事業者に限り、指定電気通信役務損益明細表につ つ、別表第二の様式により貸借対照表、損益計算書その他の財務諸表(基礎的電気通信役務損 附属明細書として記載すべきものは、次に掲げるものとする

[十~十二 同上] 一~八 同上] 基礎的電気通信役務損益明細表

同上

29頁

第十五条 [2 略] (関連収益及び関連費用)

3 4 基準によりそれぞれの役務に配賦しなければならない。 う。)の電気通信役務に関連する収益及び費用は、別表第二に掲げる基準によるほか、適正な 二以上の種類(別表第二様式第15の表及び様式第16の表の役務の種類の欄に掲げる種類をい

第十八条 法第三十条第六項の総務省令で定める事項は、別表第二の様式による次に掲げる財務 る。)に記載する事項とする。 通信役務損益明細表については法第三十条第一項の規定により指定された電気通信事業者に限 諸表(指定電気通信役務損益明細表については指定電気通信役務提供事業者に限り、移動電気 (収支の状況その他会計に関する事項の公表)

六 二 ~ 五 [七~十 略]

略

 $\frac{2}{4}$ 略 則

定は、適用しない。 事業者の作成する附属明細書については、当分の間、第五条第一項第十号及び第十一号の規

類を総務大臣に提出するとともに、当該指定電気通信役務損益明細表及び移動電気通信役務損 通信役務損益明細表を作成する際に準拠した収益及び費用の配賦の基準及び手順を記載した書 的に資格のある会計監査人による証明書並びに当該指定電気通信役務損益明細表及び移動電気 び移動電気通信役務損益明細表がこの省令の規定に基づいて適正に作成されていることの職業 業者は、第十六条の規定による財務諸表の提出の際、併せて、指定電気通信役務損益明細表及 益明細表を総務大臣が別に告示する方法により開示しなければならない。 前項の規定により第五条第一項第十号及び第十一号の規定が適用されないこととなる間、事

様式14

(関連収益及び関連費用)

第十五条 同上

| 3 | 二以上の種類(別表第二様式第 14 の表から様式第 16 の表までの役務の種類の欄に掲げる種類 [2 同上] 正な基準によりそれぞれの役務に配賦しなければならない。 をいう。)の電気通信役務に関連する収益及び費用は、別表第二に掲げる基準によるほか、適

(収支の状況その他会計に関する事項の公表)

第十八条 法第三十条第六項の総務省令で定める事項は、別表第二の様式による次に掲げる財務 載する事項とする。 電気通信役務損益明細表については指定電気通信役務提供事業者に限り、 諸表(基礎的電気通信役務損益明細表については基礎的電気通信役務提供事業者に限り、指定 益明細表については法第三十条第一項の規定により指定された電気通信事業者に限る。)に記 移動電気通信役務損

一~五 同上]

二 基礎的電気通信役務損益明細表

[七~十 同上]

2~4 同上]

同上 附 則

1

2 の規定は、適用しない。 事業者の作成する附属明細書については、当分の間、第五条第一項第九号から第十一号まで

的電気通信役務損益明細表、指定電気通信役務損益明細表及び移動電気通信役務損益明細表を 通信役務損益明細表を総務大臣が別に告示する方法により開示しなければならない。 作成する際に準拠した収益及び費用の配賦の基準及び手順を記載した書類を総務大臣に提出す 細表、指定電気通信役務損益明細表及び移動電気通信役務損益明細表がこの省令の規定に基づ るとともに、当該基礎的電気通信役務損益明細表、 いて適正に作成されていることの職業的に資格のある会計監査人による証明書並びに当該基礎 前項の規定により第五条第一項第九号から第十一号までの規定が適用されないこととなる間 事業者は、第十六条の規定による財務諸表の提出の際、併せて、基礎的電気通信役務損益明 指定電気通信役務損益明細表及び移動電気

妆 併 併 基礎的電気通信役務損益明細表 Ш でまり 日から

(単位

田

様式14

電気通信	基礎的電気通信役	基礎的電気通	役務の種類
役 務	役務以外の	信役務	類
			営業収益
			営業費用
			営業利益
			摘要

### (記載上の注意)

- 欄にその旨を記載すること。 25号)第14条第3号又は第4号に規定する基礎的電気通信役務を提供している場合は、摘要 営業費用及び営業利益を記載することとし、電気通信事業法施行規則(昭和60年郵政省令第 「基礎的電気通信役務」の欄には、自らが料金を定める基礎的電気通信役務の営業収益、
- 2 第15条第3項に規定する基準は、次のとおりとする。
- (1) 二以上の種類の役務に関連する営業費用は、原則として次の基準によってそれぞれの種

通信設備使用料 固定資産除却費

回線数比又は取扱量比 関連する固定資産価額比

固定資産税等 事業所税

管理部門等の人件費比

関連する固定資産価額比

税 公 課

<b>部分を除く全体に付した傍線は注記である。</b>	備考 表中の [ ]の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。
5 用紙の大きさは日本産業規格A列4番とすること。	
成することができる。	
4 「役務の種類」の各欄に記載すべき事項がない場合は、当該各欄を省略した様式により作	
じて算定すること。	
用及び営業利益を摘要欄に記載すること。この場合において、営業費用は上記2の基準に準	
3 基礎的電気通信役務以外の電気通信役務については、電報についてその営業収益、営業費	
)又は取扱量比	
ロヘルツ、符号品目は64キロビットを1回線として換算する。	
市外線路及び機械設備 市外回線数比若しくは市外回線長比 (ただし、帯域品目は3.4キ	
市内線路及び機械設備 市内回線数比又は取扱量比	
務に配賦すること。	
(2) 各種類の後務に関連する固定資産は、原則として次の基準によってそれぞれの種類の後	

(事業用電気通信設備規則の一部改正)

第三 象 改 対 規 応 条 は、 正 次 定 L 後  $\mathcal{O}$ て で 欄 改 表 事 掲 改 正 業 に に 正 ょ 前 げ 掲 用 るそ 欄 げ り、 前 電 欄 に る 気 にこ 掲 規 通  $\mathcal{O}$ 改 標 げ 定 正 信 る 記 れ  $\mathcal{O}$ 前 設 に 対 部 傍 備 欄 象規 線 対 に 規 分に二 応 を 掲 則 定 す 付 げ 昭 を る 重 L る 改 Ł 傍 又 規 和 六  $\mathcal{O}$ 正 線 定 は + を 後 を 破  $\mathcal{O}$ 撂 年 欄 付 傍 線 げ 郵 に 線 L で て 政 掲 た 进 を 省 1 げ 規 付  $\lambda$ な 令第三十 る対象 定 だ L 1 又 。 以 部 ŧ は 分  $\mathcal{O}$ 規定 下 0 破 は、 号) ک ょ 線 とし う 0) で ک  $\mathcal{O}$ 条 に 囲 れ て に 改  $\lambda$ を 部 移 だ お  $\Diamond$ を 加 動 部 1 える。 次 て 分 改  $\mathcal{O}$ をこ 「 対 正 ように 改 前 欄 正 象 れ 規 後 及 に 改 欄 定」 び 順 Ē に 改 次 す 撂 لح 正 対 る。 げ 応 後 1 う。 す る 欄 対 に る

<b>ි</b>	備考 表中の [ ]の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記であ
電気通信設備	の用に供する電気通信設備
第四章 適格電気通信事業者の基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業の用に供する	第四章 第一種適格電気通信事業者の第一号基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業
	おける名目速度に関し、国際的な標準に適合させなければならない。
	第四十五条 電気通信事業者は、第二号基礎的電気通信役務の提供の用に供する電気通信設備に
	(第二号基礎的電気通信役務の提供の用に供する電気通信設備)
[新設]	第六節 第二号基礎的電気通信役務の提供の用に供する電気通信設備
[2~5 同上]	[2~5 略]
第四十五条 [同上]	第四十四条の二 [略]
	用者の建築物又はこれに類するところに設置する事業用電気通信設備について適用しない。
	第四十条の四 前条において準用する第五条、第八条、第十四条及び第十六条の四の規定は、利
	(適用除外)
	業用電気通信設備について準用する。
	第一項第三号及び第五号に係る部分に限る。)、第十六条の三及び第十六条の四の規定は、事
	第四十条の三 第五条、第六条、第八条、第十条第一項、第十二条、第十四条、第十五条の三(
	(準用)
	ついて適用する。
	第四十条の二。この款の規定は、第二号基礎的電気通信役務の提供の用に供する電気通信設備に
	(適用の範囲)
[新設]	第二款 第二号基礎的電気通信役務の提供の用に供する電気通信設備
	備について適用する。
	第三十六条の十一 この款の規定は、第一号基礎的電気通信役務の提供の用に供する電気通信設
	(適用の範囲)
[新設]	第一款 第一号基礎的電気通信役務の提供の用に供する電気通信設備
[同上]	第一節 電気通信設備の損壊又は故障の対策
	ν, °
_	_

(電気通信事業報告規則の一部改正)

第

定 兀 含 部 又 で 改 分 は む 条 次 改 正 0) 破  $\mathcal{O}$ 正 線 電 前 以 ょ 表 前 欄 下 う 気 で に 欄  $\mathcal{L}$ に 井 ょ 12 通 にこ り、 掲  $\mathcal{O}$ 改  $\lambda$ 信 だ げ 事 条  $\Diamond$ れ る に 部 業 改 に 対 お 改 分 正 報 対 をこ 告 象 正 前 1 応 規 7 欄 規 前 す 定 欄 則 同 れ 12 る を ľ 掲 及 に ŧ 改 び 昭 順 げ  $\overline{\phantom{a}}$  $\mathcal{O}$ 正 改 る 和 次 を 六 を 規 後 正 対 撂 十三 欄 付 応 定 後 げ す に 欄 L  $\mathcal{O}$ て 掲 た る 傍 年 に 1 げ 規 対 改 線 郵 な 定 る 応 正 政 1 下 対 L 後 省 Ł 象 以 7 欄 線 令  $\mathcal{O}$ 下 規 掲 に を 第 は、 定  $\sum_{}$ げ 掲 含 兀 لح る げ む。 +  $\mathcal{O}$ これ 六 条 そ L る て 号) に 規 以  $\mathcal{O}$ を 移 下 お 標 定 加 ک 動 記 0) 7  $\mathcal{O}$ え L て 部 傍 \_\_  $\mathcal{O}$ る。 線 条 部 分 に を 12 を 改 対 正 象 付 次 お 規  $\mathcal{O}$ 後 重 L 1 定 欄 傍 又 て ょ に 線 は 同 う に 破 掲 と じ  $\widehat{\underline{\phantom{a}}}$ げ V) 線 改 う。 る 重 で 正 対 下 を す 井 象 る 線 ん 付 だ 規 は を

「WAアクセスサービス」       無線設備により構成される         「WAアクセスサービス」       た提供する電気通信事業者         フイヤレス固定ブロードバ       利用者の屋内用ルータと接         フイヤレス固定ブロードバ       利用者の屋内用ルータと接         フィヤレス固定ブロードバ       利用者の屋内用ルータと接	対象役務 報告対象事業者	(電参) (代名表考案等と) という。)により総務大臣に提出しなければならない。 第二条 次の表の報告対象事業者の欄に掲げる電気通信事業者は、それぞれ同表の様式番号の欄に第二条 次の表の報告対象事業者の欄に掲げる電気通信事業者は、それぞれ同表の様式第四、様式第一角工表、様式第一第二表、様式第二、様式第四、様式第一角工表、様式第一条工表、様式第二、様式第四、様式第一角工表、様式第二条、様式第二、様式第四、様式第五条(様式第一第二表、様式第二、様式第四、様式第五条(表示)の表の報告対象事業者の欄に掲げる電気通信事業者は、それぞれ同表の様式番号の欄に	(電子をよう) の 4 差別 の 1 を 1 を 2 を 2 を 2 を 2 を 2 を 2 を 2 を 2 を	ターネットへの妾売点までの間の通言を媒介するものを含む。)であって、ベストーンを用いてインターネットへの接続点までの間の通信を媒介する電気通信役務(トータと接続される無線設備に限る。)により構成される端末系伝送路設備をいう。セスサービス用設備(光信号伝送用の伝送路設備及び無線設備(その一端が利用ギセスサービス 四イヤレス固定ブロードバンドアクセスサービス ワイヤレス固定ブロード ロー・カ 略]	2 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞ第一条 [略] (定義)	改正後
様式第十の二	様式番号	他これに準ずでいては、	機能を有するもの料款等により制限	間の通言を媒介するものを含む。)であつて、ベストエフォートの接続点までの間の通信を媒介する電気通信役務(主としてイン「限る。)により構成される端末系伝送路設備をいう。以下同じ。「民送用の伝送路設備及び無線設備(その一端が利用者の屋内用ルドバンドアクセスサービス」ワイヤレス固定ブロードバンドアク	それぞれ当該各号に定めるところによる 2 第	
FWAアクセスサービス	報告対象役務	第二条 [同上]		[新設] 同上]	2 [同上]第一条 [同上]	
無線設備により構成される で是供する電気通信事業者 を提供する電気通信事業者	報告対象事業者	IL AIT	ī S			改正前
という。 というでは、 というでは、 というでは、 でのでは、 でのでは、 でのでは、 でのでは、 でのでは、 でのでは、 でのでは、 でのでは、 でのでは、 でのでは、 でのでは、 でのでは、 でのでは、 でのでは、 でいるで						

様式第10(第2条第1項関係)  $\begin{bmatrix} 2 \\ 5 \\ 4 \end{bmatrix}$ |式第10の2(第2条第1項関係) 等については、承継した電気通信事業又は譲り受けた電気通信事業に係る電気通信番号に限る。 業者等」という。)は、様式第二十九により、当該指定を受けた電気通信番号(一部承継事業者 格電気通信事業者又は接続電気通信事業者等以外の者に限る。以下この条において「一部承継事 事業者等である者に限る。)若しくは分割又は譲渡しにより当該電気通信事業者から電気通信事 げる電気通信番号の指定を受けた電気通信事業者(第一種適格電気通信事業者又は接続電気通信 る電気通信番号数等の報告) に、書面等により総務大臣に提出しなければならない 翌々月の二十日(当該日が日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第百 算定規則第二十七条第一項に規定する最終算定月までの月末の使用状況等に限る。) について、 電気通信事業者が指定を受けた同表に掲げる電気通信番号の指定を受けた者であつて、第一種適 業の一部を承継した法人若しくは譲り受けた者(当該承継又は譲受けがあつた後遅滞なく、当該 三第一項に規定する下り名 事業法施行規則第十四条の [注1・2 略] 七十八号)に規定する休日に当たるときは、これらの日の翌日をもつて当該日とみなす。)まで 十四年総務省令第六十四号。以下この条において 限る。) ○メガビット以上のものに において同じ。)が毎秒三 目速度をいう。以下この表 の毎月末の使用状況等(一部承継事業者等にあつては、承継又は譲受けがあつた月から第一種 (第一号基礎的電気通信役務の提供に係る第一種交付金の額及び第一種負担金の額の算定に用い 略 を記載すること の項に当該契約数の合計数を記載すること 第一号基礎的電気通信役務の提供に係る第一種交付金及び第一種負担金算定等規則(平成 ワイヤレス固定ブロードバンドアクセスサービスを提供している場合には、 注3に定めるもののほか [器] 园 電気通信役務契約等状況報告 その下り名目速度が毎秒三 バンドアクセスサービス( 限る。)を提供する電気通 ○メガビット以上のものに 信事業者 注記すべきことがある場合には、 契約数 「第一種算定規則」という。)別表第十一に掲 「参考事項」の欄にその内容 併 Ш 日現在 「参考事項 様式第10(第2条第1項関係) 第九条 基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則(平成十四年総務省令第六 「 業 [ 5] [ 5] 2 { 4 れらの日の翌日をもつて当該日とみなす。)までに、書面等により総務大臣に提出しなければな 国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第百七十八号)に規定する休日に当たるときは、こ 月までの月末の使用状況等に限る。)について、翌々月の二十日(当該日が日曜日、土曜日又は 者等にあつては、承継又は譲受けがあつた月から算定規則第二十七条第一項に規定する最終算定 は譲り受けた電気通信事業に係る電気通信番号に限る。)の毎月末の使用状況等(一部承継事業 より、当該指定を受けた電気通信番号(一部承継事業者等については、承継した電気通信事業又 者等以外の者に限る。以下この条において「一部承継事業者等」という。)は、様式第二十九に 表に掲げる電気通信番号の指定を受けた者であつて、適格電気通信事業者又は接続電気通信事業 譲り受けた者(当該承継又は譲受けがあつた後遅滞なく、当該電気通信事業者が指定を受けた同 くは分割又は譲渡しにより当該電気通信事業者から電気通信事業の一部を承継した法人若しくは 受けた電気通信事業者(適格電気通信事業者又は接続電気通信事業者等である者に限る。)若し 十四号。以下この条において「算定規則」という。)別表第十一に掲げる電気通信番号の指定を の報告) [表同左] [注1・2 ω (基礎的電気通信役務の提供に係る交付金の額及び負担金の額の算定に用いる電気通信番号数等 [新設] 同上 注記すべきことがある場合には、 [同左] [同左] 同上 同左] 「参考事項」の欄にその内容を記載すること。

様式第12(第2条第1項関係) 様式第12の2(第2条第1項関係) [注1~4 略] [注1~5 略] 参考事項 サービスの種類 ワイヤレス固定ブロードバンドアクセスサービス その内容を記載すること。 提供している場合には、「参考事項」の項に当該契約数を記載すること。 伝送役務の契約数を記載すること。契約数(共用型)は、同号で規定されるデータ伝送役務 第五世代移動通信システムを使用するワイヤレス固定ブロードバンドアクセスサービスを ビスを提供している場合には、 以外のワイヤレス固定ブロードバンドアクセスサービスの契約数を記載すること 三・九ー四世代移動通信システムを使用するワイヤレス固定ブロードバンドアクセスサー るものに限る。) 者の契約数を自らの契約数として含めること。 注4及び注5に定めるもののほか、注記すべき事情がある場合には、「参考事項」の項に 注5及び注6に定めるもののほか、注記すべき事情がある場合には、 を記載すること。 ご当該事業者名、法人番号及び契約数をそれぞれ記載すること (「契約数 (専用型)」に係 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。 他の電気通信事業者に対し、卸電気通信役務を提供している場合には、当該電気通信事業 注5に定めるもののほか、注記すべき事情がある場合には、 他の電気通信事業者に対し、 一の契約で複数のシステムを利用する場合は、一の契約数として報告すること 一の契約で複数の回線を保有する契約形態の場合は、当該回線数を契約数として報告する 契約数(専用型)は、電気通信事業法施行規則第14条の3第1項第3号に規定するデータ 契約数 (専用型) 「参考事項」の項に当該契約数を記載すること 卸電気通信役務を提供している場合には、 契約数 (共用型) 「参考事項」の項にその内容 事業者名 「参考事項」の項に 中 「参考事項」の項 <u>7</u> [同左] 様式第12の2(第2条第1項関係) 様式第12(第2条第1項関係) [注1~4 [表同左] [注1~5 [表同左] 6 Ŋ [新設] [新設] を記載すること。 <u>注5</u>に定めるもののほか、注記すべき事情がある場合には、 <u>注4</u>に定めるもののほか、注記すべき事情がある場合には、「参考事項」の項にその内容 同左] 同左] 「参考事項」の項にその内容

[注1~6 略]  2 地域広帯域無線アクセスシ	■ 注4から注7までに定めるも 項にその内容を記載すること。 9 [略] 10 [略] 11 [略] 11 [略] (第2表 略] 様式第13の2(第2条第1項関係) 第1表 「毒軽」	10 注4から注9までに定める4 項にその内容を記載すること。 11 [略] 12 [略] 13 [略] 13 [略] [第2表 略] (第2表 略] (東2第13 (第2条第1項関係) 第1表 [法略] [法略] [注1~6 略] [注1~6 略] [ごスを提供している場合には	その内容を記載すること。  【 [略]  【 [略]  様式第12の3(第2条第1項関係) 第1表  [表略]  [注1~8 略]  [注1~8 略]  [進1-カル5G通信システュールの5場合には、「記機供している場合には、「記
・6 略] 地域広帯域無線アクセスシステムを使用するワイヤレス固定ブロードバンドアクセスサー 地域広帯域無線アクセスシステムを使用するワイヤレス固定ブロードバンドアクセスサー バスを提供している場合には、「参考事項」の項に当該契約数を記載すること。 注4から注7までに定めるもののほか、注記すべき事情がある場合には、「参考事項」の にその内容を記載すること。 [略]	<u>注 4 から注7まで</u> に定めるもののほか、注記すべき事情がある場合には、「参考事項」の (にその内容を記載すること。 [略] [略] [略] の2(第2条第1項関係)	5ののほか、注記すべき事情がある場。 ステムを使用するワイヤレス固定ブロ・ 、「参考事項」の項に当該契約数を記載	ムを使用するワイヤレス固定プロードバンドアクセスサービスを 参考事項」の項に当該契約数を記載すること。
[注1~6 同左]         [注1~6 同左]         [新設]         2 注4から注6までに定めるもののほか、注記すべき事情がある場合には、 項にその内容を記載すること。         8 [同左]         9 [同左]         10 [同左]	2       注4から注6までに定めるもののほか、注記すべき事情がある場合には、 項にその内容を記載すること。         8       [同左]         9       [同左]         10       [同左]         (第2表 同左]       (第2条第1項関係)         第1表       (第2表 同左]	望 注4から注8までに定めるもののほか、注記すべき事情がある場合には、 項にその内容を記載すること。10 [同左]11 [同左]12 [同左]12 [同左][第2表 同左]様式第13 (第2条第1項関係)第1表[法同左][注1~6 同左][活1~6 同左]	を記載すること。 <ol> <li>[同左]</li> <li>[同左]</li> <li>様式第12の3(第2条第1項関係)</li> <li>第1表</li> <li>[表同左]</li> <li>[注1~8 同左]</li> <li>[新設]</li> </ol>
「参考事項」の	「参考事項」の	「参考事項」の	

基 礎 的 電 気 通 信 役 務  $\mathcal{O}$ 提 供 に係る交付 金及 び 負 担 金算定 等 規 則 の 一 部 改 正

第 五. 条 基 礎 的 電 気 通 信 役 務  $\mathcal{O}$ 提 供 に 係 る 交 付付 金 及 び 負 担 · 金 算 定 等 規 則 平 成 + 兀 年 総 務 省 令 第六 +

四号)の一部を次のように改正する。

次  $\mathcal{O}$ 表 に ょ り、 改 正 前 欄 に 掲 げ る 規 定 題 名 を含 む。 以 下 0 条 に お V) て 同 じ  $\mathcal{O}$ 傍 線 〒 線

傍線を付した部分のように改める。

を

含

む

以

下

ک

 $\mathcal{O}$ 

条

に

お

1

7

同

じ

を

付

L

た

部

分をこ

れ

に

順

次

対

応

す

る

改

正

後

欄

に

掲

げ

る

規

定

 $\mathcal{O}$ 

五 算定対象加入者回線 合算算定対象加入者回線のうち各第一種適格電気通信事業者に係 五 算定対象加入者回線 「	る原価をいう。次号において「対象原価」という。)を当該収容局のアナログ加の原価のうち施行規則第十四条第一号イに規定する第一号基礎的電気通信役務のに要するアナログ電話用設備である固定端末系伝送路設備に係る原価(法第百九回線単価 収容局ごとの法第百八条第一項の指定に係る第一号基礎的電気通信役 ニッタミングによる	の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当り(平成十二年郵政省令第六十四号。以下「接続料規則」という。)、電気通信事業法(以下「法」という。)、電気通信事業法施行規則(昭和六十年郵政省令別」という。)、電気通信事業法施行規則(昭和六十年郵政省令別」という。)、電気通信事業法が行規則(昭和六十年郵政省令別(昭和六十年郵政省令第三十一号)、第一種指定電気通信設め省令第九十一号。以下「接続会計規則」という。)、電気通信設め、近路の提供に係る第一種交付金の額及び第一種負担という。)、電気通信設め、近路の提供に係る第一種交付金及び第一種負担を算定等規則という。)という。)という。)という。)という。)という。)という。)という。)
算定対象加入者回線 合算算定対象加入者回線のうち各適格電気通信事業者に係るもの線(次号において「合算算定対象加入者回線」という。)に係る加入者回線単価を合算し意めて加入者回線単価が最高額のものから千分の四十九の範囲に属するアナログ加入者回幕で対象原価 全てのアナログ加入者回線のうち他の適格電気通信事業者に係るものも算定対象原価 全てのアナログ加入者回線のうち他の適格電気通信事業者に係るものも第ごとのアナログ加入者回線の総数を合算した数で除して得た額を適格電気通信事業で除して得た額を適格電気通信事業で除して得た額を適格電気通信事業で除して得た額を適格電気通信事業	価をいう。次号において「対象原価」という。)を当該収容局のアナログ加入者回線の数項の原価のうち施行規則第十四条第一号イに規定する基礎的電気通信役務の提供に係る原供に要するアナログ電話用設備である固定端末系伝送路設備に係る原価(法第百九条第二加入者回線単価 収容局ごとの法第百八条第一項の指定に係る基礎的電気通信役務の提一 同上]	お

「下一各」のをいう。

(遵守義務)

第三条 第一種適格電気通信事業者、算定対象電気通信事業者(第二十三条に規定する電気通信 第三条 第一種適格電気通信事業者、算定対象電気通信事業者(第二十三条に規定する電気通信 発列。 ・支援業務規程の記載事項、帳簿の備付方法及び記載事項又は記録事項その他第一号基礎的電 ・支援業務規程の記載事項、帳簿の備付方法及び記載事項又は記録事項その他第一号基礎的電 ・支援業務規程の記載事項、帳簿の備付方法及び記載事項又は記録事項その他第一号基礎的電 ・支援業務規程の記載事項、帳簿の備付方法及び記載事項又は記録事項その他第一号基礎的電 ・支援業務規程の記載事項、帳簿の備付方法及び記載事項又は記録事項その他第一号基礎的電 ・支援業務規程の記載事項、順答の備付方法及び記載事項又は記録事項その他第一号基礎的電 ・支援業務規程の記載事項、順答の備付方法及び記載事項といる場合には、総務大臣の ・大大田の本のである場合には、総務大臣の ・大大田の本のである場合には、総務大臣の ・大田の本のである場合には、総務大臣の ・大田の本のであるところによらなければならない。ただし、特別の理由がある場合には、総務大臣の ・大田の本のであるところによらなければならない。ただし、特別の理由がある場合には、総務大臣の ・大田の本のであるところによらなければならない。ただし、特別の理由がある場合には、総務大臣の ・大田の本のであるところによらなければならない。ただし、特別の理由がある場合には、総務大臣の ・大田の本のでは、第一様では、第一様である。 ・大田の本のでは、第一様である。 ・大田の本のでは、第一様では、第一様である。 ・大田の本のでは、第一様である。 ・大田の本のでは、第一様である。 ・大田の本のでは、第一様である。 ・大田の本のでは、第一様では、第一様では、第一様では、第一様では、第一様では、第一様では、第一様に対定するでは、第一様で

第二章 第一種交付金

(第一種交付金の額等の認可申請)

月以内に提出して行わなければならない。 類並びに第一種交付金の額の算出の根拠に関する説明を記載した書類を添えて、年度経過後六、様式第一の申請書に、別表第一、別表第一の二、別表第二、別表第二の二及び別表第十の書第四条 法第百九条第一項の規定による第一種交付金の額及び交付方法についての認可の申請は

(第一種交付金の額の算定方法等)

通信事業者の算定自己負担額」という。)を控除する方法とする。 二項の規定を適用して算定した額(以下この条及び第二十七条において「当該第一種適格電気受ける第一種適格電気通信事業者を接続電気通信事業者等とみなして第二十七条第一項及び第掲げる額を合算して得た額(以下「補塡対象額」という。)から、自ら第一種交付金の交付を第五条 法第百九条第一項の総務省令で定める方法は、第一種適格電気通信事業者ごとに、次に「管理を表する。

一略

回線に係る原価交換設備と警察機関、海上保安機関又は消防機関が指定する場所との間に設置する電気通信交換設備と警察機関、海上保安機関又は消防機関が指定する場所との間に設置する電気通信役務の提供に係るものであって、算定対象加入者回線に対応した当該役務の提供に要する「法第百九条第二項の原価のうち施行規則第十四条第一号ハに規定する第一号基礎的電気通一法第百九条第二項の原価のうち施行規則第十四条第一号ハに規定する第一号基礎的電気通

場合の当該上回る額務の提供に係るものに限る。)が、第九条に規定する方法により算出した収益の額を上回る三法第百九条第二項の原価(施行規則第十四条第一号ロに規定する第一号基礎的電気通信役

務の提供に係るものに限る。)のいずれか低い額四次のの分では、一次のイ及び口に掲げる額(施行規則第十四条第二号イに規定する第一号基礎的電気通信役

「イ 略」

出した収益の額を上回る場合の当該上回る額額に別表第一の二に記載した合計の額を加えて得た額が、第九条に規定する方法により算表(以下「第一号基礎的電気通信役務収支表」という。)の第一表に記載した営業費用の 施行規則第四十条の五の規定により総務大臣に提出する第一号基礎的電気通信役務収支

五 次のイ及びロに掲げる額(施行規則第十四条第二号ロに規定する第一号基礎的電気通信役

をいう。

|天 同上

だし、特別の理由がある場合には、総務大臣の許可を受けて、この省令の規定によらないことでし、特別の理由がある場合には、総務大臣の許可を受けて、この省令の規定によらなければならない。たび負担金並びに支援機関の業務に関してこの省令の定めるところによらなければならない。た、帳簿の備付方法及び記載事項又は記録事項その他基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及をいう。)、接続電気通信事業者等又は支援機関は、基礎的電気通信役務の提供に係る交付金第三条。適格電気通信事業者、算定対象電気通信事業者(第二十三条に規定する電気通信事業者(遵守義務)

第二章 交付金ができる。

(交付金の額等の認可申請)

(交付金の額の算定方法等)

| 同上

系る原面 備と警察機関、海上保安機関又は消防機関が指定する場所との間に設置する電気通信回線に の提供に係るものであって、算定対象加入者回線に対応した当該役務の提供に要する交換設 一 法第百九条第二項の原価のうち施行規則第十四条第一号ハに規定する基礎的電気通信役務

当該上回る額供に係るものに限る。)が、第九条に規定する方法により算出した収益の額を上回る場合の供に係るものに限る。)が、第九条に規定する方法により算出した収益の額を上回る場合の提 法第百九条第二項の原価(施行規則第十四条第一号ロに規定する基礎的電気通信役務の提

供に係るものに限る。)のいずれか低い額四次のイ及び口に掲げる額(施行規則第十四条第二号イに規定する基礎的電気通信役務の提

[イ 同上]

額を上回る場合の当該上回る額の二に記載した合計の額を加えて得た額が、第九条に規定する方法により算出した収益の下「基礎的電気通信役務収支表」という。)の第一表に記載した営業費用の額に別表第一下「基礎的電気通信役務収支表」という。)の第一表に記載した営業費用の額に別表第(以「施行規則第四十条の五の規定により総務大臣に提出する基礎的電気通信役務収支表(以「

次のイ及びロに掲げる額(施行規則第十四条第二号ロに規定する基礎的電気通信役務の提

五.

「^・各」 務の提供に係るものに限る。)のいずれか低い額

#### イ 略

- る場合の当該上回る額載した合計の額を加えて得た額が、第九条に規定する方法により算出した収益の額を上回口第一号基礎的電気通信役務収支表の第一表に記載した営業費用の額に別表第一の二に記
- 務の提供に係るものに限る。)のいずれか低い額 、 次のイ及び口に掲げる額(施行規則第十四条第二号ハに規定する第一号基礎的電気通信役

#### イ 略

- る場合の当該上回る額載した合計の額を加えて得た額が、第九条に規定する方法により算出した収益の額を上回、第一号基礎的電気通信役務収支表の第一表に記載した営業費用の額に別表第一の二に記し、第一号基礎的電気通信役務収支表の第一表に記載した営業費用の額に別表第一の二に記し、

- うち当該第一種適格電気通信事業者に係る額を合計した額び第二項の規定により第一種適格電気通信事業者ごとに算定した額の割合で案分した額のであるものを除く。) について第二十七条第六項の規定により算定した額を同条第一項及であるものを除く。) について第二十七条第六項の規定により算定した額を同条第一項及
- 合計した額者ごとに算定した額の割合で案分した額のうち当該第一種適格電気通信事業者に係る額を者ごとに算定した額の割合で案分した額のうち当該第一種適格電気通信事業項の規定により算定した額を同条第一項及び第二項の規定により第一種適格電気通信事業人について第二十七条第七限度割合を超えることとなる全ての第一種適格電気通信事業者について第二十七条第七
- 格電気通信事業者に係る額を合計した額及び第二項の規定により第一種適格電気通信事業者ごとに算定した額のうち当該第一種適限度割合を超えないこととなる全ての接続電気通信事業者等について第二十七条第一項
- 受ける第一種適格電気通信事業者に限る。)について当該第一種適格電気通信事業者の算二 限度割合を超えないこととなる第一種適格電気通信事業者(自ら第一種交付金の交付を

供に係るものに限る。)のいずれか低い額

### イ 同上

- の当該上回る額合計の額を加えて得た額が、第九条に規定する方法により算出した収益の額を上回る場合合計の額を加えて得た額が、第九条に規定する方法により算出した収益の額を上回る場合基礎的電気通信役務収支表の第一表に記載した営業費用の額に別表第一の二に記載した
- 供に係るものに限る。)のいずれか低い額六、次のイ及びロに掲げる額(施行規則第十四条第二号ハに規定する基礎的電気通信役務の提

### [イ 同上]

- の当該上回る額合計の額を加えて得た額が、第九条に規定する方法により算出した収益の額を上回る場合合計の額を加えて得た額が、第九条に規定する方法により算出した収益の額を上回る場合基礎的電気通信役務収支表の第一表に記載した営業費用の額に別表第一の二に記載した
- 務に係る費用の額を加えたものから、次のイからニまでに掲げる額の合計額を控除した額一 各適格電気通信事業者の補塡対象額に当該補塡対象額の割合で案分した支援機関の支援業
- 電気通信事業者に係る額を合計した額項の規定により適格電気通信事業者ごとに算定した額の割合で案分した額のうち当該適格項の規定により適格電気通信事業者ごとに算定した額の割合で案分した額を同条第一項及び第二ものを除く。)について第二十七条第六項の規定により算定した額を同条第一項及び第二イ 限度割合を超えることとなる全ての接続電気通信事業者等(適格電気通信事業者である
- した額の割合で案分した額のうち当該適格電気通信事業者に係る額を合計した額定により算定した額を同条第一項及び第二項の規定により適格電気通信事業者ごとに算定に、限度割合を超えることとなる全ての適格電気通信事業者について第二十七条第七項の規
- 業者に係る額を合計した額及び第二項の規定により適格電気通信事業者ごとに算定した額のうち当該適格電気通信事限度割合を超えないこととなる全ての接続電気通信事業者等について第二十七条第一項
- 気通信事業者に限る。)について当該適格電気通信事業者の算定自己負担額限度割合を超えないこととなる適格電気通信事業者(自ら交付金の交付を受ける適格電

定自己負担額

- 通信事業者の算定自己負担額

  ・当該第一種適格電気通信事業者(自ら第一種交付金の交付を受ける第一種適格電気通信事業者の算定自己負担額

  ・当該第一種適格電気通信事業者でとに算定した額の割合で案分した額のうち当該第一種適格電気等により算定した第一種適格電気通信事業者の算定対象収益の額に占める割合が、限度割合を超える場合にあっては同条第七項の規定により算定した額を同条第一項及び第二項の規定により算定した第一種適格電気通信事業者の算定自己負担額を加えたより算定した第一種適格電気通信事業者の算定自己負担額を加えた業者に限る。以下この号において同じ。)が負担する第二十七条第一項及び第二項の規定に業者に限る。以下この号において同じ。)が負担する第二十七条第一項及び第二項の規定に業者に限る。以下この号において同じ。)が負担する第二十七条第一項及び第二項の規定に業者に限る。以下この号においては当該第一種適格電気通信事業者の算定自己負担額
- あっては、零)とする。 一種交付金の額は、当該控除して得た額に満たない額(当該控除して得た額が零以下の場合に一種交付金の額は、当該控除して得た額に満たない額(当該控除して得た額以上となるときは、第一表に記載した営業費用の合計額から営業収益の合計額を控除して得た額以上となるときは、第一3 前二項の規定により算定した第一種交付金の額が、第一号基礎的電気通信役務収支表の第一3

出の根拠に関する説明を記載した書類を添えて、提出しなければならない。通信事業者は、年度ごとに、別表第一の届出書を作成し、年度経過後五月以内に、それらの算第六条 法第百九条第二項の規定による原価及び収益の額の届出をしようとする第一種適格電気(原価等の届出)

第七条 法第百九条第二項の総務省令で定める事項は、次に掲げるとおりとする。(支援機関に届け出る事項)

略

基礎的電気通信役務の提供に係る原価 収容局ごとの法第百九条第二項の原価のうち施行規則第十四条第一号ハに規定する第一号

三 略

格電気通信事業者の公衆電話機(以下「第二種公衆電話機」という。)から発信する通信量四、前年度における第一種公衆電話機から発信する通信量と第一種公衆電話機以外の第一種適四、

る。 前二項の規定により算定した交付金の額が、基礎的電気通信役務収支表の第一表に記載した。 前二項の規定により算定した交付金の額が、基礎的電気通信役務収支表の第一表に記載した。 前二項の規定により算定した交付金の額が、基礎的電気通信役務収支表の第一表に記載した

る方法とする。ただし、当該控除は控除して得た額が零を下回らないように行うものとする。度前にこの項の規定により控除した額がある場合にあっては、当該額を控除した額)を控除す該適格電気通信事業者に係る算定自己負担額の累積額(当該認可の申請があった日の属する年算定方法は、前三項の規定により算定した交付金の額が零とならない場合に限る。)における交付金の額の信頭の規定により算定した交付金の額が零とならない場合に限る。)における交付金の額の額の額が零となった年度の翌年度以降に支援機関が行う法第百九条第一項の認可の申請た交付金の額が零となった適格電気通信事業者に関し、当該算定し、前項の規定により算定した交付金の額が零となった適格電気通信事業者に関し、当該算定し

(原価等の届出)

拠に関する説明を記載した書類を添えて、提出しなければならない。 業者は、年度ごとに、別表第一の届出書を作成し、年度経過後五月以内に、それらの算出の根第六条 法第百九条第二項の規定による原価及び収益の額の届出をしようとする適格電気通信事

第七条 [同上] (支援機関に届け出る事項)

同上

電気通信役務の提供に係る原価 収容局ごとの法第百九条第二項の原価のうち施行規則第十四条第一号ハに規定する基礎的

三同上

通信事業者の公衆電話機(以下「第二種公衆電話機」という。)から発信する通信量とを合す年度における第一種公衆電話機から発信する通信量と第一種公衆電話機以外の適格電気

とを合計したものに占める第一種公衆電話機から発信する通信量の割合

野

(電気通信設備の接続及び卸電気通信役務の利用に関する負担額等の提出)

一及び第二により支援機関に提出するものとする。の求めに応じて、年度ごとに、年度経過後三月以内に、次に掲げる事項について、別表第三第第八条 接続電気通信事業者等(第一種適格電気通信事業者であるものを除く。)は、支援機関 2

ととなる場合のものに限る。)第十四条第一号中並びに第二号イ及びロに規定する第一号基礎的電気通信役務を提供するこ第十四条第一号ロ並びに第二号イ及びロに規定する第一号基礎的電気通信事業者が施行規則単価(以下「負担額等」という。)(当該接続により第一種適格電気通信事業者ごとに負担した額(以下「負担額」という。)、通信量及び当該第一種適格電気通信事業者ごとに負担した額(以下「負担額」という。)、通信量及び一前年度における第一種適格電気通信事業者が設置している電気通信設備との接続に関して

一号基礎的電気通信役務を提供することとなる場合のものに限る。)第一種適格電気通信事業者が施行規則第十四条第一号ロ並びに第二号イ及びロに規定する第に関する当該第一種適格電気通信事業者ごとの負担額等(当該卸電気通信役務の提供により二 前年度における前号に規定する電気通信設備を用いる卸電気通信役務の提供を受ける契約

二及び第三により支援機関に提出することができる。

2 前項各号に掲げる事項について、接続電気通信事業者等(第一種適格電気通信事業者である2 が、電気通信に関する負担額等とをそれぞれ合計したものを、前年度における第一種公衆電話機から発信する通信に関する負担額等とをそれぞれ合計したものを、前年度におけるアナログ電話用設備である固定端末系伝送路設備の一端に接続される端末設備から発信する通信に関する負担額等と総合デジタル通信用設備である固定端末系伝送路設備の一端に接続される端末設備から発信する通信に関する負担額等とをそれぞれ合計したものを、前年度における第一種公衆電話機から発信する通信に関する負担額等とをそれぞれ合計したものを算出して、別表第三第一種 適格電気通信といる 前項各号に掲げる事項について、接続電気通信事業者等(第一種適格電気通信事業者である2 前項各号に掲げる事項について、接続電気通信事業者等(第一種適格電気通信事業者である2 ができるにより支援機関に提出することができる。

(第一種交付金の額を算定するための収益の額の算出)

業者ごとに第一種交付金の額を算定するための収益の額を算出するものとする。に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める額を加える方法により当該第一種適格電気通信事に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める額を加える方法により当該第一種適格電気通信事第二条イ及び口に規定する第一号基礎的電気通信役務を提供する場合に限る。)に、次の各号第九条 支援機関は、法第百九条第二項に規定する収益の額(施行規則第十四条第一号口並びに

略

号に規定する割合を乗じて算定した負担額する第一号基礎的電気通信役務にあっては第六条第二項の規定により提出された第七条第四により提出された第七条第三号に規定する割合を、施行規則第十四条第二号イ及びロに規定により提出された第七条第三号に規定する割合を、施行規則第十四条第一号中に規定する第一号基礎的電気通信役務にあっては第六条第二項の規定による提出があった場合 同項の規定により提出された負担額に、施行二 前条第二項の規定による提出があった場合 同項の規定により提出された負担額に、施行

(電気通信設備の接続及び卸電気通信役務の利用に関する負担額等の通知)

計したものに占める第一種公衆電話機から発信する通信量の割合計したものに占める第一種公衆電話機から発信する通信量の割合

五同

(電気通信設備の接続及び卸電気通信役務の利用に関する負担額等の提出)

第二により支援機関に提出するものとする。 に応じて、年度ごとに、年度経過後三月以内に、次に掲げる事項について、別表第三第一及び第八条 接続電気通信事業者等(適格電気通信事業者であるものを除く。)は、支援機関の求め

役務を提供することとなる場合のものに限る。) 気通信事業者が施行規則第十四条第一号ロ並びに第二号イ及びロに規定する基礎的電気通信に関する当該適格電気通信事業者ごとの負担額等(当該卸電気通信役務の提供により適格電 前年度における前号に規定する電気通信設備を用いる卸電気通信役務の提供を受ける契約

接機関に提出することができる。
接機関に提出することができる。
接機関に提出することができる。
接機関に提出することができる。
接機関に提出することができる。
接機関に提出することができる。
後機関に提出することができる。
が、電気通信設備の接続又は卸電気通信と務の提供により適格電気通信事業者であるものを、前項各号に掲げる事項について、接続電気通信事業者等(適格電気通信事業者であるものを、前項各号に掲げる事項について、接続電気通信事業者等(適格電気通信事業者であるものを接機関に提出することができる。

(交付金の額を算定するための収益の額の算出)

同上

(電気通信設備の接続及び卸電気通信役務の利用に関する負担額等の通知)

支援機関は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める負担額等を、当該 第十条 支援機関は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める負担額等を、 当該

業者であるものを除く。)について合計し、年度経過後三月以内に、 する第一号基礎的電気通信役務ごとに、全ての接続電気通信事業者等(第一種適格電気通信事 第一種適格電気通信事業者ごと並びに施行規則第十四条第一号ロ並びに第二号イ及びロに規定 者に通知するものとする。 第一種適格電気通信事業

一 第八条第二項の規定による提出があった場合 同項の規定により提出された負担額等に、 規定する第一号基礎的電気通信役務にあっては第六条第二項の規定により提出された第七条 第四号に規定する割合を乗じて算定した負担額等 規定により提出された第七条第三号に規定する割合を、施行規則第十四条第二号イ及びロに 施行規則第十四条第一号ロに規定する第一号基礎的電気通信役務にあっては第六条第二項の

(設備管理部門及び設備利用部門

第十二条 法第百九条第二項の原価(以下「第一号基礎的電気通信役務原価」という。) は、第 一号基礎的電気通信役務の提供に係る設備管理部門及び設備利用部門ごとに算定するものとす

定設備利用部門に相当する部門の電気通信役務の提供に係る原価を基礎として算定するものと る部門の電気通信役務であって次に掲げるものに相当するものの提供に係る原価及び第一種指 第一号基礎的電気通信役務原価は、接続会計規則に定める第一種指定設備管理部門に相当す

二 〈 四

(通信量等の記録)

第十三条 的電気通信役務に係る通信量、回線数及び信号伝送機能の利用回数(以下「通信量等」という 第二項に規定する電気通信役務及び施行規則第十四条第一号及び第二号に規定する第一号基礎 )について、別表第四により記録しておかなければならない。 第一種適格電気通信事業者は、第一号基礎的電気通信役務原価を算定するため、前条

度ごとに、年度経過後四月以内を期限として行い、その結果を三年間保存しておかなければな 前項に規定する通信量等を記録しようとする第一種適格電気通信事業者は、その記録を、年

第十五条 第一種適格電気通信事業者は、第十二条第二項に規定する電気通信役務の提供に係る|第十五条 適格電気通信事業者は、第十二条第二項に規定する電気通信役務の提供に係る電気通 量又は回線数の増加に応じて増加することとなる当該電気通信設備に係る費用を、総務大臣が 及びこの場合に当該電気通信設備によって提供される同項に規定する電気通信役務に係る通信 該電気通信設備及びこれの附属設備の撤去のみを目的とするものに限る。以下「第一種公衆電 設置して提供する音声伝送役務のみに用いられる電気通信設備及びこれの附属設備の撤去(当 電気通信設備の設備管理部門の原価(施行規則第十四条第二号に規定する第一種公衆電話機を 通知する手順により、 した効率的なものとなるように新たに構成するものとした場合の当該電気通信設備に係る資産 信役務の提供に係る電気通信設備を通常用いることができる高度で新しい電気通信技術を利用 話機台数削減」という。)に係るものを除く。)の算出に当たっては、同項に規定する電気通 ればならない 年度ごとに整理し、年度経過後五月以内に、これを総務大臣に報告しな

除く。)について合計し、年度経過後三月以内に、 基礎的電気通信役務ごとに、全ての接続電気通信事業者等(適格電気通信事業者であるものを 適格電気通信事業者ごと並びに施行規則第十四条第一号ロ並びに第二号イ及びロに規定する 適格電気通信事業者に通知するものとする

同上

一 第八条第二項の規定による提出があった場合 同項の規定により提出された負担額等に、 施行規則第十四条第一号ロに規定する基礎的電気通信役務にあっては第六条第二項の規定に る基礎的電気通信役務にあっては第六条第二項の規定により提出された第七条第四号に規定 より提出された第七条第三号に規定する割合を、施行規則第十四条第二号イ及びロに規定す する割合を乗じて算定した負担額等

(設備管理部門及び設備利用部門)

第十二条 法第百九条第二項の原価(以下「基礎的電気通信役務原価」という。)は、 気通信役務の提供に係る設備管理部門及び設備利用部門ごとに算定するものとする。 基礎的電

2 利用部門に相当する部門の電気通信役務の提供に係る原価を基礎として算定するものとする。 の電気通信役務であって次に掲げるものに相当するものの提供に係る原価及び第一種指定設備 基礎的電気通信役務原価は、接続会計規則に定める第一種指定設備管理部門に相当する部門

同上

(通信量等の記録)

|第十三条 | 適格電気通信事業者は、基礎的電気通信役務原価を算定するため、前条第二項に規定 る通信量、回線数及び信号伝送機能の利用回数(以下「通信量等」という。)について、別表 する電気通信役務及び施行規則第十四条第一号及び第二号に規定する基礎的電気通信役務に係 第四により記録しておかなければならない。

| 2 前項に規定する通信量等を記録しようとする適格電気通信事業者は、その記録を、年度ごと に、年度経過後四月以内を期限として行い、その結果を三年間保存しておかなければならない

の場合に当該電気通信設備によって提供される同項に規定する電気通信役務に係る通信量又は 率的なものとなるように新たに構成するものとした場合の当該電気通信設備に係る資産及びこ の提供に係る電気通信設備を通常用いることができる高度で新しい電気通信技術を利用した効 数削減」という。)に係るものを除く。)の算出に当たっては、同項に規定する電気通信役務 信設備の設備管理部門の原価(施行規則第十四条第二号に規定する第一種公衆電話機を設置し 回線数の増加に応じて増加することとなる当該電気通信設備に係る費用を、総務大臣が通知す 通信設備及びこれの附属設備の撤去のみを目的とするものに限る。以下「第一種公衆電話機台 て提供する音声伝送役務のみに用いられる電気通信設備及びこれの附属設備の撤去(当該電気 年度ごとに整理し、年度経過後五月以内に、これを総務大臣に報告しなければ

2 第十七条 接続料規則第十一条(第三項ただし書及び第五項ただし書の規定を除く。)、第十二 [3·4 略] 条(第五項の規定を除く。)及び第十三条の規定は、設備管理部門の原価を構成する他人資本 掲げる事項を確保するように新たに構成するものとして行うものでなければならない。 欄に掲げる接続料規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句 費用、自己資本費用及び利益対応税の計算について準用する。この場合において、次の表の上 [一~五 略] 前項の整理は、第一種適格電気通信事業者の電気通信役務の提供に係る電気通信設備を次に 2 前項の整理は、適格電気通信事業者の電気通信役務の提供に係る電気通信設備を次に掲げる 第十一条第一 (他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税) 第十一条第三項 に読み替えるものとする。 項 般法定機能に係るものにあ 明細表の正味固定資産価額 三様式第二の固定資産帰属 係るものにあっては別表第 法第三十三条第五項機能に 対象設備等 を基礎として、その他の 略 [略] 略 般法定機能 価額を基礎として 帰属明細表の正味固定資産 則別表第七第二の固定資産 第一号基礎的電気通信役務 <u>則</u>第十五条第三項の電気通 信設備、これの附属設備並 の提供する第一号基礎的電 及び第一種負担金算定等規 及び施設(次項及び第五項 びにこれらを設置する土地 以下「算定対象電気通信役 項に規定する電気通信役務 金算定等規則第十二条第二 気通信役務の提供に係る第 の提供に係る第一種交付金 において「算定対象設備等 及び第一種負担金算定等規 の提供に係る第一種交付金 第一号基礎的電気通信役務 務」という。) 第一種適格電気通信事業者 [略] 略 (卸電気通信役務を含む。 種交付金及び第一種負担 略 という。) 第十七条 [3・4 同上] 事項を確保するように新たに構成するものとして行うものでなければならない。 [一~五 同上] 第十一条第三項 第十一条第二 第十一条第一項 (他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税) 同上 項 般法定機能に係るものにあ を基礎として、その他の一 明細表の正味固定資産価額 係るものにあっては別表第 法第三十三条第五項機能に 三様式第二の固定資産帰属 対象設備等 同上 同上 [同上] 般法定機能 る土地及び施設(次項及び 設備並びにこれらを設置す 定資産価額を基礎として 定資産帰属明細表の正味固 定等規則別表第七第二の固 基礎的電気通信役務の提供 設備等」という。) 第五項において「算定対象 電気通信設備、これの附属 <u>定等規則</u>第十五条第三項の 基礎的電気通信役務の提供 務」という。) 以下「算定対象電気通信役 項に規定する電気通信役務 金算定等規則第十二条第二 する基礎的電気通信役務の 適格電気通信事業者の提供 に係る交付金及び負担金算 提供に係る交付金及び負担 同上 同上 同上 (卸電気通信役務を含む。 係る交付金及び負担金算

	ı			
[略]				
[略]	して	明細表の帳簿価額を基礎と	二様式第三の固定資産帰属	っては接続会計規則別表第
[略]				

(第一種公衆電話機台数削減に係る設備管理部門の資産及び費用の整理)

、これを総務大臣に報告しなければならない。 算出に当たっては、施行規則第十四条第二号に規定する第一種公衆電話機を設置して提供する 係る電気通信設備の設備管理部門の原価(第一種公衆電話機台数削減に係るものに限る。)の 音声伝送役務のみに用いていた資産(当該資産の撤去のみを目的として撤去されたものに限る )及び第一種公衆電話機台数削減に係る費用を、年度ごとに整理し、年度経過後五月以内に 第一種適格電気通信事業者は、第十二条第二項に規定する電気通信役務の提供に

## $\frac{2}{3}$

(設備管理部門の第一号基礎的電気通信役務原価の算定)

り算定した設備管理部門の原価を基礎として、第十三条第一項の規定により記録した通信量等 設備管理部門の原価を加えることにより、第一号基礎的電気通信役務ごとに算定しなければな 及び第十条の規定により通知された負担額等を用いて、総務大臣が通知する手順により算定し た設備管理部門の原価に第十七条の三の規定により算定した第一種公衆電話機台数削減に係る 設備管理部門の第一号基礎的電気通信役務原価は、年度ごとに、第十六条の規定によ

(設備利用部門の第一号基礎的電気通信役務原価の算定)

第十九条 設備利用部門の第一号基礎的電気通信役務原価は、年度ごとに、別表第十の定めると 価から、当該第一号基礎的電気通信役務の提供の確保に必要な最低限度の原価以外の原価とし た後のものに、 て同表の「控除対象原価の内容」欄に掲げる原価(以下「控除対象原価」という。)を控除し に実際に要した第一号基礎的電気通信役務の提供に係る設備利用部門の原価」の欄に掲げる原 ころにより設備利用部門の第一号基礎的電気通信役務原価明細表を作成して、同表の「前年度 効率化率を乗じて算定し、支援機関に提出するものとする。

(設備利用費の算定)

2

第二十条 前条第一項に規定する前年度に実際に要した第一号基礎的電気通信役務の提供に係る 用費」という。)に次条の規定に基づき計算される他人資本費用、自己資本費用及び利益対応 第二様式第四の設備区分別費用明細表に記載された費用に相当するものをいう。以下「設備利 通信事業に属する活動(電気通信設備の管理運営を除く。)に必要な費用(接続会計規則別表 設備利用部門の原価及び控除対象原価は、当該第一号基礎的電気通信役務の販売その他の電気 税の合計額を加えて算定するものとする。

(他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税)

第二十一条 接続料規則第十一条(第三項ただし書及び第五項ただし書の規定を除く。)、第十|第二十一条

明細表の帳簿価額を基礎と っては接続会計規則別表第 二様式第三の固定資産帰属 同上 同上

(第一種公衆電話機台数削減に係る設備管理部門の資産及び費用の整理)

|第十七条の二 | 適格電気通信事業者は、第十二条第二項に規定する電気通信役務の提供に係る電 び第一種公衆電話機台数削減に係る費用を、年度ごとに整理し、年度経過後五月以内に、これ 送役務のみに用いていた資産(当該資産の撤去のみを目的として撤去されたものに限る。)及 当たっては、施行規則第十四条第二号に規定する第一種公衆電話機を設置して提供する音声伝 気通信設備の設備管理部門の原価(第一種公衆電話機台数削減に係るものに限る。)の算出に を総務大臣に報告しなければならない。

[2・3 同上]

(設備管理部門の基礎的電気通信役務原価の算定)

第十八条 理部門の原価を加えることにより、基礎的電気通信役務ごとに算定しなければならない。 管理部門の原価に第十七条の三の規定により算定した第一種公衆電話機台数削減に係る設備管 十条の規定により通知された負担額等を用いて、総務大臣が通知する手順により算定した設備 した設備管理部門の原価を基礎として、第十三条第一項の規定により記録した通信量等及び第 設備管理部門の基礎的電気通信役務原価は、年度ごとに、第十六条の規定により算定

(設備利用部門の基礎的電気通信役務原価の算定)

第十九条 設備利用部門の基礎的電気通信役務原価は、年度ごとに、別表第十の定めるところに 内容」欄に掲げる原価(以下「控除対象原価」という。)を控除した後のものに、効率化率を 乗じて算定し、支援機関に提出するものとする。 電気通信役務の提供の確保に必要な最低限度の原価以外の原価として同表の「控除対象原価の た基礎的電気通信役務の提供に係る設備利用部門の原価」の欄に掲げる原価から、当該基礎的 より設備利用部門の基礎的電気通信役務原価明細表を作成して、同表の「前年度に実際に要し

[2 同上]

(設備利用費の算定)

|第二十条||前条第一項に規定する前年度に実際に要した基礎的電気通信役務の提供に係る設備利 。)に次条の規定に基づき計算される他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税の合計額を 用部門の原価及び控除対象原価は、当該基礎的電気通信役務の販売その他の電気通信事業に属 の設備区分別費用明細表に記載された費用に相当するものをいう。以下「設備利用費」という する活動(電気通信設備の管理運営を除く。)に必要な費用(接続会計規則別表第二様式第四 加えて算定するものとする。

(他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税)

接続料規則第十一条(第三項ただし書及び第五項ただし書の規定を除く。)、第十

句に読み替えるものとする。 世欄に掲げる接続料規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字上欄に掲げる接続料規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字本費用、自己資本費用及び利益対応税の計算について準用する。この場合において、次の表の二条(第五項の規定を除く。)及び第十三条の規定は、設備利用部門の原価を構成する他人資

(第一重に上を)に上の手川)	[略]						第十一条第五項	[略]										第十一条第一項
	[略]	[略]				備管理運営費	対象設備等の第一種指定設	[略]	[略]									一般法定機能
	[略]	[略]	利用費	<u>則</u> 第二十条に規定する設備	及び第一種負担金算定等規	の提供に係る第一種交付金	第一号基礎的電気通信役務	[略]	[略]	務」という。)	以下「算定対象電気通信役	(卸電気通信役務を含む。	項に規定する電気通信役務	金算定等規則第十二条第二	一種交付金及び第一種負担	気通信役務の提供に係る第	の提供する第一号基礎的電	第一種適格電気通信事業者

(第一種交付金の交付の特例)

第二十二条 支援機関は、法第百九条第一種交付金の額の割合によるものとする。該第一種適格電気通信事業者に交付すべき第一種適格電気通信事業者に交付すべき第一種適格電気通信事業者に交付すべき第一種適格電気通信事業者でといいする。当該接続電気通信事業者等が納付すべき第一種負担金を納付すべき第一種の額の比率で案分した額のうち補填対象額に係る額を減ずることができる。この場合において、当該接続電気通信事業者等が約付すべき第一種負担金の額を補塡対象額に係る額を減ずることができる。この場合において、当該接続電気通信事業者等が負担すべき第一種負担金の額を補塡対象額に係る額を減ずることができる。この場合において、当該接続電気通信事業者に交付すべき第一種負担金の額に入りませ、第一種負担金を納付すべき第一種適格電気通信事業者に交付すべき、第一種負担金を納付すべき第一種適格電気通信事業者に交付すべき、第一種負担金を納付すべき第一種の規定により認可を受けた第一種交付金の額にかか、第第二十二条 支援機関は、法第百九条第一項の規定により認可を受けた第一種交付金の額にかか、第一種直格電気通信事業者に交付すべき第一種交付金の額の割合によるものとする。

のうち補塡対象額に係る額を、第一種交付金として速やかに第一種適格電気通信事業者に交付は、当該納付された額を補塡対象額と支援機関の支援業務に係る費用の額の比率で案分した額事由に関して接続電気通信事業者等から第一種負担金の額の全部又は一部が納付された場合に2 支援機関は、前項の規定により第一種交付金の額を減じた場合において、前項各号に掲げる[一~四 略]

句に読み替えるものとする。 一個に掲げる接続料規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字上欄に掲げる接続料規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字本費用、自己資本費用及び利益対応税の計算について準用する。この場合において、次の表の二条(第五項の規定を除く。)及び第十三条の規定は、設備利用部門の原価を構成する他人資

第十一条第五項 第十一条第一項 同上 同上 備管理運営費 対象設備等の第一種指定設 同上 同上 同上 同上 般法定機能 項に規定する電気通信役務 る設備利用費 定等規則第二十条に規定す 基礎的電気通信役務の提供 務」という。) 以下「算定対象電気通信役 金算定等規則第十二条第二 提供に係る交付金及び負担 する基礎的電気通信役務の 適格電気通信事業者の提供 同上 同上 同上 [同上] (卸電気通信役務を含む。 係る交付金及び負担金算

(交付金の交付の特例)

る負担金の額は、当該適格電気通信事業者に交付すべき交付金の額の割合によるものとする。場合には、当該事由が生じた時期以降に適格電気通信事業者に交付金の額から減ずることができ、負担金を納付すべき接続電気通信事業者等が負担すべき負担金の額を補塡対象額と支援機関の支援業務に係る費該接続電気通信事業者等が負担すべき負担金の額を補塡対象額と支援機関の支援業務に係る費該接続電気通信事業者等が負担すべき負担金の額を補塡対象額と支援機関の支援業務に係る費請信事業者等が負担すべき負担金の額を補塡対象額と支援機関の支援業務に係る費高には、当該事由が生じた時期以降に適格電気通信事業者につき次の各号に掲げる事由のいずれかが生じた第二十二条 支援機関は、法第百九条第一項の規定により認可を受けた交付金の額にかかわらず

# [一~四 同上]

2

象額に係る額を、交付金として速やかに適格電気通信事業者に交付しなければならない。このされた額を補塡対象額と支援機関の支援業務に係る費用の額の比率で案分した額のうち補塡対関して接続電気通信事業者等から負担金の額の全部又は一部が納付された場合には、当該納付は、支援機関は、前項の規定により交付金の額を減じた場合において、前項各号に掲げる事由に

者に交付すべき第一種交付金の額の割合によるものとする。一種適格電気通信事業者ごとに交付すべき第一種交付金の額は、当該第一種適格電気通信事業者がといて第一種交付金を交付すべき第一種適格電気通信事業者が二以上あるときは、第しなければならない。この場合において、当該接続電気通信事業者等が納付すべき第一種負担

三章 第一種負担金

(第一種負担金の額の限度に係る収益の額の算定方法)

(第一種負担金の額の算定方法等)

第二十七条 法第百十条第二項の総務省令で定める方法は、第一種適格電気通信事業者ごとに、 番号の数を加えたものをいう。)で除して得た数値(小数点以下七位未満を四捨五入して得た となるために必要な額に、各接続電気通信事業者等の当該月の算定対象電気通信番号の数を、 対象額(第五条第三項の規定が適用される場合には、同項に規定する控除して得た額に満たな とする。ただし、同項の規定により算定した第一種交付金の額が零となる場合には、零とする するものとする。ただし、接続電気通信事業者等の第一種適格電気通信事業者ごとに算定した ぞれ乗じて得た額を合計することにより接続電気通信事業者等ごとの第一種負担金の額を算定 の一電気通信番号当たりの第一種負担金の額(以下この条において「番号単価」という。)に 総務大臣が別に告示する方法により支援機関が第一種適格電気通信事業者ごとに算定する各月 数値とする。)を乗じる方法とする。 数に自ら第一種交付金の交付を受ける第一種適格電気通信事業者の当該月の算定対象電気通信 当該月の算定対象電気通信番号の総数(接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の合計 信事業者の補塡対象額の割合で案分した支援機関の支援業務に係る費用の額を加えた額と同額 定により算定した第一種交付金の額が零となる場合には、零とする。)に各第一種適格電気通 い額に当該第一種適格電気通信事業者の算定自己負担額を加えた額とする。ただし、同項の規 接続電気通信事業者等の第一種適格電気通信事業者ごとに算定した第一種負担金の額に当該第 費用の額を加えた額を超える月(以下この条において「最終算定月」という。)については、 る控除して得た額に満たない額に当該第一種適格電気通信事業者の算定自己負担額を加えた額 適格電気通信事業者の補塡対象額(第五条第三項の規定が適用される場合には、同項に規定す 第一種負担金の額に当該第一種適格電気通信事業者の算定自己負担額を加えた額が、各第一種 通信番号の数(以下この項及び次項において「算定対象電気通信番号の数」という。)をそれ 第四項の規定により総務大臣が支援機関に通知した接続電気通信事業者等ごとの毎月末の電気 | 種適格電気通信事業者の算定自己負担額を加えた額が、各第一種適格電気通信事業者の補塡 )に各第一種適格電気通信事業者の補塡対象額の割合で案分した支援機関の支援業務に係る

ければならない。この場合における同項の規定の適用については、同項中「乗じて得た額を合除してなお残余があるときは、その残余の額は、当該年度の第一種負担金の額の算定に充てな月の算定対象電気通信番号の数を乗じて得た額から前項ただし書の規定により算定した額を控2 各接続電気通信事業者等の前年度の第一種負担金の額の算定において、番号単価に最終算定

は、当該適格電気通信事業者に交付すべき交付金の額の割合によるものとする。き適格電気通信事業者が二以上あるときは、適格電気通信事業者ごとに交付すべき交付金の額場合において、当該接続電気通信事業者等が納付すべき負担金を基礎として交付金を交付すべ

第三章 負担金

・ 、 『 「 ] ・ 」 「 負担金の額の限度に係る収益の額の算定方法)

第二十六条 [同上]

(負担金の額の算定方法等)

|第二十七条||法第百十条第二項の総務省令で定める方法は、適格電気通信事業者ごとに、総務大 関の支援業務に係る費用の額を加えた額を超える月(以下この条において「最終算定月」とい この項及び次項において「算定対象電気通信番号の数」という。)をそれぞれ乗じて得た額を 臣が別に告示する方法により支援機関が適格電気通信事業者ごとに算定する各月の一電気通信 う。)については、接続電気通信事業者等の適格電気通信事業者ごとに算定した負担金の額に となる場合には、零とする。)に各適格電気通信事業者の補塡対象額の割合で案分した支援機 業者の算定自己負担額を加えた額とする。ただし、同項の規定により算定した交付金の額が零 業者の算定自己負担額を加えた額が、各適格電気通信事業者の補塡対象額(第五条第三項の規 合計することにより接続電気通信事業者等ごとの負担金の額を算定するものとする。ただし、 総務大臣が支援機関に通知した接続電気通信事業者等ごとの毎月末の電気通信番号の数(以下 番号当たりの負担金の額(以下この条において「番号単価」という。)に第四項の規定により ける適格電気通信事業者の当該月の算定対象電気通信番号の数を加えたものをいう。)で除し 番号の総数(接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の合計数に自ら交付金の交付を受 各接続電気通信事業者等の当該月の算定対象電気通信番号の数を、当該月の算定対象電気通信 合で案分した支援機関の支援業務に係る費用の額を加えた額と同額となるために必要な額に、 当該適格電気通信事業者の算定自己負担額を加えた額とする。ただし、同項の規定により算定 当該適格電気通信事業者の算定自己負担額を加えた額が、各適格電気通信事業者の補塡対象額 定が適用される場合には、同項に規定する控除して得た額に満たない額に当該適格電気通信事 接続電気通信事業者等の適格電気通信事業者ごとに算定した負担金の額に当該適格電気通信事 て得た数値(小数点以下七位未満を四捨五入して得た数値とする。)を乗じる方法とする。 した交付金の額が零となる場合には、零とする。)に各適格電気通信事業者の補塡対象額の割 (第五条第三項の規定が適用される場合には、同項に規定する控除して得た額に満たない額に

い。この場合における同項の規定の適用については、同項中「乗じて得た額を合計する」とあなお残余があるときは、その残余の額は、当該年度の負担金の額の算定に充てなければならな定対象電気通信番号の数を乗じて得た額から前項ただし書の規定により算定した額を控除して2 各接続電気通信事業者等の前年度の負担金の額の算定において、番号単価に最終算定月の算

計する」とあるのは、「乗じて得た額を合計したものに次項に規定する残余の額を加える」と

- うに掲示するとともに、インターネットを利用することにより、当該番号単価が適用される間 業者等(第二十五条第一項各号に掲げる事項を記載した書類を支援機関に提出した場合に限る )にその旨を通知するほか、速やかに、支援機関の主たる事務所において公衆の見やすいよ これを公表しなければならない。 支援機関は、番号単価を算定した場合は、第一種適格電気通信事業者及び各接続電気通信事
- て報告された電気通信番号の数を用いることができるものとする。 信番号の数を支援機関に通知するものとする。ただし、当該報告がない場合には、直近におい 第一種適格電気通信事業者及び第一種負担金を納付すべき接続電気通信事業者等ごとの電気通 告規則」という。)第九条の規定により電気通信番号の数の報告を受けたときは、遅滞なく、 総務大臣は、電気通信事業報告規則(昭和六十三年郵政省令第四十六号。次項において「報 4
- 第二項の規定にかかわらず、当該算定対象収益の額に限度割合を乗じて得た額とする。 合が限度割合を超える場合の当該接続電気通信事業者等の第一種負担金の総額は、第一項及び 者であるものを除く。)の第一種負担金の総額(第一種適格電気通信事業者ごとに算定した第 | 種負担金の合計額をいう。) の、当該接続電気通信事業者等の算定対象収益の額に占める割 第一項及び第二項の規定により算定した各接続電気通信事業者等(第一種適格電気通信事業
- の額」という。)の、当該第一種適格電気通信事業者の算定対象収益の額に占める割合が限度 の額に当該第一種適格電気通信事業者の算定自己負担額を加えたもの(以下「第一種負担金等 益の額に限度割合を乗じて得た額とする。 割合を超える場合の当該第一種適格電気通信事業者の第一種負担金等の額は、当該算定対象収 第一種適格電気通信事業者が負担する第一項及び第二項の規定により算定した第一種負担金 7

(第一種負担金の額等の認可申請等)

第二十八条 法第百十条第二項の規定による第一種負担金の額及び徴収方法についての認可の申|第二十八条 法第百十条第二項の規定による負担金の額及び徴収方法についての認可の申請は、 提出して行わなければならない。 請は、様式第二の申請書に、次に掲げる事項を記載した書類を添えて、年度経過後六月以内に

第一種適格電気通信事業者ごとに算定した負担すべき額の合計額

二 接続電気通信事業者等ごとの第一種負担金の額

三・四 略]

第一種負担金の徴収方法

第一種負担金の納付期限

七・八 略

2

略

様式第1(第4条関係)

一器

第一種交付金の額及び交付方法認可申請書

るのは、 「乗じて得た額を合計したものに次項に規定する残余の額を加える」とする。

示するとともに、インターネットを利用することにより、当該番号単価が適用される間、これ その旨を通知するほか、速やかに、支援機関の主たる事務所において公衆の見やすいように掲 を公表しなければならない。 (第二十五条第一項各号に掲げる事項を記載した書類を支援機関に提出した場合に限る。)に 支援機関は、番号単価を算定した場合は、適格電気通信事業者及び各接続電気通信事業者等

電気通信番号の数を用いることができるものとする。 支援機関に通知するものとする。ただし、当該報告がない場合には、直近において報告された 適格電気通信事業者及び負担金を納付すべき接続電気通信事業者等ごとの電気通信番号の数を 告規則」という。)第九条の規定により電気通信番号の数の報告を受けたときは、遅滞なく、 総務大臣は、電気通信事業報告規則(昭和六十三年郵政省令第四十六号。次項において「報

5 同上

6 第一項及び第二項の規定により算定した各接続電気通信事業者等(適格電気通信事業者であ 。)の、当該接続電気通信事業者等の算定対象収益の額に占める割合が限度割合を超える場合 の当該接続電気通信事業者等の負担金の総額は、第一項及び第二項の規定にかかわらず、当該 るものを除く。)の負担金の総額(適格電気通信事業者ごとに算定した負担金の合計額をいう 算定対象収益の額に限度割合を乗じて得た額とする。

通信事業者の負担金等の額は、当該算定対象収益の額に限度割合を乗じて得た額とする。 格電気通信事業者の算定自己負担額を加えたもの(以下「負担金等の額」という。)の、当該 適格電気通信事業者の算定対象収益の額に占める割合が限度割合を超える場合の当該適格電気 適格電気通信事業者が負担する第一項及び第二項の規定により算定した負担金の額に当該適

(負担金の額等の認可申請等)

様式第二の申請書に、次に掲げる事項を記載した書類を添えて、年度経過後六月以内に提出し て行わなければならない。

適格電気通信事業者ごとに算定した負担すべき額の合計額

二 接続電気通信事業者等ごとの負担金の額

負担金の徴収方法

[三・四 同上]

六 負担金の納付期限

[七・八 同上]

様式第1(第4条関係) [2 同上]

[同左]

交付金の額及び交付方法認可申請書

ハので、次のとおり申請します。 電気通信事業法第109条第1項の規定により、第一種交付金の額及び交付方法の認可を受けた

- 第一種交付金の額
- 第一種適格電気通信事業者ごとに記載すること

様式第2 (第28条関係)

 $\overline{2}$ 

晃

第一種負担金の額及び徴収方法認可申請書

電気通信事業法第110条第2項の規定により、第一種負担金の額及び徴収方法の認可を受けた

ハので、次のとおり申請します。 第一種負担金の額

[浩 略]

別表第1 (第6条関係) 2 器 法第108条第1項の規定に係る<u>第一号基礎的電気通信役務</u>の提供に要し |別表第1(第6条関係) た原価及び第一号基礎的電気通信役務の提供により生じた収益の額明

第一種適格電気通信事業者名

晃 収益の額 設備管理部門の第一号基礎的電気 削減以外の原 衆電話機台数 うち第一種公 通信役務原 衆電話機台数 うち第一種公 削減原価 設備利用 的電気通 一号基礎 部門の第 信役務原 甪 通信役務 礎的電気 第一号基 原価

- 益の額を含まないものとすること。 利用に係る<u>第一号基礎的電気通信役務</u>の提供により生じた<u>第一種適格電気通信事業者</u>の収 者が設置している電気通信設備との接続及び当該電気通信設備を用いる卸電気通信役務の く。)が利用者料金を設定している電気通信役務であって、当該<u>第一種適格電気通信事業</u> 収益の額の欄には、接続電気通信事業者等(<u>第一種適格電気通信事業者</u>であるものを除
- たものを、同第一号基礎的電気通信役務収支表に記載した営業費用の額に係る原価で除し て得た数値に、同第一号基礎的電気通信役務収支表に記載した営業収益の額を乗じて算定 1の科目ロ及びハ並びに3及び4の科目の控除対象原価の内容の欄に係る原価を差し引い た<u>第一号基礎的電気通信役務収支表</u>に記載した営業費用の額に係る原価から、別表第10の 収益の額は、施行規則第14条第1号イからハまで及び第2号イからハまでに規定する第 号基礎的電気通信役務ごとに、施行規則第40条の3又は第40条の5の規定により提出し

電気通信事業法第109条第1項の規定により、<u>交付金</u>の額及び交付方法の認可を受けたいので 次のとおり申請します。

- 交付金の額
- 適格電気通信事業者ごとに記載すること
- $\overline{2}$

様式第2(第28条関係)

<u>負担金</u>の額及び徴収方法認可申請書

[同左] 次のとおり申請します。 電気通信事業法第110条第2項の規定により、<u>負担金</u>の額及び徴収方法の認可を受けたいので

- 負担金の額
- [2 同左] [注 同左]

法第108条第1項の規定に係る基礎的電気通信役務の提供に要した原価 及び基礎的電気通信役務の提供により生じた収益の額明細表

適格電気通信事業者名

収益の額
設備管理部門の <u>基礎</u> <u>務原価</u> うち第一種公
基礎的電気通信役   原価   原価   丘公   うち第一種公   うち第一種公   数   衆電話機台数   削減原価
設備利用 部門の <u>基</u> <u>礎的電気</u> <u>通信役務</u> <u>原価</u>
基礎的電 <u>気通信役</u> 務原価

- <u>礎的電気通信役務の提供により生じた適格電気通信事業者</u>の収益の額を含まないものとす いる電気通信設備との接続及び当該電気通信設備を用いる卸電気通信役務の利用に係る基 が利用者料金を設定している電気通信役務であって、当該適格電気通信事業者が設置して 収益の額の欄には、接続電気通信事業者等(適格電気通信事業者であるものを除く。)
- 礎的電気通信役務収支表に記載した営業収益の額を乗じて算定すること。 びハ並びに3及び4の科目の控除対象原価の内容の欄に係る原価を差し引いたものを、同 礎的電気通信役務ごとに、施行規則第40条の3又は第40条の5の規定により提出した基礎 基礎的電気通信役務収支表に記載した営業費用の額に係る原価で除して得た数値に、同基 <u>的電気通信役務収支表</u>に記載した営業費用の額に係る原価から、別表第10の1の科目ロ及 収益の額は、施行規則第14条第1号イからハまで及び第2号イからハまでに規定する基

2

- 定すること。 載した営業費用の額に、他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税の合計額を加えて算 2の施行規則第40条の3又は第40条の5の規定により提出した<u>第一号基礎的電気通信役務収支表</u>に記載した営業費用の額に係る原価は、同<u>第一号基礎的電気通信役務収支表</u>に記
- の場合において、次の表の左欄に掲げる接続料規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、 原価を構成する他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税の計算について準用する。こ それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。 5の規定により提出した第一号基礎的電気通信役務収支表に記載した営業費用の額に係る 5項の規定を除く。)及び第13条の規定は、3における施行規則第40条の3又は第40条の 接続料規則第11条(第3項ただし書及び第5項ただし書の規定を除く。)、第12条(第

		「略」
	[略]	
る営業費用	定設備管理運営費	
-種指 第一号基礎的電気通信役務の提供に係	対象設備等の第一種	第11条第5項
		[略]
	[略]	
及び施設		
る電気通信設備、附属設備並びに土地		
第一号基礎的電気通信役務の提供に係	対象設備等	第11条第3項
及び施設		
る電気通信設備、附属設備並びに土地		
第一号基礎的電気通信役務の提供に係	対象設備等	
	[略]	第11条第2項
	[略]	
電気通信役務」という。)		
電気通信役務を含む。以下「算定対象		
条第二項に規定する電気通信役務(卸		
る交付金及び負担金算定等規則第十二		
第一号基礎的電気通信役務の提供に係		
第一種適格電気通信事業者の提供する	一般法定機能	第11条第1項

Ŋ 務を提供するために要した費用から当該役務を行うための設備等の設置への対価として得た 収益を差し引いた額を記載すること。 1の項(3)及び2の項(3)の設備管理部門の第一号基礎的電気通信役務原価の欄には、当該役

一器

別表第1の2(第6条関係) 第一種適格電気通信事業者名 第7条第5号に規定する事項

> ω 表に記載した営業費用の額に係る原価は、同<u>基礎的電気通信役務収支表</u>に記載した営業費用の額に、他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税の合計額を加えて算定すること。 2の施行規則第40条の3又は第40条の5の規定により提出した基礎的電気通信役務収支

れ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。 において、次の表の左欄に掲げる接続料規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞ 構成する他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税の計算について準用する。この場合 5の規定により提出した基礎的電気通信役務収支表に記載した営業費用の額に係る原価を 5項の規定を除く。)及び第13条の規定は、3における施行規則第40条の3又は第40条の 接続料規則第11条(第3項ただし書及び第5項ただし書の規定を除く。)、第12条(第

1.1   1.	1			1-2					1-2				1-0							1-5
電気通信役務の提供に係るを含む。以下「算定対象電に回注] [回注] [回注] [回注] [回注] [回注] [回注] [回注] [	[同左]			第11条第5項	[同左]				第11条第3項				第11条第2項							第11条第1項
電気通信役務の提供に係る負担金算定等規則第十二条を含む。以下「算定対象電定する電気通信役務の提供に係るで含む。以下「算定対象電を含む。以下「算定対象電管設備、附属設備で務の提供基礎的電気通信役務の提供基礎的電気通信役務の提供が展別ででで、場合では、所属設備、附属設備が必要では、所属設備が必要である。	(の)の記録報告の日本	[同左]	定設備管理運営費	対象設備等の第一種指		[同左]			対象設備等			対象設備等	[同左]	[同左]						一般法定機能
大田   大田   大田   大田   大田   大田   大田   大田			費用	基礎的電気通信役務の提供に係る営業			設	通信設備、附属設備並びに土地及び施	的電気通信役務の提供に係る電	設	通信設備、附属設備並びに土地及び施	基礎的電気通信役務の提供に係る電気			」という。)	を含む。以下「算定対象電気通信役務	定する電気通信役務(卸電気通信役務	十二条第二	電気通信役務の提供に係る交付金及び	適格電気通信事業者の提供する基礎的

Ŋ 差し引いた額を記載すること。 供するために要した費用から当該役務を行うための設備等の設置への対価として得た収益を 1の項(3)及び2の項(3)の設備管理部門の基礎的電気通信役務原価の欄には、当該役務を提

別表第1の2(第6条関係) [同左]

適格電気通信事業者名

[同左]

別表第2(第6条関係) 別表第2の2 (第6条関係) 別表第3 (第8条関係) 第一種適格電気通信事業者名 第一種適格電気通信事業者名 屋 第7条第3号及び第4号に規定する割合 第7条第1号及び第2号に規定する事項 電気通信事業者名 [第1表・第2表 略] [第1表~第3表 [洛 點] 大路」 [注1~9 略] 10 自己資本費用の額は、次に掲げる式により計算すること 14 利益対応税の額は、次に掲げる式により計算すること [11~13 點]  $[15 \cdot 16]$ (電気通信設備の接続等をしている第一種適格電気通信事業者名 利益対応税=(自己資本費用+第一号基礎的電気通信役務収支表に記載した営業費用の額 供に係るものに限る。)×自己資本比率×自己資本利益率 自己資本費用=<u>第一号基礎的電気通信役務収支表</u>に記載した営業費用の額(当該役務の提 電気通信設備の接続等をしている第一種適格電気通信事業者名 子相当率)×利益対応税率 施行規則第14条第1号ロ並びに第2号イ及びロに規定する第一号基礎的電気通信役務の (当該役務の提供に係るものに限る。)×他人資本比率×有利子負債以外の負債比率×利 施行規則第14条第1号ロ並びに第2号イ及びロに規定する第一号基礎的電気通信役務の 提供に係る電気通信設備の接続及び卸電気通信役務の利用に関する負担額等明細表 提供に係る電気通信設備の接続及び卸電気通信役務の利用に関する負担額一覧表(第8 条第1項第1号及び第2号に掲げるものに限る。) 器 別表第3 (第8条関係) 別表第2の2 (第6条関係) 別表第2(第6条関係) [同左] 同左 適格電気通信事業者名 適格電気通信事業者名 [同左] 同左」 第2 電気通信事業者名 電気通信事業者名 [表同左] [同左] [同左] [注 同左] [表同左] [第1表~第3表 [第1表・第2表 同左] [注1~9 同左] [表同左] 10 自己資本費用の額は、次に掲げる式により計算すること 14 利益対応税の額は、次に掲げる式により計算すること (電気通信設備の接続等をしている適格電気通信事業者名 [15・16 同左] [11~13 同左] 役務の提供に係るものに限る。 、電気通信設備の接続等をしている適格電気通信事業者名 率)×利益対応税率 利益対応税=(自己資本費用+基礎的電気通信役務収支表に記載した営業費用の額(当該 るものに限る。)×自己資本比率×自己資本利益率 自己資本費用=基礎的電気通信役務収支表に記載した営業費用の額(当該役務の提供に係 施行規則第14条第1号ロ並びに第2号イ及びロに規定する基礎的電気通信役務の提供に 施行規則第14条第1号ロ並びに第2号イ及びロに規定する基礎的電気通信役務の提供に 係る電気通信設備の接続及び卸電気通信役務の利用に関する負担額等明細表 項第1号及び第2号に掲げるものに限る。) 係る電気通信設備の接続及び卸電気通信役務の利用に関する負担額一覧表(第8条第1 同左] ×他人資本比率×有利子負債以外の負債比率×利子相当

継8 施行規則第14条第1号ロ並びに第2号イ及びロに規定する第一号基礎的電気通信役務の 条第2項に掲げるものに限る。 提供に係る電気通信設備の接続及び卸電気通信役務の利用に関する負担額一覧表(第8

、電気通信設備の接続等をしている第一種適格電気通信事業者名

[洛 點]

[器]

[第1 略]

別表第4 (第13条関係)

第1表

注1 低速専用線二線式回線数の欄には、低速専用線(専用役務のうち伝送速度が64キロビッ 高速専用線であって<u>第一種適格電気通信事業者</u>の端末系伝送路設備に光ケーブルを設置す 毎秒以上のもの。以下同じ。)であって<u>第一種適格電気通信事業者</u>の端末系伝送路設備に 高速メタル専用線回線数の欄には、高速専用線(専用役務のうち伝送速度が64キロビット 用線四線式回線数の欄には、低速専用線であって四線式のものにつき記録することとし、 るものにつき記録すること。 メタルケーブルを設置するものにつき記録することとし、高速光専用線回線数の欄には、 ト毎秒未満のもの。以下同じ。)であって二線式のものにつき記録することとし、低速専

<u>通信事業者</u>の中継系伝送路設備に接続しATM方式により符号の伝送交換を行う専用線サ 備に接続しATM方式により符号の伝送交換を行う専用線サービスであって一心式のもの 続しATM方式により符号の伝送交換を行うデータ伝送サービスの回線数を記録すること につき回線数を記録することとし、A TM二心式専用線回線数の欄には、第一種適格電気 とし、ATM一心式専用線回線数の欄には、第一種適格電気通信事業者の中継系伝送路設 ービスであって二心式のものにつき回線数を記録すること。 ATMデータ伝送回線数の欄には、第一種適格電気通信事業者の中継系伝送路設備に接

[第2表

第3表

注 ADSL地域IP回線数の欄には、第一種適格電気通信事業者の中継系伝送路設備に接続 する非対称デジタル加入者線の回線数を記録することとし、光地域 I P 回線数の欄には、第

[第4表~第7表 種適格電気通信事業者の中継系伝送路設備に接続する光回線の回線数を記録すること。

別表第8(第15条関係)

継3 施行規則第14条第1号ロ並びに第2号イ及びロに規定する基礎的電気通信役務の提供に 項に掲げるものに限る。 係る電気通信設備の接続及び卸電気通信役務の利用に関する負担額一覧表(第8条第2

電気通信事業者名

(電気通信設備の接続等をしている適格電気通信事業者名

[同左]

[表同左]

[注 同左]

別表第4(第13条関係)

[第1 同左]

第1表

[表同左]

注1 低速専用線二線式回線数の欄には、低速専用線(専用役務のうち伝送速度が64キロビッ 用線であって適格電気通信事業者の端末系伝送路設備に光ケーブルを設置するものにつき ケーブルを設置するものにつき記録することとし、高速光専用線回線数の欄には、高速専 毎秒以上のもの。以下同じ。)であって<u>適格電気通信事業者</u>の端末系伝送路設備にメ*タル* 高速メタル専用線回線数の欄には、高速専用線(専用役務のうち伝送速度が64キロビット 用線四線式回線数の欄には、低速専用線であって四線式のものにつき記録することとし、 **卜毎秒未満のもの。以下同じ。)であって二線式のものにつき記録することとし、低速専** 

式のものにつき回線数を記録すること。 伝送路設備に接続しATM方式により符号の伝送交換を行う専用線サービスであって二心 を記録することとし、ATM二心式専用線回線数の欄には、<mark>適格電気通信事業者</mark>の中継系 TM方式により符号の伝送交換を行う専用線サービスであって一心式のものにつき回線数 ATM―心式専用線回線数の欄には、適格電気通信事業者の中継系伝送路設備に接続しA TM方式により符号の伝送交換を行うデータ伝送サービスの回線数を記録することとし、 ATMデータ伝送回線数の欄には、<u>適格電気通信事業者</u>の中継系伝送路設備に接続しA

[第2表 同左]

第3表

[表同左]

注 ADSL地域IP回線数の欄には、適格電気通信事業者の中継系伝送路設備に接続する非 通信事業者の中継系伝送路設備に接続する光回線の回線数を記録すること 対称デジタル加入者線の回線数を記録することとし、光地域IP回線数の欄には、適格電気

[第4表~第7表

回左」

別表第8(第15条関係)

I	1
	貴
	用算
	九近
I	垪

第1 費用算定方式	
費用区分	算定方式
[略]	[略]
緊急通報用専	Σ {緊急通報用専用線回線数 (距離帯別) ×音声伝送専用線月額基
用線	本回線料(距離帯別)×12}×一般専用収支率×端末回線コスト
	低減率×第一号基礎的電気通信役務対象通信比率
四   一	   緊急通報用専用線回線数(距離帯別)×音声伝送専用線   回線料(距離帯別)×12}×一般専用収支率×端末回線   咸率×第一号基礎的雷気通信役務対象通信比率

[第2 略]

別表第9の3(第17条の2関係)

器 第一種適格電気通信事業者名

[表略] [注1 略]

話機台数削減を行った地域を記載し、記載する地域の数に応じ、適宜欄を増やすこと。 「地域名」と記載されている箇所には、当該<u>第一種適格電気通信事業者</u>が第一種公衆電

別表第9の4(第17条の2関係)

347.25007 # (251)		2
費用区分	算定方式	
撤去費用	公衆電話機端末及びこれの附属設備に係るもののうち施行規則第14条	
	第2号イに係るもの	
	第一種公衆電話機台数削減に係る撤去に要した費用×施行規則第14	
	条第2号イに係る当該第一種適格電気通信事業者の通信量対第一種	
	公衆電話機に係る当該第一種適格電気通信事業者の通信量比率	
	公衆電話機端末及びこれの附属設備に係るもののうち施行規則第14条	
	第2号ロに係るもの	
	第一種公衆電話機台数削減に係る撤去に要した費用×施行規則第14	
	条第2号ロに係る当該第一種適格電気通信事業者の通信量対第一種	
	公衆電話機に係る当該第一種適格電気通信事業者の通信量比率	
	公衆電話機端末及びこれの附属設備に係るもののうち施行規則第14条	
	第2号へに係るもの	
	第一種公衆電話機台数削減に係る撤去に要した費用×施行規則第14	
	条第2号ハに係る当該第一種適格電気通信事業者の通信量対第一種	
	公衆電話機に係る当該第一種適格電気通信事業者の通信量比率	
	メタルケーブルに係るもののうち施行規則第14条第2号イに係るもの	
	第一種公衆電話機台数削減に係る撤去に要した費用×施行規則第14	
	条第2号イに係る当該 <u>第一種適格電気通信事業者</u> の通信量対第一種	
	公衆電話機に係る当該第一種適格電気通信事業者の通信量比率	
	メタルケーブルに係るもののうち施行規則第14条第2号ロに係るもの	_

第1 費用算定方式

費用区分	算定方式
[同左]	[同左]
急通報用専	Σ{緊急通報用専用線回線数(距離帯別)×音声伝送専用線月額基
築	本回線料(距離帯別)×12}×一般専用収支率×端末回線コスト
	在 计学 医多种 经 计 计 计 计 计 计 计 计 计 计 计 计 计 计 计 计 计 计

[第2 同左]

別表第9の3(第17条の2関係)

適格電気通信事業者名

[同左]

[表同左] [注1 同左]

2 「地域名」と記載されている箇所には、当該適格電気通信事業者が第一種公衆電話機台 数削減を行った地域を記載し、記載する地域の数に応じ、適宜欄を増やすこと。 [3 同左]

別表第9の4(第179	(第17条の2関係)
費用区分	算定方式
撤去費用	公衆電話機端末及びこれの附属設備に係るもののうち施行規則第14条
	第2号イに係るもの
	第一種公衆電話機台数削減に係る撤去に要した費用×施行規則第14
	条第2号イに係る当該適格電気通信事業者の通信量対第一種公衆電
	話機に係る当該 <u>適格電気通信事業者</u> の通信量比率
	公衆電話機端末及びこれの附属設備に係るもののうち施行規則第14条
	第2号ロに係るもの
	第一種公衆電話機台数削減に係る撤去に要した費用×施行規則第14
	条第2号ロに係る当該適格電気通信事業者の通信量対第一種公衆電
	話機に係る当該 <u>適格電気通信事業者</u> の通信量比率
	公衆電話機端末及びこれの附属設備に係るもののうち施行規則第14条
	第2号へに係るもの
	第一種公衆電話機台数削減に係る撤去に要した費用×施行規則第14
	条第2号ハに係る当該適格電気通信事業者の通信量対第一種公衆電
	話機に係る当該適格電気通信事業者の通信量比率
	メタルケーブルに係るもののうち施行規則第14条第2号イに係るもの
	第一種公衆電話機台数削減に係る撤去に要した費用×施行規則第14
	条第2号イに係る当該 <u>適格電気通信事業者</u> の通信量対第一種公衆電
	話機に係る当該 <u>適格電気通信事業者</u> の通信量比率
	メタルケーブルに係るもののうち施行規則第14条第2号ロに係るもの

その他撤去に係る費用	磨 棄 物 処 理 費
当該第一種適格電気通信事業者のファイナンス・リース取引の契約のうち第一種公衆電話機端末及びこれの附属設備に係るもの(第一種公衆電話機台数削減に係るものに限る。以下「リース契約」という。)の解除に要した費用のうち施行規則第14条第2号イに係る当該第一種適格電気通信事業者の通信量対第一種公衆電話機に係る当該第一種適格電気通信事業者の通信量比率リース契約の解除に要した費用のうち施行規則第14条第2号ロに係る当該第一種適格電気通信事業者の通信量対第一種公衆電話機に係る当該第一種適格電気通信事業者の通信量対第一種公衆電話機に係る当該第一種適格電気通信事業者の通信量対第一種公衆電話機に係る当該第一種適格電気通信事業者の通信量比率	条第2号ロに係る当該 <u>第一種適格電気通信事業者</u> の通信量対第一種 公衆電話機に係る当該 <u>第一種適格電気通信事業者</u> の通信量対第一種 公衆電話機に係る当該 <u>第一種適格電気通信事業者</u> の通信量比率 メタルケーブルに係るもののうち施行規則第14条第2号ハに係るもの 第一種公衆電話機に係る当該 <u>第一種適格電気通信事業者</u> の通信量比率 公衆電話機に係る当該 <u>第一種適格電気通信事業者</u> の通信量対第一種 公衆電話機に係る当該 <u>第一種適格電気通信事業者</u> の通信量対第一種 公衆電話機端末及びこれの附属設備の廃棄物処理に係るもののうち施 行規則第14条第2号イに係る当該 <u>第一種適格電気通信事業者</u> の通信量対 第一種公衆電話機台数削減に係る廃棄物処理に要した費用×施行規 則第14条第2号イに係る当該 <u>第一種適格電気通信事業者</u> の通信量対 第一種公衆電話機台数削減に係る廃棄物処理に要した費用×施行規 則第14条第2号ロに係る当該 <u>第一種適格電気通信事業者</u> の通信量対 第一種公衆電話機合数削減に係る廃棄物処理に要した費用×施行規 則第14条第2号口に係る当該 <u>第一種適格電気通信事業者</u> の通信量対 率 企衆電話機端末及びこれの附属設備の廃棄物処理に係るもののうち施 行規則第14条第2号へに係る当該 <u>第一種適格電気通信事業者</u> の通信量比 率 企衆電話機合数削減に係る廃棄物処理に要した費用×施行規 則第14条第2号へに係る当該 <u>第一種適格電気通信事業者</u> の通信量対 第一種公衆電話機に係る当該 <u>第一種適格電気通信事業者</u> の通信量対 第一種公衆電話機に係る当該 <u>第一種適格電気通信事業者</u> の通信量対 第一種公衆電話機に係る当該 <u>第一種適格電気通信事業者</u> の通信量対 第一種公衆電話機に係る当該 <u>第一種適格電気通信事業者</u> の通信量対 第一種公衆電話機に係る当該 <u>第一種適格電気通信事業者</u> の通信量対 第一種公衆電話機に係る当該 <u>第一種適格電気通信事業者</u> の通信量対
その他撤去に係る費用	用 第 物 処 理 費
当該 <u>適格電気通信事業者</u> のファイナンス・リース取引の契約のうち第一種公衆電話機端末及びこれの附属設備に係るもの(第一種公衆電話機合数削減に係るものに限る。以下「リース契約」という。)の解除に要した費用のうち施行規則第14条第2号イに係る当該適格電気通信事業者の通信量対第一種公衆電話機に係る当該適格電気通信事業者の通信量比率 リース契約の解除に要した費用のうち施行規則第14条第2号ロに係るもの リース契約の解除に要した費用のうち施行規則第14条第2号ロに係る当方の	条第2号ロに係る当該 <u>適格電気通信事業者</u> の通信量対第一種公衆電話機に係る当該 <u>適格電気通信事業者</u> の通信量比率 メタルケーブルに係るもののうち施行規則第14条第2号ハに係るもの 第一種公衆電話機台数削減に係る撤去に要した費用×施行規則第14条第2号ハに係る当該 <u>適格電気通信事業者</u> の通信量比率 公衆電話機端未及びこれの附属設備の廃棄物処理に要した費用×施行規則第14条第2号イに係る当該 <u>適格電気通信事業者</u> の通信量比率 公衆電話機端未及びこれの附属設備の廃棄物処理に要した費用×施行規則第14条第2号イに係る当該適格電気通信事業者の通信量比率 公衆電話機端未及びこれの附属設備の廃棄物処理に要した費用×施行規則第14条第2号ロに係る当該適格電気通信事業者の通信量比率 公衆電話機端未及びこれの附属設備の廃棄物処理に要した費用×施行規則第14条第2号ロに係る当該適格電気通信事業者の通信量比率 公衆電話機端未及びこれの附属設備の廃棄物処理に要した費用×施行規則第14条第2号ロに係る当該適格電気通信事業者の通信量比率 公衆電話機端未及びこれの附属設備の廃棄物処理に係るもののうち施行規則第14条第2号へに係る当該適格電気通信事業者の通信量比率 公衆電話機端未及びこれの附属設備の廃棄物処理に要した費用×施行規則第14条第2号へに係る当該適格電気通信事業者の通信量対第一種公衆電話機に係る当該適格電気通信事業者の通信量比率 公衆電話機に係る当該適格電気通信事業者の通信量比率

Γ		~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~	
	可	除去損 	
百事来有  少囲  1 里心平	地行規則第14条第2 57 1 に除るもの 電気通信事業会計規則別表第2様式第14の規定する基準により配賦 した第一号基礎的電気通信役務に係る共通費及び管理費を同基準に よるほか、適正な基準により配賦して算出した第一種公衆電話機台 数削減に係る管理費及び共通費( <u>以下</u> 「管理共通費」という。)× 施行規則第14条第2号イに係る当該第一種適格電気通信事業者の通 信量対第一種公衆電話機に係る当該第一種適格電気通信事業者の通 信量比率 施行規則第14条第2号ロに係る当該第一種適格電気通信事業者の通 信事業者の通信量対第一種公衆電話機に係る当該第一種適格電気通 信事業者の通信量対第一種公衆電話機に係る当該第一種適格電気通 信事業者の通信量対第一種公衆電話機に係る当該第一種適格電気通 信事業者の通信量対第一種公衆電話機に係る当該第一種適格電気通 信事業者の通信量対第一種公衆電話機に係る当該第一種適格電気通 信事業者の通信量対第一種公衆電話機に係る当該第一種適格電気通 信事業者の通信量対第一種公衆電話機に係る当該第一種適格電気通 信事業者の通信量対第一種公衆電話機に係る当該第一種適格電気通 信事業者の通信量対第一種公衆電話機に係る当該第一種適格電気通 信事業者の通信量対第一種公衆電話機に係る当該第一種適格電気通	施行規則第14条第2号イに係るもの 別表第9の3において整理した撤去された時点での資産額×施行規 則第14条第2号イに係る当該第一種適格電気通信事業者の通信量対 第一種公衆電話機に係る当該第一種適格電気通信事業者の通信量比 率 施行規則第14条第2号ロに係る当該第一種適格電気通信事業者の通信量対 期第14条第2号ロに係る当該第一種適格電気通信事業者の通信量対 第一種公衆電話機に係る当該第一種適格電気通信事業者の通信量対 第一種公衆電話機に係る当該第一種適格電気通信事業者の通信量比 率 加行規則第14条第2号ハに係る当該第一種適格電気通信事業者の通信量比 率 別表第9の3において整理した撤去された時点での資産額×施行規 則第14条第2号ハに係る当該第一種適格電気通信事業者の通信量対 第一種公衆電話機に係る当該第一種適格電気通信事業者の通信量対 第一種公衆電話機に係る当該第一種適格電気通信事業者の通信量比 率	もの リース契約の解除に要した費用×施行規則第14条第2号へに係る当 リース契約の解除に要した費用×施行規則第14条第2号へに係る当 該 <u>第一種適格電気通信事業者の</u> 通信量対第一種公衆電話機に係る当 該 <u>第一種適格電気通信事業者</u> の通信量比率
	可 阻 注 语 道 質	<b>除</b>	
	地1元別第14末第2571に除るもの電気通信事業会計規則別表第2様式第14の規定する基準により配賦した基礎的電気通信後務に係る共通費及び管理費を同基準によるほか、適正な基準により配賦して算出した第一種公衆電話機台数削減に係る管理費及び共通費(以下、「管理共通費」という。)×施行規則第14条第2号イに係る当該適格電気通信事業者の通信量対第一種公衆電話機に係る当該適格電気通信事業者の通信量対第一種の通信量対第一種公衆電話機に係る当該適格電気通信事業者の通信量比率	施行規則第14条第2号イに係るもの 別表第9の3において整理した撤去された時点での資産額×施行規 則第14条第2号イに係る当該 <u>適格電気通信事業者</u> の通信量対第一種 公衆電話機に係る当該 <u>適格電気通信事業者</u> の通信量対第一種 公衆電話機に係る当該 <u>適格電気通信事業者</u> の通信量対第一種 別表第9の3において整理した撤去された時点での資産額×施行規 則第14条第2号ロに係る当該 <u>適格電気通信事業者</u> の通信量対第一種 公衆電話機に係る当該 <u>適格電気通信事業者</u> の通信量対第一種 分衆電話機に係る当該 <u>適格電気通信事業者</u> の通信量対第一種 別表第9の3において整理した撤去された時点での資産額×施行規 則第14条第2号へに係る当該 <u>適格電気通信事業者</u> の通信量対第一種 と衆電話機に係る当該 <u>適格電気通信事業者</u> の通信量対第一種	もの もの リース契約の解除に要した費用×施行規則第14条第2号へに係る当 該適格電気通信事業者の通信量対第一種公衆電話機に係る当該 <u>適格</u> 電気通信事業者の通信量比率

別表第10 (第19条関係) 第一種適格電気通信事業者名 第一種適格電気通信事業者名 [器] [表略] [注1 略] [3~5 略] 通信量比率をそれぞれ記載し、前年度以前に撤去した端末設備を設置していた公衆電話ボ <u>適格電気通信事業者の通信量対第一種公衆電話機に係る当該第一種適格電気通信事業者</u>の 話機台数削減を行った地域を記載し、記載する地域の数に応じ、適宜欄を増やすこと。 科目 ックス等を当該年度に撤去した場合はその台数を記載すること。 「備考」の項目には、当該年度の施行規則第14条第2号イ、ロ及びハに係る当該<u>第一種</u> 「地域名」と記載されている箇所には、当該<u>第一種適格電気通信事業者</u>が第一種公衆電 2 梦 設備利用部門の第一号基礎的電気通信役務原価明細表 第一種公衆電話機台数削減に係る区分別費用明細表 Ш ω 内谷谷 内訳の 科 Ш 対価 容象の 内内 訊 東に 備利部門 際に 原価 庥 提供に 役務の 気通信 礎的電 の利用の関係を利用の た 第 基 瞅 嶣 対価線をとし ほ揺た の搭架 原価 後の 9 Ŋ Z<sup>2</sup> 9 率を乗 原角に効率化 (単位 円) じた後 949 6 別表第10(第19条関係) 適格電気通信事業者名 適格電気通信事業者名 [同左] Ħ [表同左] [注1 同左] 2 [3~5 同左] 数削減を行った地域を記載し、記載する地域の数に応じ、適宜欄を増やすこと。 該年度に撤去した場合はその台数を記載すること。 それぞれ記載し、前年度以前に撤去した端末設備を設置していた公衆電話ボックス等を当 気通信事業者の通信量対第一種公衆電話機に係る当該適格電気通信事業者の通信量比率を 「地域名」と記載されている箇所には、当該適格電気通信事業者が第一種公衆電話機台 「備考」の項目には、当該年度の施行規則第14条第2号イ、ロ及びハに係る当該適格電 回 0 五 回 第一種公衆電話機台数削減に係る区分別費用明細表 設備利用部門の<u>基礎的電気通信役務原価明細表</u> ω 五 回 4 Ħ 回 Ω 部門の 備利用 係る設 提供に 度に実 気通信 役務の 严 6 Ħ 回 ~ <u>H</u> (単位 円) 回

																																		典 :
																_	Π																	獲得費
る原貨	にに解	は販	者し	政 次	半	4	は割	次ぎ	絶の	、移		産産	八雪		門行	(2) 販売		М	売	つ 〉 へ ご ご 玩	4	继	1	豐	拿	翀	、核	村込	产	入電	なる		/JA	又は電
機 的 電 気 通 信 役 務	第一号基	規定する	及びへに	第1号イ	びに同条	る原価並	役務に係	電気通信	号基礎的	する第一	口に規定	号イ及び	びに第 2	1号口並	第14条第	施行規則									る原価	務に	電気通信	号基礎的	する第一	口に規定	号イ及び	びに第 2	异口	第14条第
																																		左
																																		左]
															TH.	(2) 「 同																		左] 左] 左]
<u>後務</u> に係 7. 居 任 <i>(</i>	の発展的	に死たり	7 世界 7 一	イ及びく	外 自	がだに同	係る原価	信役務に	的雷気涌	する基礎	ロに規定	号イ及び	びに第 2		左]	¬ □										係る原価	信役務に	的電気通	する基礎	口に規定	号イ及び	びに第2		左
<u> 後務</u> に係 7 居日 ()	の極端に	こ然だり	7 计设计 ( )	人及びこ	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	<b>夢 7% 77 同</b>	<b>窯め</b> 原倉	信役務に	的雷気通	する無縁	口行雄分	号 イ 及 Cパ	びに第 2		左]	¬ □										係る原価	信役務に	的電気通	する基礎	口に規定	号イ及び	びに第2		左] 左]
<u>後務</u> で係 フ 居 〒 )	の経済と	「浴石。	- 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	イ及びハ	李维 1 号	が T パ ア 同	(系) 原作	信役務に	的電気通	中の無礙	口に規定	号々及び	びに第 2		左]	¬ □										第 2 京 6 日本の 1 日本の	信役務に	的電気通	する基礎	口に規定	号イ及び	びに第2		左] 左]

-					
	く売る	W D T C W		(4) (A) 石袋なも	
	は、に、説を発して、この様々に、この様々に、この様々に、この様々に、この様々に、この様々に、この様々に、この様々に、この様々に、この様々には、この様には、この様	1、一、つぎはサス取若割一等次し	加話規み転取マ人の申、等次10元数での割割新込移のぎ割	代営門は、選業にる主義にる土	
で 豊 か つ					に伸、一的信能質にの
1 首 で の 楽業 係 : 活 え	1 日 绍 正 郑 龍 親 龍 數 後 蘇 蘇 黎 站	ほに 1 び 定価 同 号 ハ す 二 異 孑 ハ す	<ul><li>ちロす 野 電 役 A X に る 基 気 務 画 没 数 規 第 礎 通 に 無い 定 二 的 信 保 ま</li></ul>	10年10年10年11年11年11年11年11年11年11年11年11年11日11年11日11年11日11日	に価、一節の間にのるう、該基質を動きにのでう。該基気務的にあるの、第2項ののないである。
O 4 H	3. ldv  \int  \int	0.11 1/1/1/1/1/1/1/1/1/1/1/1/1/1/1/1/1/1/	4. Wilmin (G. 1 ) 101 2	2 141. day =	
				[同左]	
<b>业</b>	の配の更	単条イにで	男ロす的信贷	超解15	うお電気事業保
iii んiiiiiiiiiiiiiiiiiiiiiiiiiiiiiiiii		び策及携書	チャーの質点	24 del [2]	らく直とりぎにち基気務氏活る
動き	産 夏 第 内・健 郷 運 の ない	ドロび定体にコび定体	及規基気務原	17 14 現 日 発 日 第 日 第 日 第 日 第 日 第	議があるな動を
· 動で	強運ののの間には、これには、これには、これには、これには、これには、これには、これには、これ	1.50、四に1.50に1.50に1.50に1.50に1.50に1.50に1.50に1.50	チロす的信候スピラウスにる観点観視を記述を関して選選連に無いて選選に無い	行 11 号 に 規 条 口 第 則 第 並 2	お墓の観察の選別の選別のととととといるといるののとののおりにいるのおりにといるという。
<b>もの</b>	超減の名の選(の)の の 信(信)の 信(能)に にいいい	ジンロン に H ジ J M M M M M M M M M M M M M M M M M M	及規基気務原び定確通に価値に価値	12 年 2 年 3 年 3 年 3 年 3 年 3 年 3 年 3 年 3 日 8 年 3 日 8 年 3 日 8 年 3 日 8 日 8 日 8 日 8 日 8 日 8 日 8 日 8 日 8 日	・ 選通のなり の名 自 能 音 に と の に 配 能 に こ
· 動 た	Rate B	にいどに関われている。	2. 及規制の対応 強重 気務原び 定 薩 通道に 価値に 価値	74 地 地 地 地 地 地 地 地 地 地 地 地 地 地 地 地 地 地 地	選集   10   10   10   10   10   10   10   1
<b>動</b> に		にいい。日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日	2 文成が、	行規则	選出   四   日   日   日   日   日   日   日   日   日
もの もの		に 2 と 2 日 5 日 5 日 5 日 5 日 5 日 5 日 5 日 5 日 5 日	の及却が定めた。とと一般を原名では一般を一般を一般を一般を一般を一般を一般を一般を一般を一般を一般を一般を一般を一	行 規 規 學 別 別 第 四 第 四 第 9 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	通過 当 信
<b>動</b> た	関語	でで、1分子では1分子では、1分子では1分子では1分子では1分子では1	2. 文成が、	行規則 14条第 日	(過) 造画 (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)

				る原価	伝に係	又は宣	(6) 広報	原何	Ĩ1	び作成	売	7,	(' '	41 8	條(	運	U I	本の雑	>.	Aľ	Ğ	は技	> (	W,	立	継		唑	<del>};</del>	アララ	1
伝に係る	報又は宣	世を目的 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日	な営業活	の能動的	通信役務	礎的電気	第一号基			040	。) 以外	のを深へ	になるも	するもの一角を	トードには、これには、これには、これには、これには、これには、これには、これには、これ	フホソカ	ン 6 で 3 ハ 1	発験に発送を使用しています。	電気通信	号基礎的	する第一	ロに規定	中人及2	角並びに	に係る原	通信役務	礎的電気	第一号基	規定する	1 号ロに	-    }
						#	(6) I I																							Ĥ.	
では、一世の一世の一世の一世の一年の一年の一年の一年の一年の一年の一年の一年の一年の一年の一年の一年の一年の	は、一般を	ちとする	活動を目	的な営業		#	_ 					ぞく。)	であるが	奨金に係	もの (報	で関うる。	ンサイン	角の心む	に係る原	通信役務	(学)	がいての	2号 7 及	に同条第	原価並び	務に係る	気通信役	基礎的電	規定する		

_									研究費研究費	7	[略]		<u> </u>																			(3)	履行費	ı A
[略]	80		に係る に係	発	单		4	V		利用		[略]	亩	係る原	収等に	くは回	促若し	金の督	体に	発行	~ ~		編無	米書		計算	季金	$\wedge$			除る	通話		
		角以外の	る原	開発	なる	で直	の提供の	通信役務	礎的電気	号基									原価	引通話に	,割	角の	ご解	通信	礎的	第一	規定	及び	第 2	1号口並	発網	規則		
_																																		
										. 1																								
									左]																									1
									左] 左]	回	[同左]	[同去																			左	(3)	左]	
		さ、重 タ /: のもの	お言葉の	がいる。数	一   一   一   一   一   一   一   一   一   一	直接管寸	の確保に	務の提供	左] 左] 左]	[同 イ [同 (1) [同		[同左]							· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	に係め同	割引通話	<b>り</b> った、	「	信役務に	的電気通	する基礎	口に規定	号イ及び	びに第2	1号口並		□	左]	_
- LHAG		のもの	お行べる	<b>※</b>	で年代開	直接管寸	の確保に	務の提供	左] 左] 左]	[同 イ [同 (1) [同		[同左]							i i	に係め原	割引通話	9 ッ か、		信役務に	的電気通	する基礎	口に規定	号イ及び	びに第2	1号口並		□	左]	
LH/CL		のもの	后在 I 文	<b>※</b> 9 至 1 元 A 7	で拝将贈	直接答す	の確保に	務の提供	左] 左] 左]	[同 イ [同 (1) [同		[同左]								で条め河	割引通話	り か か 、	係る原価	信役務に	的電気通	する基礎	口に規定	号イ及び	びに第2	1号口並		□	左]	

	三 管理 共通費							
	イ 営業 管理費							
(S) 部務す修る 「略」 科かま掲原外理費る回過げ習門にるに原 (三目らでげ価の共に原及にる業業対研係価	[略]	[略]		e S E	等に 条め原角	究開発	門になるながれる。	C
施第1第規第護通に価値第1第規第護通に価行ユ号2定一的信係行ユ号2定一的信係規条及号す予電役の規条及号す予電役の則第びにる基気務原則第びにる基気務原			角以冬の	ご祭る原	接番を発見る		通信後務の提供の	
	上 注 E							
	左] 左]							
(五 (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)	左] 左] (3) [							左] 左]
	左] 左] (3) [ (7)			第7家の原産以外	る 単名 関	直接資寸	一	Ξ
	左] 左] (3) [ (7)			第1年の 東角以外	の発光展	直接資す	の 議の 悪 年 の 語 余 元	Ξ
	左] 左] (3) [ (7)			三	め年名開 聚汀友々	直接資寸	一   一   一   一   一   一   一   一   一   一	Ξ
	左] 左] (3) [ (7)			飛行来の原角以外	の単名に関いています。	直接資寸	の語条に	Ξ

1 施行規則第14条第1号イからハまで及び第2号イからハまでに規定する<u>第一号基礎的電気通信役務</u>ごとに記載すること。

2 羁」

- 3 第一号基礎的電気通信役務と第一号基礎的電気通信役務以外の電気通信役務とに関連する原価については、施行規則第40条の5の3第2項各号の表に掲げる基準によるほか、適正な基準によりそれぞれの役務に配賦しなければならない。当該基準によって配賦することが著しく困難なときは、その全部を主たる関連を有する役務に整理することができる。とが著しく困難なときは、その全部を主たる関連を有する役務に整理することができる。
- 4 一の第一号基礎的電気通信役務と他の第一号基礎的電気通信役務とに関連する原価については、施行規則第40条の5の3第2項各号の表に掲げる基準によるほか、適正な基準によりそれぞれの役務に配賦しなければならない。当該基準によって配賦することが著しく困難なときは、その全部を主たる関連を有する役務に整理することができる。
- 5 控除対象原価と控除対象原価以外の原価とに関連する原価については、<u>施行規則第40条の5の3第2項各号の表に掲げる基準によるほか、適正な基準によりそれぞれの役務に配賦しなければならない。当該基準によって配賦することが著しく困難なときは、その全部を主たる関連を有する役務に整理することができる。</u>

附則

(経過措置)

- 者の指定後に、第十五条第一項及び第十八条の通知をするものとする。
  3 総務大臣は、法第百六条の支援機関の指定及び法第百八条第一項の第一種適格電気通信事業
- 4 第六条第一項に規定する原価及び収益の額の届出、同条第二項に規定する届出、第八条に規4 第六条第一項に規定する原価及び収益の額の届出、同条第二項に規定する届出、第八条に規2 100とする。
- 用いることができる。
  ・ 第一種適格電気通信事業者は、第十三条に定めるところにより通信量等を記録することができるまでの間は、これらに代えて、第一種適格電気通信事業者は、第十三条に定めるところにより通信量等を記録することがで
- 出るための記録、同条第二項に定めるところにより届け出るための記録及び第十九条に定める 第一種適格電気通信事業者は、第六条第一項に定めるところにより原価及び収益の額を届け 6

| [同左] | [□左] | [□左]

施行規則第14条第1号イからハまで及び第2号イからハまでに規定する<u>基礎的電気通信</u> <u>役務</u>ごとに記載すること。

[2 同左]

- 基礎的電気通信役務と基礎的電気通信役務以外の電気通信役務とに関連する原価については、電気通信事業会計規則別表第2様式第13に規定する基準によるほか、適正な基準によりそれぞれの役務に配賦しなければならない。当該基準によって配賦することが著しく困難なときは、その全部を主たる関連を有する事業又は役務に整理することができる。
- 一の基礎的電気通信役務と他の基礎的電気通信役務とに関連する原価については、電気通信事業会計規則別表第2様式第13に規定する基準によるほか、適正な基準によりそれぞれの役務に配賦しなければならない。当該基準によって配賦することが著しく困難なときは、その全部を主たる関連を有する事業又は役務に整理することができる。

附則

(経過措置)

- 定後に、第十五条第一項及び第十八条の通知をするものとする。 3 総務大臣は、法第百六条の支援機関の指定及び法第百八条第一項の適格電気通信事業者の指
- 、記録をし、又は提出をする事項は、平成十四年度に終了する事業年度に係るものとする。該指定が平成十五年三月三十一日までに行われる場合にあっては、当該指定後最初に届出をし定があった年度の翌年度以降適用するものとし、当該指定後最初に届出をし、記録をし、翌は出並びに第二十五条に規定する収益の額の提出に関する規定は、適格電気通信事業者の指規定する通信量等の記録、第十九条に規定する設備利用部門の基礎的電気通信役務原価明細表規定する電気通信設備との接続及び卸電気通信役務の利用に関する負担額等の提出、第十三条に定する電気通信設備との接続及び卸電気通信役務の利用に関する負担額等の提出、第十三条に定する電気通信設備との接続及び卸電気通信役務の利用に関する負担額等の提出、第十三条に定する電気通信設備との接続及び卸電気通信役務の届出、同条第二項に規定する届出、第八条に規
- できる。 できる。 での間は、これらに代えて、適格電気通信事業者が現に記録している通信量等を用いることが 「5」 適格電気通信事業者は、第十三条に定めるところにより通信量等を記録することができるま
- めの記録、同条第二項に定めるところにより届け出るための記録及び第十九条に定めるところ6 適格電気通信事業者は、第六条第一項に定めるところにより原価及び収益の額を届け出るた

ところにより設備利用部門の第一号基礎的電気通信役務原価明細表を提出するための記録をす ることができるまでの間は、これらに代えて、第一種適格電気通信事業者が現に記録している ものを提出することができる。

8 る字句は、それぞれ司表の下欄に掲げる字句とする。

				9					
類を添えて、	二項に規	入者回線	せて、第		略		第三号	第二条	えられ
提	規定する別表第二	単価を届けり	第五条第一項等	前項の場合において、		た額	除して得	平均単価	7 7 7 7
出しなければならない。	第二に準じて作成した届出書にその算出の根拠に関する説明を記載した書	価を届け出なければならない。この場合、第一種適格電気通信事業者は、第六条第	項第一号に規定する額を算定する際に用いるアナログ加入者回線の数及び加	こ、第一種適格電気通信事業者は、第七条第一号の届出をするときは、併		者回線における加入者回線単価の標準偏差の二倍の額を加えた額	除して得た額に、全ての第一種適格電気通信事業者のアナログ加入	基準単価	ニオニオ 同語の一本 ViViag インフィ

9

備考 表中の [

」の記載は注記である。

により設備利用部門の基礎的電気通信役務原価明細表を提出するための記録をすることができ るまでの間は、これらに代えて、適格電気通信事業者が現に記録しているものを提出すること ができる。

当分の間、次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げ 8 当分の間、次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げ る字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第二条 平均単価	基準単価
第三号除して	得  除して得た額に、全ての適格電気通信事業者のアナログ加入者回線
た額	における加入者回線単価の標準偏差の二倍の額を加えた額

線単価を届け出なければならない。この場合、適格電気通信事業者は、第六条第二項に規定す 第五条第一項第一号に規定する額を算定する際に用いるアナログ加入者回線の数及び加入者回 る別表第二に準じて作成した届出書にその算出の根拠に関する説明を記載した書類を添えて、 提出しなければならない。 前項の場合において、 適格電気通信事業者は、第七条第一号の届出をするときは、併せて、

(第二種指定電気通信設備接続会計規則の一部改正)

第六条 第二 種 指 定電 気 通 信 設備接続 会計 規則 (平成二十三年総務省令第二十 · 四 号) の <u>-</u> 部を 次  $\mathcal{O}$ ょ

うに改正する。

次 0 表 に ょ り、 改 Ē 前 欄 に掲げ る 規定 の傍線を付 した部分をこれに対応する改正 一後欄 12 掲げ る規

定の傍線を付した部分のように改める。

借対照表及び同表様式第二による損益計算書」と読み替えるものとする。
指定された電気通信事業者に限る。)」とあるのは「事業会計規則別表第二様式第一による貸
務提供事業者に限り、移動電気通信役務損益明細表については法第三十条第一項の規定によ
照表、損益計算書その他の財務諸表(指定電気通信役務損益明細表については指定電気通信
前段中「別表第一」とあるのは「事業会計規則別表第一」と、「別表第二の様式により貸借
第四条 事業会計規則第五条第一項前段の規定は、事業者に準用する。この場合において、同
(勘定科目、貸借対照表及び損益計算書に関する規定の準用)
改 正 後

電 気通信 事 業法 施 行規則等 . の 一 部を改正する省令の一 部改正)

第 七 条 電 気 通 信 事 業 法 施 行 規 則 等  $\mathcal{O}$ 部を改 Ē す ^る省. 令 (平成二十三年 総 務省令第四十二号) の —

部を次のように改正する。

次 0) 表 に ょ り、 改 正 前 欄 に 掲 げげ る 規 定 の傍 線 を付 L た部分をこれに 順次対応する改 正後 欄に 掲げ

る規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
附則	附則
(経過措置等)	経過措置等)
3 当分の間、新施行規則第十四条第三号に規定する第一号基礎的電気通信役務を提供する電気 3	当分の間、新施行規則第十四条第三号に規定する基礎的
通信事業者は、同条第一号に規定する第一号基礎的電気通信役務から同条第三号に規定する第	業者は、同条第一号に規定する基礎的電気通信役務から同
一号基礎的電気通信役務への円滑な移行その他の電気通信の健全な発達及び利用者の利益の保	役務への円滑な移行その他の電気通信の健全な発達及び利
護を図るために特に必要と認める場合には、法第十九条第四項の規定に基づき、届出契約約款	必要と認める場合には、法第十九条第四項の規定に基づき、
に定める第一号基礎的電気通信役務(同号に規定するものに限る。)の料金を減免することが	契約約款に定める基礎的電気通信役務(同号に規定するも
できる。	ができる。

第 八 基 条 礎 的 基 電 礎 気 的 通 電 信 気 役 通 務 信 0 役 提 供 務  $\mathcal{O}$ に係る交付 提 供 に 係 る 金及 交付 び負担 金 及 び 金 負 算定等 担 金 算 規 定 等 則 *⊕* 規 則 部  $\mathcal{O}$ \_ を改正する省令 部 を 改 正 す る . つ 省 令 部 平 改 成 正

<del>--</del> 五 年 総 務 省 令 第 二 号)  $\mathcal{O}$ 部 を 次  $\bigcirc$ よう に 改 正 す る。

次  $\mathcal{O}$ 表 に ょ り、 改 正 前 欄 に 撂 げ る 規 定  $\mathcal{O}$ 傍 線 を付 L た 部 分をこれ に 対 応 す 、る改正: 後 欄 12 撂 げ る 規

定の傍線を付した部分のように改める。

					2			
(以下「新規則」という。)の規定にかかわらず、その一部を控除するものとする。	、改正後の第一号基礎的電気通信役務の提供に係る第一種交付金及び第一種負担金算定等規則	)(以下「交換機関連設備等」という。)の正味固定資産価額及び減価償却費の額については	交換機及び中継交換機に係るものに限る。)及び無形固定資産(交換機ソフトウェアに限る。	第五第一に掲げる加入者交換機及び中継交換機並びに別表第五第二に掲げる監視設備(加入者)	平成二十五年四月一日以降に開始する事業年度に係る補てん対象額の算定にあっては、別表	(経過措置)	附則	改 正 後
いう。)の規定にかかわらず、その一部を控除するものとする。	、改正後の基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則(以下「新規則」	)(以下「交換機関連設備等」という。)の正味固定資産価額及び減価償却費の額につい	交換機及び中継交換機に係るものに限る。)及び無形固定資産(交換機ソフトウェアに限る。	第五第一に掲げる加入者交換機及び中継交換機並びに別表第五第二に掲げる監視設備(加	2 平成二十五年四月一日以降に開始する事業年度に係る補てん対象額の算定にあっては、	(経過措置)	附則	改 正 前

第 九 基 条 礎 的 基 電 礎 気 的 通 電 信 気 役 通 務 信 0 役 提 供 務  $\mathcal{O}$ に係る交付 提 供 に 係 る 金及 交付 び負担 金 及 び 金 負 算定等 担 · 金 算 規 定 等 則 *⊕* 規 則 部  $\mathcal{O}$ を <del>\_\_</del> 部 改正する省令 を 改 正 す る 省 の 一 令 部 **令** 改 正 和

年 総 務 省 令 第 五. 十三 号)  $\mathcal{O}$ 部 を 次  $\bigcirc$ よう に 改 正 す る。

次  $\mathcal{O}$ 表 に ょ り、 改 正 前 欄 12 撂 げ る 規 定  $\mathcal{O}$ 傍 線 を付 L た 部 分をこれに 順次 対応する改 正 後 欄 に 掲げ

る規定の傍線を付した部分のように改める。

第二条 第 等規則(以下「新規則」という。)第十五条第三項及び第四項並びに第十六条から第十八条ま 令による改正後の第一号基礎的電気通信役務の提供に係る第一種交付金及び第一種負担金算定 令第十三号)附則第五条第一項に規定する方法により当該接続料を算定した場合には、この省 という。)第三十三条第五項の総務省令で定める機能に係る接続料の原価及び利潤の算定期間 同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。 での規定は適用せず、次の表の上欄に掲げる新規則の規定の適用については、これらの規定中 において、第一種指定電気通信設備接続料規則等の一部を改正する省令(平成三十一年総務省 (補塡対象額の算定等の特例 一種交付金の額を算定する年度の前年度の末日における電気通信事業法(以下「法」 加入者回線のうち他の第一種適格 算した額を第一種適格電気通信事 事業者ごとの対象原価の総額を合 該収容局のアナログ加入者回線の 提供に係る原価をいう。次号にお 法第百八条第一項の指定に係る第 アナログ加入者回線(次号におい から千分の四十九の範囲に属する 電気通信事業者に係るものも含め 総数を合算した数で除して得た額 業者ごとのアナログ加入者回線の 数で除して得た額をいう。 いて「対象原価」という。)を当 する第一号基礎的電気通信役務の 施行規則第十四条第一号イに規定 固定端末系伝送路設備に係る原価 要するアナログ電話用設備である て「合算算定対象加入者回線」と て加入者回線単価が最高額のもの 平均単価 加入者回線単価 算定対象原価 全てのアナログ (法第百九条第二項の原価のうち 号基礎的電気通信役務の提供に .う。) に係る加入者回線単価を 第一種適格電気通 収容局ごとの 改 正 の左欄の対象設備又は附属設備等ごとに、同 省令」という。)附則別表第一第一及び第二 年総務省令第五十三号。以下「令和二年改正 金算定等規則の一部を改正する省令(令和・ 的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担 理部門の原価について、対象設備等を、基礎 分に区分して整理した資産及び費用を用いて 等」という。)を、別表第五第一及び第二の において同じ。)について、第十二条第二項 規定する第一種公衆電話機を設置して提供す 管理部門の原価(施行規則第十四条第二号に 第百九条第二項の原価(以下「第一号基礎的 第一及び第二の右欄の設備区分又は設備等区 左欄の対象設備又は附属設備等ごとに、同表 に規定する電気通信役務の提供に係る電気通 備及びこれの附属設備の撤去(当該電気通信 る音声伝送役務のみに用いられる電気通信設 電気通信役務原価」という。)のうち、 算定したものをいう。 する土地及び施設(次号において「対象設備 信設備、これの附属設備並びにこれらを設置 するものに限る。)に係るものを除く。次号 設備及びこれの附属設備の撤去のみを目的と 第一号基礎的電気通信役務原価 号基礎的電気通信役務原価のうち、設備管 第一号基礎的電気通信役務原価 後 設 第二条 三号)附則第五条第一項に規定する方法により当該接続料を算定した場合には、この省令によ 表の上欄に掲げる新規則の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は る改正後の基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則(以下「新規則」と いう。)第十五条第三項及び第四項並びに第十六条から第十八条までの規定は適用せず、次の て、第一種指定電気通信設備接続料規則等の一部を改正する省令(平成三十一年総務省令第十 (補塡対象額の算定等の特例 )第三十三条第五項の総務省令で定める機能に係る接続料の原価及び利潤の算定期間におい それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。 交付金の額を算定する年度の前年度の末日における電気通信事業法(以下「法」という 則 ごとの対象原価の総額を合算し、 算算定対象加入者回線」という。 グ加入者回線(次号において「合 分の四十九の範囲に属するアナロ 者回線単価が最高額のものからチ 加入者回線のうち他の適格電気通 ナログ加入者回線の総数を合算 礎的電気通信役務の提供に係る原 信事業者に係るものも含めて加入 額を適格電気通信事業者ごとのア 価をいう。次号において「対象原 則第十四条第一号イに規定する基 百九条第二項の原価のうち施行規 末系伝送路設備に係る原価(法第 法第百八条第一項の指定に係る基 )に係る加入者回線単価を合算 た数で除して得た額をいう。 ナログ加入者回線の数で除して得 価」という。)を当該収容局のア アナログ電話用設備である固定端 礎的電気通信役務の提供に要する 平均単価 加入者回線単価 算定対象原価 全てのアナログ 適格電気通信事業者 収容局ごとの 改 正 設備又は附属設備等ごとに、同表第一及び第 五十三号。以下「令和二年改正省令」という の一部を改正する省令(令和二年総務省令第 務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則 備又は附属設備等ごとに、同表第一及び第一 施設(次号において「対象設備等」という。 気通信役務の提供に係る電気通信設備、これ 原価」という。)のうち、設備管理部門の原 条第二項の原価(以下「基礎的電気通信役務 について、対象設備等を、基礎的電気通信役 気通信役務原価のうち、設備管理部門の原価 整理した資産及び費用を用いて算定したもの の右欄の設備区分又は設備等区分に区分して )を、別表第五第一及び第二の左欄の対象設 の附属設備並びにこれらを設置する土地及び 。)について、第十二条第二項に規定する雷 る。)に係るものを除く。次号において同じ の附属設備の撤去のみを目的とするものに限 附属設備の撤去(当該電気通信設備及びこれ 務のみに用いられる電気通信設備及びこれの 種公衆電話機を設置して提供する音声伝送役 価(施行規則第十四条第二号に規定する第 )附則別表第一第一及び第二の左欄の対象 基礎的電気通信役務原価 基礎的電気通信役務原価 前 基礎的電 法第百九

																							[六 略]	う。	業者に係るものを線のうち各第一種	五 算定対象加入者回線 合算算定	近本電気近信事業者は依ろせの	$\sim$
のものから千分の四十九の範囲ものも含めて加入者回線単価(	者回線のうち他の第一種適格電気通信事業者 人 算定対象原価(一) 全てのアナログ加入	( )	加入者回線の総数を合算した数で除して得た。	一重箇各電気通言との対象原価(二	七 平均単価(二) 第一種適格電気通信事業	頭をいう。 加入者回線の総数を合算した数で除して得た	格電気通信事業者ごとのア	者ごとの対象原価(一)の総額を合算した額	六 平均単価(一) 第一種適格電気通信事業	(	)を当該収容局のアナログ加入者可線の数で ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	第七号において「対象原価(二)」という。	礎的電気通信役務の提供に係る原価をいう。    行規貝第十四条第一長イに規定する第一長書	- う	である固定端末系伝送路設備に係る原価(第	通信役務の提供に要するアナログ電話用設備	百八条第一項の指定に係る第一号基礎的電力に利用を通行して、一年第一号基礎的電	五の人者回線単価(二)の収容局ごとの法第一限して得け奢をいっ	余して导と顔をいう。	対象原価(一)」とい	礎的電気通信役務の提供に係る原価をいう。	四条第一号イに規定する	一号基礎的電気通信役務原価(一)のうち施	である固定端末系伝送路設備に係る原価(第	通信役務の提供に要するア百八条第一項の指定に係る	兀	て算定したものをいう。	
																									通信事	五 算定対	事業者に	事養者 こ系
	八				七													<del>Ti</del> .					上		通信事業者に係るものをいう。対象加入者回線のうち各適格電気	算定対象加入者回線 合算算定四	事業者に伝えせのをいこ	こ系をつかという。 であって、各適格電気通信

提供に係るものであって、算定対 第一号基礎的電気通信役務の提供に係るもする第一号基礎的電気通信役務の うち施行規則第十四条第一号ハに規定 ロ 第一号基礎的電気通信役務原価 (一) の二 法第百九条第二項の原価のうち [イ 略]	第五条次に掲げる額を合算して得た額 第一号に掲げる額に一から第一種交付金の額を 第五条次に掲げる額を合算して得た額 三条第五項の総務省令で定める機能に係る接続 料の原価及び利潤の算定期間に用いられた特定 上率 (第一種指定電気通信設備接続料規則等の一部を改正する省令(平成三十一年総務省令第 十三号)附則第五条第二項の特定比率を乗 じることにより算定した組 第一 第一 で	大 算定対象原価(二) 全てのアナログ加入
係るものであって、算定対象加入 電が見期第十四条第一号ハに規定 ロ を施行規則第十四条第一号ハに規定 ロ を	項 次に掲げる額を合算して得た額 五 る 節 金 第 価 五 る 第 価 五 る 第 価 五 る 第 価 五 る 第 価 五 る 第 価 五 る 第 価 五 る 第 価 五 る 第 価 五 る 第 価 五 る 第 価 五 る 第 価 五 る 第 価 五 る 第 価 五 る 第 価 五 る 第 価 五 る 第 価 五 る 第 価 五 る 第 一 元 す か こ か こ か こ か こ か こ か こ か こ か こ か こ か	
電気通信役務の提供に係るものであって、「行規則第十四条第一号ハに規定する基礎的基礎的電気通信役務原価(一)のうち施工を関係のであって、「一人」のうち施工をは、「一人」のであって、「一人」のであって、「一人	えることにより算定した額を一号に掲げる額に一から交付金の額を算定する省令(平成三十一年総務省令第十三号第一種指定電気通信設備接続料規則等の一部を改正する省令(平成三十一年総務省令第十三号)附則第五条第二項の特定比率をいう。以下この項において同じ。)を減じた比率を乗じることにより算定した額に、第二号に掲げる額に当なる実施料の原本により算定した額をがしている。以下この項において同じ。)を減じた比率を乗じることにより算定した額	格電気通信事業者に係るものをいう。 を対象原価(二) 全てのアナログ加のうち他の適格電気通信事業者に係るものをいう。 がら千分の四十九の範囲に属するアから千分の四十九の範囲に属するアから千分の四十九の範囲に属するアから千分の四十九の範囲に属するアから千分の四十九の範囲に属するアから千分の四十九の範囲に属するアから千分の四十九の範囲に属するアウッ。 を対象加入者回線(一) 合算算定対象加入者回線(一)のうち各適格電気通信事業者に係るものをいう。 をものをいう。 が最高 が最高 が最高 が最高 が最高 が最高 が最高 が最高

象加入者回線に対応した当該役務 指定する場所との間に設置する電 の提供に要する交換設備と警察機 気通信回線に係る原価 海上保安機関又は消防機関が

規則第十四条第一号ロに規定する 益の額を上回る場合の当該上回る に規定する方法により算出した収 第一号基礎的電気通信役務の提供 に係るものに限る。)が、第九条 法第百九条第二項の原価(施行

規則第十四条第二号イに規定する に係るものに限る。)のいずれか 第一号基礎的電気通信役務の提供 次のイ及びロに掲げる額(施行

- 規則第十四条第二号ロに規定する 次のイ及び口に掲げる額(施行 額を上回る場合の当該上回る額 号基礎的電気通信役務収支表 する方法により算出した収益の 第一の二に記載した合計の額を 務収支表」という。)の第一表 以下「第一号基礎的電気通信役 により総務大臣に提出する第 加えて得た額が、第九条に規定 に記載した営業費用の額に別表 施行規則第四十条の五の規定
- ホ (1)ずれか低い額 通信役務の提供に係るものに限る。)の 四条第二号ロに規定する第一号基礎的電気 次の1)及び2)に掲げる額(施行規則第十 第一号基礎的電気通信役務原価(一)

第一号基礎的電気通信役務の提供

に係るものに限る。)のいずれか

- が、第九条に規定する方法により算出 した収益の額を上回る場合の当該上回
- 第一号基礎的電気通信役務収支表の第

(2)

用の額に別表第一の二に記載し 支表の第一表に記載した営業費

第一号基礎的電気通信役務収

指定する場所との間に設置する電気通信回 と警察機関、 対応した当該役務の提供に要する交換設備 のであって、算定対象加入者回線(一)に 海上保安機関又は消防機関が

- 限る。)が、第九条に規定する方法により 号基礎的電気通信役務の提供に係るもの 施行規則第十四条第一号ロに規定する第 算出した収益の額を上回る場合の当該上回 第一号基礎的電気通信役務原価(一)
- ずれか低い額 通信役務の提供に係るものに限る。)の 四条第二号イに規定する第一号基礎的電気 次の(1)及び(2)に掲げる額(施行規則第十
- (1)した収益の額を上回る場合の当該上回 が、第九条に規定する方法により算出 第一号基礎的電気通信役務原価(一)
- 回る額 出した収益の額を上回る場合の当該ト 額が、第九条に規定する方法により筧 の二に記載した合計の額を加えて得た 務大臣に提出する第一号基礎的電気通 表に記載した営業費用の額に別表第 気通信役務収支表」という。)の第 信役務収支表(以下「第一号基礎的電 施行規則第四十条の五の規定により総
- Ŧi. ものに限る。)のいずれか低い額

### イ 同上

第一表に記載した営業費用の額 に別表第一の二に記載した合計 基礎的電気通信役務収支表の

者回線に対応した当該役務の提供 回線に係る原価 る場所との間に設置する電気通信 上保安機関又は消防機関が指定す に要する交換設備と警察機関、海

規則第十四条第一号口に規定する する方法により算出した収益の額 ものに限る。)が、第九条に規定 基礎的電気通信役務の提供に係る を上回る場合の当該上回る額 法第百九条第二項の原価(施行

基礎的電気通信役務の提供に係る ものに限る。)のいずれか低い額 規則第十四条第二号イに規定する 次のイ及びロに掲げる額(施行

イ 同上

り算出した収益の額を上回る場 が、第九条に規定する方法によ 載した合計の額を加えて得た額 業費用の額に別表第一の二に記 基礎的電気通信役務収支表」と 的電気通信役務収支表(以下 により総務大臣に提出する基礎 いう。)の第一表に記載した営 施行規則第四十条の五の規定

基礎的電気通信役務の提供に係る 規則第十四条第二号ロに規定する 次のイ及びロに掲げる額(施行 合の当該上回る額

> 次の①及び②に掲げる額(施行規則第十 額を加えて得た額が、第九条に規定する 用の額に別表第一の二に記載した合計の 」という。)の第一表に記載した営業費 支表(以下「基礎的電気通信役務収支表 合の当該上回る額 方法により算出した収益の額を上回る場

ホ 務の提供に係るものに限る。) のいずれか四条第二号ロに規定する基礎的電気通信役 基礎的電気通信役務原価(一)が、

基礎的電気通信役務収支表の第一表に

の額を上回る場合の当該上回る額

九条に規定する方法により算出した収益

(2)

役務の提供に要する交換設備と警察機関、 算定対象加入者回線(一)に対応した当該 との間に設置する電気通信回線に係る原価 海上保安機関又は消防機関が指定する場所

則第十四条第一号ロに規定する基礎的電気 の額を上回る場合の当該上回る額 第九条に規定する方法により算出した収益 通信役務の提供に係るものに限る。)が、 基礎的電気通信役務原価(一)(施行規

務の提供に係るものに限る。)のいずれか 四条第二号イに規定する基礎的電気通信沿 次の①及び②に掲げる額(施行規則第4 の額を上回る場合の当該上回る額 九条に規定する方法により算出した収益 基礎的電気通信役務原価(一)が、

務大臣に提出する基礎的電気通信役務収 施行規則第四十条の五の規定により

次のイ及び口に掲げる額(施行 当該上回る額 出した収益の額を上回る場合の 第九条に規定する方法により算 た合計の額を加えて得た額が、

規則第十四条第二号ハに規定する に係るものに限る。)のいずれか 第一号基礎的電気通信役務の提供

用の額に別表第一の二に記載し 出した収益の額を上回る場合の 第九条に規定する方法により算 支表の第一表に記載した営業費 た合計の額を加えて得た額が、 第一号基礎的電気通信役務収

> 算出した収益の額を上回る場合の当該 た額が、第九条に規定する方法により 一表に記載した営業費用の額に別表第 の二に記載した合計の額を加えて得

通信役務の提供に係るものに限る。)のい 四条第二号ハに規定する第一号基礎的電気 ずれか低い額 次の①及び②に掲げる額(施行規則第十

した収益の額を上回る場合の当該上回 第一号基礎的電気通信役務原価(一) 、第九条に規定する方法により算出

算出した収益の額を上回る場合の当該 た額が、第九条に規定する方法により 上回る額 第一号基礎的電気通信役務収支表の第 の二に記載した合計の額を加えて得 表に記載した営業費用の額に別表第

次に掲げる額を合算して得た額 イ 略

線に係る原価 指定する場所との間に設置する電気通信回 のであって、算定対象加入者回線(二)に 第一号基礎的電気通信役務の提供に係るも うち施行規則第十四条第一号ハに規定する と警察機関、海上保安機関又は消防機関が 対応した当該役務の提供に要する交換設備 第一号基礎的電気通信役務原価(二)

算出した収益の額を上回る場合の当該上回 限る。)が、第九条に規定する方法により 号基礎的電気通信役務の提供に係るものに 施行規則第十四条第一号ロに規定する第 第一号基礎的電気通信役務原価 (二)

十四条第二号イに規定する第一号基礎的電 次の(1)及び(2)に掲げる額(施行規則第

> 収益の額を上回る場合の当該上 に規定する方法により算出した

ものに限る。)のいずれか低い額 基礎的電気通信役務の提供に係る 規則第十四条第二号ハに規定する

7 同上

回る額 収益の額を上回る場合の当該-第一表に記載した営業費用の額 の額を加えて得た額が、第九条 に別表第一の二に記載した合計 に規定する方法により算出した 基礎的電気通信役務収支表の

の額を加えて得た額が、第九条 記載した営業費用の額に別表第一の二に

次のイ及びロに掲げる額(施行

務の提供に係るものに限る。) のいずれか 四条第二号ハに規定する基礎的電気通信役 次の①及び②に掲げる額(施行規則第4 記載した合計の額を加えて得た額が、第 の額を上回る場合の当該上回る額 九条に規定する方法により算出した収益

(2)記載した営業費用の額に別表第一の二 の額を上回る場合の当該上回る額 九条に規定する方法により算出した収益 基礎的電気通信役務原価(一)が、第 基礎的電気通信役務収支表の第一表に

の額を上回る場合の当該上回る額 記載した合計の額を加えて得た額が、第 九条に規定する方法により算出した収益

イ 次に掲げる額を合算して得た額 同上

算定対象加入者回線(二)に対応した当該 電気通信役務の提供に係るものであって、 行規則第十四条第一号ハに規定する基礎的 との間に設置する電気通信回線に係る原価 海上保安機関又は消防機関が指定する場所 役務の提供に要する交換設備と警察機関、 基礎的電気通信役務原価(二)のうち施

則第十四条第一号ロに規定する基礎的電気 通信役務の提供に係るものに限る。)が、 の額を上回る場合の当該上回る額 第九条に規定する方法により算出した収益 基礎的電気通信役務原価(二)(施行規

十四条第二号イに規定する基礎的電気通信 次の1)及び2)に掲げる額(施行規則第

いずれか低い額 気通信役務の提供に係るものに限る。)の

- 出した収益の額を上回る場合の当該上 )が、第九条に規定する方法により質 第一号基礎的電気通信役務原価 第一号基礎的電気通信役務収支表の
- 該上回る額 り算出した収益の額を上回る場合の当 得た額が、第九条に規定する方法によ 第一の二に記載した合計の額を加えて 第一表に記載した営業費用の額に別表
- 気通信役務の提供に係るものに限る。)の 十四条第二号ロに規定する第一号基礎的電 いずれか低い額 次の①及び②に掲げる額(施行規則第

ホ

- 第一表に記載した営業費用の額に別表 出した収益の額を上回る場合の当該上 ) が、第九条に規定する方法により質 第一号基礎的電気通信役務原価(1 第一号基礎的電気通信役務収支表の
- 気通信役務の提供に係るものに限る。)の 十四条第二号ハに規定する第一号基礎的電 いずれか低い額 次の(1)及び(2)に掲げる額(施行規則第 該上回る額

り算出した収益の額を上回る場合の当

第一の二に記載した合計の額を加えて

得た額が、第九条に規定する方法によ

- 出した収益の額を上回る場合の当該上 )が、第九条に規定する方法により算 第一号基礎的電気通信役務原価(1
- 第一表に記載した営業費用の額に別表 第一の二に記載した合計の額を加えて 第一号基礎的電気通信役務収支表の

- 朩 役務の提供に係るものに限る。)のいずれ か低い額 十四条第二号ロに規定する基礎的電気通信 次の1)及び2)に掲げる額(施行規則第 九条に規定する方法により算出した収 基礎的電気通信役務原価(二)が、第
- 益の額を上回る場合の当該上回る額 基礎的電気通信役務収支表の第一表と
- た収益の額を上回る場合の当該上回ろ、第九条に規定する方法により算出し 記載した営業費用の額に別表第一の一 に記載した合計の額を加えて得た額が
- 役務の提供に係るものに限る。)のいずれ か低い額 十四条第二号ハに規定する基礎的電気通信 次の①及び②に掲げる額(施行規則第 益の額を上回る場合の当該上回る額 九条に規定する方法により算出した収 基礎的電気通信役務原価(二)が、第
- 記載した合計の額を加えて得た額が、第 記載した営業費用の額に別表第一の二に 基礎的電気通信役務収支表の第一表に

役務の提供に係るものに限る。)のいずれ か低い額

- 益の額を上回る場合の当該上回る額 九条に規定する方法により算出した収 基礎的電気通信役務原価(二)が、第
- に記載した合計の額を加えて得た額が た収益の額を上回る場合の当該上回る 記載した営業費用の額に別表第一の一 基礎的電気通信役務収支表の第一表は 第九条に規定する方法により算出し

																					:	八月月第				項	条第一	第十二	略	第二号	略	
第二条																					第三号	第二条			第一号基礎的	う。 )	一号基礎的	法第百		<u>夕</u> 法第百九条第二		
平均原																			得た額	除して	価	平均単			号基礎的電気通信役務の提供		[電気通信役務原	九条第二項の原価		第二項の原価		
基準原	た額	i 加	の	0)	標準偏	価		加	お	口	加	ナ	者	信	電	種	て の 第	`		除して	価	基準単					7原価」とい	(以下「第				
								第二条第七号														第二条第六号	それぞれ第一号は	诵	第一号基礎的電気			第一号基礎的電気通信役務原価		第一号基礎的電気通信役務原	11	該上回る額り算出した収益の
				た好	除して	<u> </u>	価二	平均単										得た額	除して	)	価(一	平均単	基礎的電気通	役務原価 (二)	電気通信役務原価			通信役務原価		通信役務原価		額た収益の額が
者回線におけ	アナログ加入	通信事業者の	適格電	`	除して得た額		)	基準単価(二	た額	倍の額を加え	標準偏差の二	単価(一)の	る加入者回線	者回線におけ	アナログ加入	通信事業者の	一種適格電気	`	除して得た額		)	基準単価(一	号基礎的電気通信役務の提供	一)の別に区分し	$\overline{}$			il mil		132		収益の額を上回る場合の当第九条に規定する方法によ
																						八項明第				項	条第一	第十二	[同上]	第二号	同上	
第二条																					第三号	第二条			基礎的電気通		礎的電気通信	第十二法第百九条第二項	古	第二号 第二条第		
平均原																			得た額	除して	価	平均単			理信役務の提供		『役務原価』という。	第二項の原価		第二項の原価		
基準原		た額	加	の	差 の 二	潍	価	口	加	お	口	加	ナ	者	信	電	の	`	た	L	価	基準単			供		という。)	(以下「基				
								第二条第七号														第二条第六号	礎的電気通信役務の	通信役務原価(二)	基礎的電気通信役務原価			基礎的電気通信役務原		基礎的電気通信役務原		の額を上回
					除して	)	価(二	平均単										得た額		)	価(一	平均単	提供	に区	務原価(一)			75原価		原価		る場合の当
における	グ加入者口	業者のアナロ	格電気通信	に、全ての	除して得た		<u> </u>	基準単価(二		を加えた額	差の二倍の	一)の標準偏	者回線単価	における加	グ加入者回	業者のアナ	格電気通信	に、全ての	除して得た		J	基準単価(		$\rightarrow$	$\sim$							の額を上回る場合の当該上回る額九条に規定する方法により算出した収益

第三条 気通信設備、これの附属設備並びにこれらを設置する土地及び施設を、当該各号に定める区分 気通信役務原価の区分に応じ、新規則第十二条第二項に規定する電気通信役務の提供に係る電 別表第 に区分して行うものでなければならない。 略 略 条第二号に規定する第一号基礎的電気通信役務原価 表第五第一及び第二の左欄の対象設備又は附属設備等ごとの同表第一及び第二の右欄の設備 前条の場合における新規則第十五条第一項の整理は、 一号基礎的電気通信役務原価(一) 第六号 一号<u>基礎的電気通信役務原価</u>の欄 気通信役務原価 設備管理部門の第一号基礎的電 第一号基礎的電気通信役務原価 略 [略] 略 価 팔 蒸 偨  $\mathbb{H}$ \* 価 平 74 澒  $\Box {\triangleright}$ 틢 重 9 均 話数 K 又 舥 単 严 慈 偨 基 価 ٧٧ 価 電台減 重 54 準 公話教費 単 艦 (前条の規定により読み替えて適用する新規則第一 号基礎的電気通信役務原価(二)の欄 第一号基礎的電気通信役務原価(一) 設備管理部門の第 略 通信役務原価(一 信役務原価 略 略 一号基礎的電気 号基礎的電気通 (一)をいう。以下同じ。) 山楼 の費 以外 削減 報電 計機 種公 徭一 5t 5v  $\mathbb{H}$ 次の各号に掲げる第一号基礎的電 種公 削減 少数 話機 衆 얦! S 54 通信役務原価(二 設備管理部門の第 第一号基礎的電気 一号基礎的電気通 信役務原価 倍の額を加え標準偏差の二 単価(二)の る加入者回線 種公 の費 以外 削減 **心数** 計機 無調 徭一  $\mathbb{H}$ رب م 及び第 新規則別 種公 **山数** 報電 計機 継| 第三条 前条の場合における新規則第十五条第一項の整理は、次の各号に掲げる基礎的電気通信 設備、これの附属設備並びにこれらを設置する土地及び施設を、当該各号に定める区分に区分 役務原価の区分に応じ、新規則第十二条第二項に規定する電気通信役務の提供に係る電気通信 別表第 して行うものでなければならない。 同上 同上 号に規定する基礎的電気通信役務原価(一)をいう。以下同じ。) び第二の左欄の対象設備又は附属設備等ごとの同表第一及び第二の右欄の設備区分又は設備 基礎的電気通信役務原価(一) 基礎的電気通信役務原価の欄 第六号 設備管理部門の<u>基礎的電気通信</u> 基礎的電気通信役務原価 役務原価 同上 同上 同上 亚 価 \* 严 蒸 偨 価 9 湞 픮 均 櫯 4 単 又 羧 焩 1> 舥 機削 偨 基  $\mathbb{H}$ S 価 価 (前条の規定により読み替えて適用する新規則第二条第二 滅 種 54 準 公話教費 艦 単 通信役務原価(二)の欄 甚礎的電気通信役務原価 原価 設備管理部門の基 礎的電気通信役務 務原価(一) 基礎的電気通信役 同上 [同上] [同上] の費 以外 削減 山 数 話機 衆 種公 能し رب م  $\mathbb{H}$ 少数 話機 衆 種公 얦! 務原価 (二) 基礎的電気通信役 原価 礎的電気通信役務 設備管理部門の基 新規則別表第五第一及 Î 者回線単価 差の二倍の を加えた額 二)の標準偏 及び基礎的電気

種公

種公

徭丨 رى مى

艇 |

額

の費 以外 削減 **山数** 計機 報電

> 削減 少数 計機 衆艦

費用

 $\mathbb{H}$ 

区分又は設備等区分

- 分又は設備等区分第一第一条で開の対象設備又は附属設備等ごとの同表第一及び第二の右欄の設備区第一第一及び第二の左欄の対象設備又は附属設備等ごとの同表第一及び第二の右欄の設備区条第三号に規定する第一号基礎的電気通信役務原価(二)(前条の規定により読み替えて適用する新規則第二二 第一号基礎的電気通信役務原価(二)(前条の規定により読み替えて適用する新規則第二
- 信役務原価の区分に応じ、当該各号に定める書類により行うものでなければならない。
  2 前条の場合における新規則第十五条第一項の整理は、次の各号に掲げる第一号基礎的電気通っ
- 分別費用明細表 | 分別費用明細表 | 分別費用明細表 | 分別費用明細表 | 分別費用明細表 | 分別費用明細表 | 一日本 |

定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。務原価(二)の算定について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる新規則の規類を開い、第一号基礎的電気通信役

第十七条

[略

第一種負担金算定等規則別表提供に係る第一種交付金及び三第一号基礎的電気通信役務の令和二年改正省令附則別表第

\* 12 ラ

- 区分第二の左欄の対象設備又は附属設備等ごとの同表第一及び第二の右欄の設備区分又は設備等第二の左欄の対象設備又は附属設備等ごとの同表第一及び第二の右欄の設備区分又は設備等号に規定する基礎的電気通信役務原価(二)(前条の規定により読み替えて適用する新規則第二条第三二基礎的電気通信役務原価(二)(前条の規定により読み替えて適用する新規則第二条第三
- 原価の区分に応じ、当該各号に定める書類により行うものでなければならない。 前条の場合における新規則第十五条第一項の整理は、次の各号に掲げる基礎的電気通信役務
- 設備区分別費用明細表、新規則別表第八第二に掲げる共通費等の配賦基準を用いて作成した新規則別表第九による、新規則別表第八第二に掲げる共通費等の配賦基準を用いて作成した新規則別表第九第一に掲げる費用算定方式額算定方法を用いて作成した新規則別表第七第一による固定資産明細表及び新規則別表第七額算定方法を用いて作成した新規則別表第七第一による固定資産明細表及び新規則別表第六に掲げる正味固定資産価基礎的電気通信役務原価(一)
- 第四条 新規則第十六条、第十七条及び第十八条の規定は、設備管理部門の基礎的電気通信役務第四条 新規則第十六条、第十七条及び第二条第一項の電気通信設備」と読み替えるものとするのは、「桝旛的電気通信容務の施律に係め及び負苗食質に増加・工業の関定中「桝旛的画のは、「桝旛的電気通信容務の施律に係め及び負苗食質に増加・工業の関定中「桝旛的画のは、「桝旛的電気通信容務の施律に係め及び負苗食質に対して、新規則第十七条の規定中「桝旛的画のは、「竹本の算定について準用する。この場合において、新規則第十七条の規定中「桝旛的電気通信役務等四条 新規則第十六条、第十七条及び第十八条の規定は、設備管理部門の基礎的電気通信役務
- 表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。 (二) の算定について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる新規則の規定中同2 新規則第十六条、第十七条及び第十八条の規定は、設備管理部門の基礎的電気通信役務原価

| 「同上] | 規則別表第七 | 「同上] | 「一种に推ける写在に それそれにある下神に推ける写在に訪み書えるものとする

第1 費用算定方式		第1 費用算定方式	
費用区分	算定方式	費用区分	算定方式
[略]		[同左]	
緊急通報用専用線	Σ {緊急通報用専用線回線数(距離帯別)×音声伝送専用線月額基本回線対(距離帯別)×音声伝送専用線月額基本回線対(距離帯別)×音声伝送専用線月額基本の線対(π)	緊急通報用専用線	∑ {緊急通報用専用線回線数(距離帯別)×音声伝送専用線月額   太回線料(距離帯別)×12} ×一般専用収支率×端末回線コスト
	減率×第一号基礎的電気通信役務対象通信比率		減率× <u>基礎的電気通信役務対象通信比率</u>
[第2略]		[第2 同左]	
前会 そすり 「 」 ) 114			

### 附 則

# 施行期日)

第 条 項 通  $\mathcal{O}$ 第  $\mathcal{O}$ 条 信  $\equiv$ 規 事  $\mathcal{O}$ 項 定 業 施  $\sum_{}$ は 法 様 第 行  $\mathcal{O}$ 式 令 省 九 施  $\mathcal{O}$ + 号 和 行 令 日 三 五  $\mathcal{O}$ 規 は 令 及 年 則 び 及 + 電 和 様 次 び 月 五. 気 式 第 条 年 通 十三 第 六 日 信 + カン 月 事 六 5 + 業 0 項 号 及 六 適 法 用 び 並 日  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 規 び L 第 定 に 部 か 項 5 は 様 第 を に 報 式 兀 改 施 告 + 条 行 お 正 す 期  $\mathcal{O}$ す 1 様 規 7 る。 限 る 法 定 が 式 + に 律 同 新 た だ 年 0 ょ 施 次 る 行 七 L 改 月 規 条 様 正 則 第 第 日 式 後 五 + と 以 条 項  $\mathcal{O}$ 降 電 に 1  $\mathcal{O}$ 気 う で 規 お あ 様 定 通 1 式 て る に 信 報 + 事 第 ょ 業 告 改 + る 正 報 改 か 兀  $\mathcal{O}$ 告 5 条 正 法 適 規  $\mathcal{O}$ 後 様 لح 用 則  $\mathcal{O}$ 式 第 第 電 す V  $\equiv$ る + 気 う

## 経過措置)

第二 کے が 信 1 き 新 て 条 口 に 施 線 は 限 設  $\sum_{}$ 行 り、 当 規 備  $\mathcal{O}$ 省 則  $\mathcal{O}$ 該 当 第 規 単 令 該 模 兀 位  $\mathcal{O}$ 単 + 施 区 位 新 条 域 行 区  $\mathcal{O}$ 施 が  $\mathcal{O}$ 域 六 行 同 際 は の <u>ニ</u> 規 号 現 引 則 に 12 き 第二 第 該 新 続 当 + 施 き 項 行 兀 L 同 に 条 な 規 号 規 < 則  $\mathcal{O}$ に 定 な 第 五. 該 す 第 兀 0 当 る た 十 す 規 項 場 条 る 模 に 合  $\mathcal{O}$ Ł を 規 に 八  $\mathcal{O}$ 超 定 あ  $\mathcal{O}$ لح す え 0 五 み る て 第 る なす 電 電 ŧ, 項 気 気 当 第 通 通 該 信 信 号 事 単 口 業 線 位 12 者 設 X 該 当  $\mathcal{O}$ 備 域 数 に す  $\mathcal{O}$ が る 規 お 単 模 1 以 を て 位 下 区 1 で う。 電 域 あ 気 12 る 通 0

2

0

省

令

 $\mathcal{O}$ 

施

行

 $\mathcal{O}$ 

際

現

に

新

施

行

規

則

第

兀

+

条

 $\mathcal{O}$ 

八

 $\mathcal{O}$ 

五.

第

項

第二

号

に

該

当

す

る

単

位

区

域

に

0

1

7

は 当 該 単 位 区 域 が 同 号 に 該 当 L な < な 0 た 場 合 に あ 0 7 ŧ, 当 該 単 位 区 域 は 引 き 続 き 同 뭉 に 該 当

するものとみなす。

3 事 業 第 年 度 条 に  $\mathcal{O}$ 係 規 る 定 会 に 計 ょ る  $\mathcal{O}$ 整 改 理 正 に 後 0  $\mathcal{O}$ 電 1 7 気 通 適 用 信 事 L 業 会 同 計 日 規 前 則 に 開  $\mathcal{O}$ 規 始 す 定 は る 事 業 令 年 和 度 五 12 年 係 兀 る 月 ŧ <del>---</del>  $\mathcal{O}$ 日 12 以 後 0 に 1 開 7 始 は す な る

お従前の例による。

4 第 線 ょ 条 匹 る 第 設  $\sum_{i}$ + \_ 改 備  $\mathcal{O}$ 省 正 項 を 条 令 後 設 第  $\mathcal{O}$ 同 置  $\mathcal{O}$ 三 事 す 条 施 項 行 業 第 る 者 用 兀  $\mathcal{O}$ 際 同 電 項 に 条 現 気 12 限 第 る に 通 お 第二 信 兀 1 項 設 7 12 備 読 号 は 基 お 規 4 ک 則 替 礎 1 7 で え 的  $\mathcal{O}$ 読 定 7 省 電 4 準 気  $\Diamond$ 令 替 る 用 通  $\mathcal{O}$ え 技 信 す 施 7 る 役 術 行 準 基 場 務  $\mathcal{O}$ 用 準 合 を 日 す を 提 に か る 適 含 5 供 場 合 六 L む 合 す 7 月 る を 以 1 含 こと る  $\mathcal{O}$ 内 む 規 電 に に 定 気 0 12 電 通  $\mathcal{O}$ 1 ょ 気 信 規 7 Ŋ 事 通 定 自 業 信 に 第 者 5 事  $\equiv$ ょ 業 確 り、 電 認 条 法 第 気  $\mathcal{O}$ そ 規 兀 通  $\mathcal{O}$ + 信 同 定 結 法 に 口

5 三  $\mathcal{O}$ + 契 同 項 万 約 を  $\mathcal{O}$ を 中 数 提 省 超 が 供 令 第 え 三  $\mathcal{O}$ な + て 施 1 号 万 行 1 基 ŧ を る  $\mathcal{O}$ 超 際  $\mathcal{O}$ 礎 電 を 的 え 気 現 除 る 電 通 12 者 < 信 気 第 を 通 事 除 号 信 業 役 < 者 基 とす 務 礎 令 的 る لح 12 和 電 あ 対 五. 気 す 年 る 通 六 る 信  $\mathcal{O}$ は 改 月 役 三 正 務 法 + そ 第 附 日 則 12  $\mathcal{O}$ 一号 第 契 お 基 三 け 約 礎 条 る 数 第 当 的 が 三 該 電 気 項 第 + 通 万  $\mathcal{O}$ 信 号 規 を 役 定 基 超 務 え  $\mathcal{O}$ 礎 な 適 的 (そ 用 電 1  $\mathcal{O}$ ŧ 12 気 契 0 通  $\mathcal{O}$ 約 信 に 11 数 7 役 限

果

を

総

務

大

臣

12

届

け

出

な

け

れ

ば

な

5

な

1

が

は

務

る